

目 次

会期日程表	1
陳情文書表	3
第 1 号 (9月12日)	
開会、散会の日時	5
出席議員	5
欠席議員	5
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	5
事務局出席者	5
議事日程	6
開会及び開議の宣告	8
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
諸般の報告	8
行政報告	8
承認第4号の上程、説明	9
承認第5号の上程、説明	10
同意第4号の上程、説明	10
同意第5号～同意第9号の一括上程、説明	11
議案第38号の上程、説明	12
議案第39号の上程、説明	13
議案第40号の上程、説明	14
議案第41号の上程、説明	14
議案第42号の上程、説明	16
議案第43号の上程、説明	16
議案第44号の上程、説明	17
議案第45号の上程、説明	17
認定第1号の上程、説明	18
認定第2号の上程、説明	19
認定第3号の上程、説明	20
認定第4号の上程、説明	21
認定第5号の上程、説明	22
認定第6号の上程、説明	23
報告第12号の上程、報告	24
報告第13号の上程、報告	24
報告第14号の上程、報告	25

散会の宣告	25
第 2 号 (9月13日)	
開議、散会の日時	27
出席議員	27
欠席議員	27
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	27
事務局出席者	27
議事日程	28
開議の宣告	29
一般質問	29
宮 城 貢 議員	29
平 良 嗣 男 議員	36
吉 浜 覚 議員	38
大 山 美佐子 議員	46
新 崎 悟 一 議員	49
宮 城 美和子 議員	58
宮 城 良 治 議員	61
大 城 邦 彦 議員	66
大 城 佐 一 議員	72
散会の宣告	81
第 3 号 (9月14日)	
開議、散会の日時	83
出席議員	83
欠席議員	83
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	83
事務局出席者	83
議事日程	84
開議の宣告	86
承認第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	86
承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	86
同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決	87
同意第5号～同意第9号の一括上程、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	87
議案第38号の質疑、委員会付託	89
議案第39号の質疑、委員会付託	89
議案第40号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	89
議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	90

議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	92
議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託	93
認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	94
認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	96
認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	96
認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	96
認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	97
認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託	97
諸般の報告	98
散会の宣告	98

第4号(9月22日)

開議、閉会の日時	99
出席議員	99
欠席議員	99
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名	99
事務局出席者	99
議事日程	100
開議の宣告	101
議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	101
議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決	102
議案第41号～議案第45号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	103
議案第40号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	107
陳情第14号及び陳情第15号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決	112
意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	114
意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決	115
閉会の宣告	117
署名議員	117

※途中ページが抜けている箇所は、仕切りとなっている部分を省いて掲載しております。

令和5年第7回定例会会議録
(会期日程表)

開会 令和5年9月12日
会期11日間
閉会 令和5年9月22日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月12日	火	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・陳情の委員会付託・議長諸般の報告・村長行政報告・承認・同意・議案提案説明・報告3件
9月13日	水	本会議	午前10時	一般質問
9月14日	木	本会議	午前10時	承認第4号質疑、委員会付託省略(即決) 承認第5号質疑、委員会付託省略(即決) 同意第4号～第9号質疑、委員会付託省略(即決) 議案第38号質疑、経済建設常任委員会付託 議案第39号質疑、総務常任委員会付託 議案第40号質疑、決算審査特別委員会付託 議案第41号～第45号質疑、予算審査特別委員会付託 認定第1号～第6号質疑、決算審査特別委員会付託
		委員会	午後1時30分	議案第38号経済建設常任委員会(説明～採決)
		委員会	午後2時	議案第39号総務常任委員会(説明～採決) 陳情第14号及び第15号総務常任委員会(検討～採決)
9月15日	金	委員会	午前10時	議案第41号～第45号予算審査特別委員会 (説明～採決)
9月16日	土	休 会		
9月17日	日	休 会		
9月18日	月	休 会		
9月19日	火	休 会		
9月20日	水	委員会	午前10時	議案第40号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (説明～検討)
9月21日	木	委員会	午前10時	議案第40号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 (検討～採決)
9月22日	金	本会議	午前10時	議案第38号経済建設常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決 議案第39号総務常任委員会委員長報告、質疑、討論、表決

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
9月22日	金	本会議	午前10時	議案第41号～第45号予算審査特別委員会委員長報告、 質疑、討論、表決 議案第40号、認定第1号～第6号決算審査特別委員会 委員長報告、質疑、討論、表決 総務常任委員会委員長報告（陳情）質疑、討論、表決 意見書等の処理（閉会）

会期日数 11日間 本会議日数 4日間 委員会日数 4日間 休会日数 4日間

陳 情 文 書 表

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
6	令和5年6月21日	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書	やんばる・村民絆の会 代表 仲宗根 繁	議員配布
7	令和5年6月26日	大宜味村議会令和5年第4回定例会の議案第32号の提案と採決が大宜味村議会条例に則って適正に行われたかの検証を求める陳情	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布
8	令和5年6月26日	大宜味村議会令和5年第4回定例会の議案第31号「大宜味村第5次総合計画基本構想の一部変更について」の提案と採決が、「大宜味村総合計画策定条例」及び「大宜味村議会条例」に則って適正に行われたかの検証を求める陳情	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布
9	令和5年6月26日	大型宿泊施設誘致及び結の浜整備に関する議案「大宜味村企業誘致及び企業立地促進条例」（議案第36号）についての適正な審議を求める陳情	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布
10	令和5年6月26日	傍聴人へ議案内容などの資料の提供を求める陳情	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布
11	令和5年6月26日	陳情者が意見陳述等を行う場を設けることを求める陳情	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布
12	令和5年6月26日	大宜味村議会条例の目的が達成されているかどうかを検討することを求める陳情書	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布

受理 番号	受理年月日	件 名	陳情者氏名	付託委員会
13	令和5年8月14日	有事法制に基づき早急に全国に地下シェルター建設を求める意見書の採択の陳情	やんばる・村民絆の会 代表 仲宗根 繁	議員配布
14	令和5年8月17日	森林環境譲与税の譲与基準見直しについて	北部市町村議会議長会 会長 渡久地 政雄	総務常任委員会
15	令和5年8月28日	健康保険証の存続を求める陳情	沖縄県保健医協会 会長 高嶺 朝広	総務常任委員会
16	令和5年9月4日	令和6年度福祉施策及び予算の充実について（陳情）	沖縄県社会福祉施策・ 予算対策協議会 会長 湧川 昌秀	議員配布
17	令和5年9月5日	宮城貢議員が大宜味村主催説明会において行ったビラ配布と発言について、議会において本人の説明と謝罪を求める陳情書	大宜味村喜如嘉618番地 山本 大五郎	議員配布

令和5年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第1号) 令和5年9月12日

1. 開会、散会の日時

開 会 (令和5年9月12日 午前10時00分)

散 会 (令和5年9月12日 午前11時09分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4		村長行政報告	
5	承認 第4号	専決処分の承認を求めることについて （令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号））	提案説明
6	承認 第5号	専決処分の承認を求めることについて （令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））	提案説明
7	同意 第4号	教育委員会委員の任命について	提案説明
8	同意 第5号	農業委員会委員の任命について【山内典貴】	提案説明
9	同意 第6号	農業委員会委員の任命について【松本政隆】	提案説明
10	同意 第7号	農業委員会委員の任命について【眞喜志条治】	提案説明
11	同意 第8号	農業委員会委員の任命について【稲福杏子】	提案説明
12	同意 第9号	農業委員会委員の任命について【宮城丈也】	提案説明
13	議案 第38号	令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	提案説明
14	議案 第39号	大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について	提案説明
15	議案 第40号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	提案説明
16	議案 第41号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	提案説明
17	議案 第42号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	提案説明
18	議案 第43号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	提案説明
19	議案 第44号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	提案説明

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	議案 第45号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	提案説明
21	認定 第1号	令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	提案説明
22	認定 第2号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
23	認定 第3号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
24	認定 第4号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
25	認定 第5号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	提案説明
26	認定 第6号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	提案説明
27	報告 第12号	令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	報告
28	報告 第13号	令和4年度決算に基づく健全化判断比率について	報告
29	報告 第14号	令和4年度決算に基づく資金不足比率について	報告

◎開会及び開議の宣告

- 議長（大城佐一） 起立、礼。おはようございます。
ただいまから令和5年第7回大宜味村議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名議員の指名

- 議長（大城佐一） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番 宮城良治議員及び3番 大城邦彦議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（大城佐一） 日程第2 会期の決定を議題にします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月22日までの11日間にしたいと思います。
御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。
したがって会期は、本日から9月22日までの11日間に決定しました。
-

◎諸般の報告

- 議長（大城佐一） 日程第3 諸般の報告を行います。
本定例会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。
本定例会までに受理した陳情は、お手元に配りました陳情文書表のとおり総務常任委員会に付託いたしますから報告します。
次に地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査の結果報告書がお手元に配りましたとおり提出されています。
次に議長の会議等の報告については、お手元に報告書を配付しておりますので、お目通しください。
これで諸般の報告を終わります。
-

◎行政報告

- 議長（大城佐一） 日程第4 行政報告を行います。
村長から行政報告の申出がありました。これを許します。村長。
(友寄景善村長 登壇)
- 村長（友寄景善） おはようございます。
一般行政報告といたしまして、本年6月から8月までをかいつまんで報告申し上げます。
6月21日に役場庁舎内において、平和の礎を読み上げる集いが行われ、村関係者1,480人の名前を、

中学生、高校生を含む村民など40名で読み上げ、世界の恒久平和を発信いたしました。

6月23日には、糸満市の平和祈念公園で開催されました沖縄全戦没者追悼式に参列し、平和への誓いを新たにしました。

7月1日には、浦添市内で、大宜味村一心クガニー芸能協会の第25回定期総会に出席し、郷友会の方々と交流を深めてまいりました。

7月3日の月曜日に、宮城政信新教育長の辞令交付式を役場会議室において大勢の職員の前で行いました。今回の議会から初めての出席となります。よろしくお願いいたします。

7月3日の同日に、北部市町村持ち回りで開催されていましたが、社会を明るくする運動出発式が、今年からは市町村ごとで開催され、本村でも庁舎玄関前での独自開催となりました。

7月13日には、県内6市村で構成する海外短期留学実行委員会の本年度の米国への関係留学出発式が那覇空港で開催され、本村から中学生1名が参加しました。

7月24日には、奄美・やんばる広域圏交流推進協議会総会が徳之島町で開催され、歴史的、地理的につながりの深い奄美地域との交流を深めてまいりました。

8月8日には、カジマヤー・トーカチを迎えられる方々を慶祝訪問させていただき、健康長寿を祝いました。

8月11日には、山の日 全国大会沖縄2023の記念式典が、大宜味小中学校体育館特設会場であり、県内外から1,000名余の人々が参加し、盛大に開催されました。

8月17日には、台風の影響で延期になっていましたシークワサー青切り出荷式が名護市内であり、シークワサーの収穫シーズンを迎えました。

8月24日には、大型宿泊施設誘致に関する地域説明会を旧大宜味小学校体育館で開催し、3回目となる今回は、初めてホテル事業者側からも参加し、直接事業概要の説明をさせていただきました。

8月27日には、4年ぶりとなる村陸上競技大会を9か字が参加して開催し、村体育協会の会長として参加しました。

なお、令和5年度入札結果報告を添付しておりますので、お目通しください。

○ 議長（大城佐一） これで行政報告を終わります。

◎承認第4号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

補足といたしまして、8月前半の台風の後、取水地から浄水施設まで水の流れが少なくなっており、工場への工水の供給が充分でない状態となっており、担当職員の方で原因を調査し、導水施設における

修繕が急を要するため、専決処分にて補正を行い、本議会において承認を求めるものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎承認第5号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としましては、令和5年8月の台風6号被害に対処する予算措置を早急に行う必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第4号）を令和5年8月25日に専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、本議会で報告し、承認を求めるものでございます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第4号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第7 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

村長の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第4号 教育委員会委員の任命について

大宜味村教育委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字大兼久34番地

氏 名 金城 健

昭和35年2月16日生

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第3条の規定による教育委員会の委員のうち、島袋きよみ委員が令和5年6月30日に辞職したことに伴い、後任の委員を任命したので、同法第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

金城 健氏は教職員経験者で、中学、高校の教員として、またバスケットボールの指導者として顕著な実績を残されております。本村教育行政においても頑張っていただきたいと思っております。

なお、履歴書を添付しておりますのでお目通しをお願いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎同意第5号～同意第9号の一括上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第8 同意第5号 農業委員会委員の任命について、日程第9 同意第6号 農業委員会委員の任命について、日程第10 同意第7号 農業委員会委員の任命について、日程第11 同意第8号 農業委員会委員の任命について及び日程第12 同意第9号 農業委員会委員の任命について一括して議題とします。

村長に申し上げます。一括議題としましたので、同意第5号は全文を読み上げていただき、同意第6号から同意第9号までは同意番号と件名、住所、氏名、生年月日のみを読み上げてください。

村長の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 同意第5号 農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字饒波1928番地1 村営饒波団地3棟1号

氏 名 山内 典貴

昭和49年4月14日生

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

農業委員会委員の任期が令和5年9月30日で満了となることに伴い、再任したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

同意第6号 農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字田港76番地

氏 名 松本 政隆

昭和61年3月30日生

同意第7号 農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字津波420番地 村営渡海団地5棟4号

氏 名 眞喜志 条治

昭和55年10月14日生

同意第8号 農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字喜如嘉575番地

氏 名 稲福 杏子

昭和52年5月2日生

同意第9号 農業委員会委員の任命について

大宜味村農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

住 所 大宜味村字塩屋701番地

氏 名 宮城 丈也

昭和31年6月5日生

同意第5号から第9号まで委員の決定した主な理由について、補足説明を行いたいと思います。

説明資料は3ページから7ページにありますので御参照してください。

農業委員会等に関する法律第8条第1項及び大宜味村農業委員会の委員の選任に関する規則及び大宜味村農業委員選考委員会規則等に基づき、令和5年8月17日・8月29日に選考委員会を開催し、7人の推薦から5人の委員を決定しました。

5人の委員の決定した主な理由は、農業委員会等に関する法律第8条第5項に基づき、認定農業者を過半数に占めるようにしなければならないとあることから、3人の認定農業者（同意第5号 山内典貴、同意第6号 松本政隆、同意第8号 稲福杏子）を決定しております。

次に村独自の基準要件で地域性を考慮し、地域の偏りが生じないように選考するとあり、また農業者であることから1人（同意第7号 眞喜志条治）を決定しております。

最後に農業委員会等に関する法律第8条第6項に基づき、利害関係を有していない者が含まれるようにしなければならないことから、中立立場の1人（同意第9号 宮城丈也）を決定しております。

以上で補足説明を終わります。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第38号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第38号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第38号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について、下記のとおり契約を締結したいので、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事
- 2 契約の方法 指名競争入札による契約
- 3 契約金額 金9,570万円
- 4 契約の相手 大宜味村字白浜442-657
有限会社 山城建設
代表取締役 山城 小夜美

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

本件については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和47年条例第6号）第2条の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

本工事の路線は、根路銘集落と上原集落を結ぶ道路で、沈下等による舗装の亀裂など路面状態が悪く、法面からの落石も見られ、民家や通行車両にも危険な状況となっており早急な整備を要する工事であります。

工事概要は、道路改良工事、延長68mとなっております。

なお、平面図等を添付しておりますので御参照ください。御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第39号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第14 議案第39号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第39号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について

上記の議案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）について、変更手続きの対象となる事業の追加及び計画本文の修正を行うにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第10項の規定により、議会の議決が必要なため、この案を提出する。

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは補足説明させていただきます。

説明資料の16ページをお開きください。また、18ページ、19ページの変更前、変更後の対照表を併せて参照いただきたいと思います。

変更箇所については、現行の計画書26ページからの生活環境整備の7）その他の本文中の文言の一部を削除と追記。

また、28ページの事業計画に新規事業として、海岸保全施設を追記したものでございます。

17ページの新旧対照表の右側のほうで示しておりますが、理由といたしまして、海岸保全施設において一部老朽化が激しい箇所の対策を講じる必要があり、本計画の対象としたい旨、文言、事業名等の追加を行い、事前の県との協議を踏まえて本議会に提案し議決を求めるものです。

なお、詳細につきましては、委員会にて説明させていただきますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第40号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第15 議案第40号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第40号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金を別紙のとおり処分したいので、議会の議決を求める。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

提案理由

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定に基づき、この案を提出する。

内容説明ですが、説明資料20ページをお開きください。

下段の右から3番目、決算に基づく収益的収入から収益的支出を差し引いた純利益としての未処分利益剰余金が205万1,500円。そのうちから建設改良積立金に142万8,138円として積み立てるものと、村負担金の還付として62万3,362円を地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て処分するものであります。

詳しい内容につきましては、委員会にて説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第41号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第16 議案第41号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第41号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）

令和5年度大宜味村の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億7,439万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ46億944万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

補足説明を担当課長からさせていただきます。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（佐久川紀亮） それでは私のほうから補正予算の概要を説明いたします。

今回の予算の補正は、2億7,439万1,000円の増額補正となっております。

歳入の主な概要を説明いたします。予算書1ページをお開きください。

10款地方交付税7,314万8,000円の増額については、普通交付税決定に伴う増額となっております。

14款国庫支出金4,757万7,000円の減額については、主に土木費国庫補助金のうち北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費の減によるものとなっております。

15款県支出金1,625万7,000円の減額ですが、主に農林水産業費県補助金のうち農林水産物流通条件不利性解消事業費補助金の減によるものです。

19款繰越金2億6,873万6,000円の増額については、令和4年度決算額確定に伴うものとなっております。

21款村債743万2,000円の減額については、主に臨時財政対策債及び総務債の減によるものとなっております。

以上が歳入の主な概要です。

続きまして歳出の主な概要を説明します。予算書の2ページをお開き下さい。

2款総務費199万4,000円の減額については、主に総務管理費（新庁舎整備事業・新庁舎移転事業）の減によるものとなっております。

3款民生費411万6,000円の増額については、主に児童福祉総務費（子ども・子育て支援事業計画策定業務）によるものです。

4款衛生費482万4,000円の増額については、主に予防費（新型コロナワクチン接種事業）及び環境衛生費（特定外来生物防除委託料）によるものとなっております。

6款農林水産業費2,982万1,000円の減額ですが、主に農業振興費（農林水産物流通条件不利性解消事業）によるものとなっております。

8款土木費4,320万3,000円の減額については、主に道路新設改良費（北部連携促進特別振興対策特定開発事業）によるものです。

10款教育費167万9,000円の増額については、主に文化財保護費（喜如嘉の芭蕉布事業補助金）の増によるものとなっております。

予算書の3ページをお開き下さい。

11款災害復旧費1,869万5,000円の増額については、農林水産施設災害復旧費の増によるものとなっております。

13款諸支出金2億3,436万9,000円の増額については、基金費（財政調整基金費）のほうで増となっているものです。

14款予備費については、8,560万8,000円の増額しております。

以上が歳出の主な概要です。

4 ページには、第 2 表 債務負担行為、5 ページには、第 3 表 地方債補正を記載しております。

詳細については、予算審査特別委員会で各担当課長より説明させていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 4 2 号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第 17 議案第 42 号 令和 5 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第 42 号 令和 5 年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）令和 5 年度大宜味村の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,895 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 1,497 万 8,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 9 月 12 日提出

大宜味村長 友寄景善

内容としては、歳入で 5 款県支出金 30 万円の増額、8 款繰入金 100 万円の減額、9 款繰越金 7,965 万 2,000 円の増額、歳出で 1 款総務費 17 万 3,000 円、2 款保険給付費 30 万円、予備費に 7,847 万 9,000 円の増となっております。

御審議のほどよろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第 4 3 号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第 18 議案第 43 号 令和 5 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第 43 号 令和 5 年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）令和 5 年度大宜味村の簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 542 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 444 万 3,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

主な内容としましては、歳入で4款繰入金200万円の減、5款繰越金742万7,000円の増、歳出で1款簡易水道総務費240万6,000円の増については、主に修繕費の増額によるものです。4款予備費302万1,000円の増となっております。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお祈いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第44号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第19 議案第44号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第44号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）令和5年度大宜味村の公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ776万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,229万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

主な内容としましては、歳入で3款繰入金481万2,000円の増、4款繰越金294万8,000円の増、歳出で1款公共下水道事業総務費776万円の増については、主に修繕費の増額によるものです。

なお、詳細については、予算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお祈いします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎議案第45号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第20 議案第45号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 議案第45号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）令和5年度大宜味村の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ33万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出そ

れぞれ3,677万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、歳入で、5款繰越金2万5,000円の減額、6款諸収入35万5,000円の増額、歳出で、予備費に33万円を増額する補正となっております。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第1号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第21 認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

なお、内容につきましては、担当課長のほうから説明いたします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

（佐久川紀亮財務課長 登壇）

○ 財務課長（佐久川紀亮） それでは認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、内容のほうを説明いたします。

先に今回の認定提案に至る経過のほうを簡単に説明いたします。

令和5年7月3日に大宜味村会計管理者から村長宛てに令和4年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算書が提出され、村長は、令和5年7月5日付で監査委員に対しまして、地方自治法第233条第2項の規定により審査を求めたところ、令和5年8月25日付で監査委員より一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに定額資金運用基金運用状況調書の審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定により、今議会に令和4年度の決算認定をお願いするところであります。

それでは、内容のほうを説明したいと思います。

歳入の概要を主な款で御説明いたします。決算書の1ページをお開きください。

1款村税ですが、調定額8億3,616万5,781円に対しまして、収入済額8億2,201万7,214円となり、収納率は98.3%となっております。なお、不納欠損額については127万1,719円となっております。

決算書の2ページをお開きください。

13款使用料及び手数料ですが、調定額6,271万5,735円に対しまして、収入済額5,629万8,021円となり、収納率は89.8%となっております。

14款国庫支出金ですが、調定額 5 億 1,610 万 7,122 円に対しまして、収入済額 4 億 2,148 万 3,922 円となり、収納率は 81.7% となっております。なお、9,462 万 3,000 円は翌年度へ繰り越しております。

15 款県支出金ですが、調定額 6 億 436 万 9,838 円に対しまして、収入済額 3 億 9,121 万 5,918 円となり、収納率は 64.7% となっております。なお、2 億 1,502 万 4,000 円は翌年度へ繰り越しております。

20 款諸収入ですが、調定額 9,772 万 4,393 円に対して、収入済額 9,697 万 4,573 円となり、収納率は 99.2% となっております。

次に歳出の概要を主な款で御説明いたします。決算書の 4 ページをお願いします。

2 款総務費ですが、予算現額 19 億 7,288 万 2,000 円に対しまして、支出済額 16 億 2,612 万 9,320 円となっており、新庁舎整備事業外 6 件の繰越事業がありまして、執行率は 82.4% となっております。

3 款民生費ですが、予算現額 6 億 7,196 万 4,000 円に対しまして、支出済額 6 億 5,946 万 838 円となっており、執行率は 98.1% となっております。

4 款衛生費ですが、予算現額 3 億 9,660 万 2,000 円に対して、支出済額 3 億 3,006 万 8,814 円となっており、名護市し尿処理施設建設事業の繰越しがありまして、執行率は 83.2% となっております。

6 款農林水産業費ですが、予算現額 2 億 9,435 万 6,000 円に対しまして、支出済額 1 億 8,861 万 9,094 円となっており、災害に強い栽培施設整備事業外 3 件の繰越事業がありまして、執行率は 64.1% となっております。

7 款商工費ですが、予算現額 3 億 2,244 万円に対しまして、支出済額 3 億 240 万 145 円となっており、大宜味村自転車活用推進事業の繰越しがあり、執行率は 93.8% となっております。

8 款土木費については、予算現額 6 億 8,411 万 6,000 円に対して、支出済額 3 億 9,847 万 4,791 円となっており、社会資本整備総合事業外 4 件の繰越事業がありまして、執行率は 58.2% となっております。

決算書の 5 ページをお開きください。

10 款教育費ですが、予算現額 4 億 2,206 万 7,000 円に対しまして、支出済額 4 億 23 万 5,915 円となっており、埋蔵文化財調査費（新庁舎整備事業）の繰越事業がありまして、執行率は 94.8% となっております。

決算書 68 ページをお願いします。

実質収支に関する調書となります。歳入総額 57 億 704 万 7,743 円、歳出総額 50 億 9,200 万 5,320 円となり、翌年度へ繰り越すべき財源 2 億 2,630 万 6,000 円を差し引いた実質収支額は、3 億 8,873 万 6,423 円となっております。

以上で説明を終わりますが、詳細については決算審査特別委員会で各担当課長より説明いたします。御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎ 認定第 2 号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第 22 認定第 2 号 令和 4 年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第 2 号 令和 4 年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） それでは認定第2号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の概要を主な款で説明いたします。

1款国民健康保険税ですが、調定額7,109万9,139円に対しまして、収入済額6,506万8,418円となり、収納率91.5%で、収入全体に占める割合は11.3%となっております。なお、68万1,700円を不納欠損としております。

5款県支出金ですが、調定額3億8,991万339円に対しまして、収入済額も同額となり、収入全体に占める割合は67.2%となっております。

8款繰入金ですが、調定額4,731万6,239円に対しまして、収入済額も同額となっております。

決算書、2ページをお開きください。歳出の概要を説明いたします。

1款総務費ですが、予算現額529万2,000円に対しまして、支出済額474万1,914円となり、執行率は89.6%となっております。

2款保険給付費ですが、予算現額4億162万8,000円に対しまして、支出済額3億4,912万7,618円となり、執行率は86.9%となっております。

3款国民健康保険事業費納付金ですが、予算現額1億2,042万5,000円に対しまして、支出済額1億2,042万3,472円となっております。執行率は、ほぼ100%となっております。

6款保険事業費ですが、予算現額1,127万7,000円に対しまして、支出済額1,056万311円となっております。執行率は、93.6%となっております。

9款諸支出金ですが、予算現額125万9,000円に対しまして、支出済額108万5,287円となっております。執行率は、86.2%となっております。

決算書19ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額5億7,559万1,545円、歳出総額4億8,593万8,602円、歳入歳出差引額8,965万2,943円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第3号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第23 認定第3号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 認定第3号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

- 議長(大城佐一) 建設環境課長。

(花田義徳建設環境課長 登壇)

- 建設環境課長(花田義徳) それでは認定第3号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明させていただきます。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な内容を説明いたします。

2款使用料及び手数料ですが、調定額7,575万4,163円に対しまして、収入済額7,529万10円で、収納率は99.4%となっております。

2款使用料及び手数料以外の款につきましては、調定額と同額収入済額となっております。

次に決算書2ページのほうをお開きください。歳出の主な内容を説明させていただきます。

1款簡易水道総務費につきましては、予算現額1億2,174万7,000円に対しまして、支出済額1億364万8,004円、塩屋大橋橋梁添架配水管修繕工事の繰越しがありまして、執行率は85.1%となっております。

3款公債費につきましては、予算現額4,203万9,000円に対しまして、支出済額4,201万3,081円となり、執行率は99.9%となっております。

歳出予算現額の総額1億6,624万5,000円に対しまして、支出済額の総額1億4,566万1,085円となり、全体の執行率は87.6%となっております。

決算書7ページのほうをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額1億5,608万8,583円、歳出総額1億4,566万1,085円、歳入歳出差引額1,042万7,498円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長(大城佐一) これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第4号の上程、説明

- 議長(大城佐一) 日程第24 認定第4号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

(友寄景善村長 登壇)

- 村長(友寄景善) 認定第4号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に

ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 建設環境課長。

（花田義徳建設環境課長 登壇）

○ 建設環境課長（花田義徳） それでは認定第4号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な内容を説明いたします。

1款使用料及び手数料ですが、調定額504万2,686円に対しまして、収入済額500万4,412円で、収納率は99.2%となっております。

1款使用料及び手数料以外の款においては、調定額と同額収入済額となっております。

次に決算書2ページをお開きください。歳出の主な内容を説明いたします。

1款公共下水道事業総務費については、予算現額3,411万3,000円に対しまして、支出済額3,301万4,473円となり、執行率96.8%となっております。

3款公債費については、予算現額510万1,000円に対しまして、支出済額507万9,000円となり、執行率は99.6%となっております。

歳出予算現額の総額4,132万2,000円に対しまして、支出済額の総額3,809万3,473円となり、全体の執行率は92.2%となっております。

次に決算書7ページのほうをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額4,204万2,323円、歳出総額3,809万3,473円、歳入歳出差引額394万8,850円となり、実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第5号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第25 認定第5号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第5号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

（宮城 敦住民福祉課長 登壇）

○ 住民福祉課長（宮城 敦） それでは認定第5号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、内容を説明いたします。

決算書1ページをお開きください。歳入の主な概要を説明いたします。

1 款後期高齢者医療保険料ですが、調定額2,152万5,308円に対しまして、収入済額2,148万9,181円となり収納率99.8%で、収入全体に占める割合は53.9%となっております。

4 款繰入金ですが、調定額1,477万3,048円に対しまして、収入済額も同額となっております。歳入は以上です。

決算書2ページをお開きください。歳出の主な概要を説明いたします。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金ですが、予算現額3,936万8,000円に対しまして、支出済額3,915万9,561円となり、執行率は99.5%となっております。

歳出予算現額の総額は4,023万9,000円に対しまして、支出済額の総額は3,967万868円となり、全体の執行率は98.6%となっております。

決算書7ページをお開きください。

実質収支に関する調書ですが、歳入総額3,984万6,387円、歳出総額3,967万868円、歳入歳出差引額17万5,519円となり実質収支額も同額となっております。

詳細につきましては、決算審査特別委員会で説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎認定第6号の上程、説明

○ 議長（大城佐一） 日程第26 認定第6号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

本認定について提案理由の説明を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 認定第6号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和5年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

内容につきましては、担当課長から説明させていただきます。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

（福地 亮企画観光課長兼プロジェクト推進室長 登壇）

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） それでは補足説明をさせていただきます。

決算書の16ページをお開きください。資料が縦になっていると思いますのでよろしく願いいたします。

こちらのほうでは、まず2の業務ですね、(1)業務量のほうで給水戸数が2戸、2社の分となっております。年間給水量が1万3,345㎥の実績となっております。

次、(2)のほうで事業収入に関する事項、工業用事業収益の合計が494万8,234円。主なものといたしまして、給水収益61万5,102円、これは工業用水を事業者へ送っている使用料になっております。100%の収入となっております。それと264万円の村一般会計からの負担金によるものと雑収益31万5,168円によるものとなっております。

その下、(3)事業費に関する事項、工業用水道事業費用の合計が289万6,734円となっております。こちらは前年度から92万4,707円の減となっております。主な内容といたしましては、浄水施設の光熱水費等、維持費によるものとなっております。

(2)の収入から(3)の事業費を差し引いた額は当年度純利益として205万1,500円、5ページ、6ページに記載しております剰余金処分の額に計上されたものとなっております。

詳しい内容につきましては、委員会において説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

◎報告第12号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第27 報告第12号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第12号 令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、令和4年度沖縄県町村土地開発公社事業及び決算について別紙のとおり報告する。

令和5年9月12日提出

大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第13号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第28 報告第13号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第13号 令和4年度決算に基づく健全化判断比率について

令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の健全化判断比率について、同項の規定により、下記のとおり4つの指標はいずれも早期

健全化基準以下であることを報告する。

令和5年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎報告第14号の上程、報告

○ 議長（大城佐一） 日程第29 報告第14号 令和4年度決算に基づく資金不足比率についてを議題とします。

報告を求めます。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 報告第14号 令和4年度決算に基づく資金不足比率について

令和4年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第2項の資金不足比率について、同条第1項の規定により、下記のとおり経営健全化基準以下であることを報告する。

令和5年9月12日提出
大宜味村長 友寄景善

○ 議長（大城佐一） これで報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前11時09分）

令和5年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第2号) 令和5年9月13日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年9月13日 午前10時00分)

散 会 (令和5年9月13日 午後4時26分)

2. 出席議員 (10名)

1番議員	宮 城 貢	6番議員	前 田 孝
2番議員	宮 城 良 治	7番議員	新 崎 悟 一
3番議員	大 城 邦 彦	8番議員	吉 浜 覚
4番議員	大 山 美佐子	9番議員	平 良 嗣 男
5番議員	宮 城 美和子	10番議員	大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長	友 寄 景 善	教 育 長	宮 城 政 信
総 務 課 長	宮 城 豊	教 育 課 長	真喜志 亮
財 務 課 長	佐久川 紀 亮	農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 嶺 実
住 民 福 祉 課 長	宮 城 敦	監 査 事 務 局 長	新 城 寛
企 画 観 光 課 長 兼 プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長	福 地 亮	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	宮 城 豊
産 業 振 興 課 長	大 嶺 実		
建 設 環 境 課 長	花 田 義 徳		
会 計 課 長	知 念 和 史		

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程 (第2号)

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		一般質問	

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎一般質問

- 議長（大城佐一） 日程第1 一般質問を行います。

通告順により、発言を許します。

◇ 宮 城 貢 議員

- 議長（大城佐一） 初めに1番 宮城 貢議員の一般質問を許可します。1番 宮城 貢議員。

- 1番（宮城 貢） おはようございます。これより質問いたします。

村行政全般について（重点事業等の進捗について）お願いします。3点ほどあります。

1点目、令和5年8月24日、旧大宜味小学校体育館で『結の浜地区大型宿泊施設誘致に関する地域説明会』がありました。結の浜海浜公園整備事業と関連する地域住民説明会は、令和4年12月、令和5年4月18日、そして今回で3回目の地域説明会になります。参加者は100名を超えていました。テレビカメラは3台、新聞記者は2社以上が取材に来ていました。結の浜海浜整備事業については、反対者発信のニュース報道、新聞記事によって、多くの村民が危機感をもって参加していました。地域説明会の翌日から、テレビ、新聞報道が気になり、注視しましたが、『村民の中で賛成者の参加者が多い』との不都合な理由で報道されず、記事にならなかったのは摩訶不思議なことです。9月1日付で琉球新報26面には記事がありました。通常よりは遅い報道になります。

サイレントマジョリティーという言葉があります。日本語では『静かなる大多数』、『声なき声』、『物言わぬ大多数』です。

民衆の多くは穏健な考え方をもち、強く意見を主張しないため注意深くその声に耳を傾けるべきであると先人に教えられました。参考までに対義語として、ノイジーマイノリティー、ボーカルマイノリティー、ラウドマイノリティーの3点があります。日本語訳は『口やかましい少数者集団、うるさい少数者』、『声の大きい少数者、政治的主張や意見を遠慮なく表明する少数者』です。このことは辞書に書いてあります。

今回の説明会で参加者が多かった理由は、『説明会は反対者が意見を言う場所』と勘違いしていたが、連日の新聞・テレビ報道を受け『村民は反対者だけではない』と意思表示をするため参加者が多かったかと思われまます。説明会后、たくさんの人から『よく言った。これからも頑張ってくれ』と激励されました。『取材に来た報道機関は、聞いていた反対者発信の話の内容が、村内の情勢と違うとしてニュース報道を控えた。』と思われる。

3点伺います。

イ. 前方の説明席から見て、賛成者と反対者の割合をどう見ましたか。

ロ. 参加者の村内在住者、村外在住者の数を教えてください。

ハ. 北部振興策予算は令和5年度第1四半期で補助金交付が決定しているが、現在の進捗状況はいか

がですか。

2点目伺います。新規農業者育成総合対策について、令和5年3月定例会で、『新規就農は、年間一人150万を上限に交付している。経営計画で農業所得175万円と定めている。経営計画を達成できるか、年に2回担当者を交えて経営計画をチェックし現場確認を行っている。途中、計画通りに行っていないければ認められない』と回答している。令和5年6月定例会で村長は、『新規就農者の現場確認シートはないが、新規就農者が提出した就農状況報告書で確認している。農業を継続していなければ内容等を確認して補助金の中止、補助金返還の検討する』と答えている。最近5年間の運営・手続き等を伺います。

イ. 年2回の経営計画チェックや現場確認した資料について。

ロ. 新規就農者提出の就農状況報告書等の資料について。

③バナメイエビ養殖事業裁判は、現在どう推移していますか。

令和5年6月定例会で村長は、『和解については一切考えていない』と答えている。裁判審議の中で相手原告側にそのことを伝えているのか、伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

賛成者と反対者の割合をどう見たかの質問ですが、説明会では、賛成、反対という見方ではなく、ホテル誘致に関する説明と質問者への対応を誠心誠意行わせていただきました。多くの意見を受け、ホテル誘致に関しては、大方、理解を得られているものと捉えております。

参加者数につきましては、村内119名、村外7名の計126名となっております。

今年度の北部振興予算で、本村が交付決定をいただきましたのは、結の浜海浜整備事業であります。海浜公園管理棟建築の設計業務及び海浜測量調査の入札が先日終了しております。

新規就農者育成総合対策の経営計画チェック、現場確認につきましては、交付対象者からの就農状況報告書は年に2回提出されております。

就農状況につきましては交付対象者は交付期間中、年2回、毎年7月末及び1月末までにその直前の6カ月の就農状況を報告しており、交付期間終了後は5年間同様に報告を受けております。

バナメイエビの裁判についてですが、裁判の推移につきましては、第11回の準備書面期日を終え、今月19日に12回目が行われます。

和解についてでございますが、現在、係争中でございますので、答弁は控えさせていただきたいと思いますが、これまで同様に、和解は考えておりません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 関連しての質問の①のほうですね。

これ財政関係になります。通常の実業で国からの補助金等は何割、その負担分というのは何割、僕らが聞いているのは事業関係はよく言う2割とか3割とかありますが、通常の実業関係の国と村との負担分というのを教えていただきたいのですが。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

通常の実業事業といいましてもいろいろありまして、例えば一括交付金であれば8割補助、北部振興事業の非公共事業であれば8割ですが、福祉関係ですと3分の2だとか3分の1補助、または2分の1

補助など、それぞれ事業によって補助率が異なるような状況であります。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 工事関係はどうなりますか。工事関係の事業は。
- 議長（大城佐一） 財務課長。
- 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

建設環境課等で行われる工事の関係であれば、先ほどもあった北振関係であれば8割、事業によっては3分の2補助だとか、団地の修繕改修であれば45%程度の補助だとか、いろいろ事業それぞれによって補助率のほうも変わっております。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 確認いたします。

令和元年6月定例会の大城邦彦議員の一般質問、ブルーツーリズム等の観光推進について。当時の宮城功光前村長は、クラゲ防止ネットについては必要性を感じているが、設置するための課題と対応方法の整理が必要だと答弁しています。そのことは問題は補助金関係、つまり予算だと思いますが、いかがですか。

- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

そのことにつきましては、補助金というよりも、体制整備になります。体制整備でネットとかも整備するために公園の、沖縄県が持っている公園に関連する条例がありまして、そういったところで海浜公園をやるときには条例に沿った手続を踏まえて整備をしなければいけないというものがございまして。その中で管理者を置くなど、そういったところを定めなければいけなくなりますので、我々は今回の海浜整備の事業においては、安全対策も施しながら体制をしっかり整えていきたいというところで、そのときはまだ検討事項でありましたので、これから整備の予定をして調整しているところです。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 先ほど財務課長のほうからもあった予算関係、北部振興関連予算、今回の約10億円余の総事業費ですが、国が8割、村負担が2割のビックプロジェクトが推進できるのです。

ちょっと確認します。2割の村負担を2億円ということでマスコミ等も言っています。その2割の村負担の中で起債ですと、その中の3割が自己負担というか、村負担になると聞いているんですが、その確認をいたします。

- 議長（大城佐一） 財務課長。
- 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

補助対象事業費のうち、先ほど補助率は8割ですので、そのうち残り2割に対して過疎債を当てる予定でありますので、過疎債を当てた場合は後年度の公債費に関連して7割の交付税バックがありますので、実質2割のうちの3割が村の負担分となる見込みであります。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） では、この結の浜海浜整備事業で、村は2億円を出さないとビーチを造れないのかという話は、つまり2割の3割ということは6,000万円、その金額は2億円じゃないですね。6,000万円の村の負担で事業はやっていけるわけですね、確認します。
- 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

負担に関しては、一度もちろん2割に対して起債を借り入れるということで村で負担はしますが、後年度について交付税の措置で2割のうちの7割は戻ってくるという形になりますので、実質的な話でいうと先ほど議員がおっしゃってありました6,000万円が村の負担になるという考えではあります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 最初の質問の中で、建築関係の設計とかとありますが、令和5年度第一四半期に補助金の申請ができています。調査設計業務はどのように今進めていますか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

先ほどの入札が終わったものの中に測量調査、調査の中に設計業務も入っていて、それと併せて設計が進んでいると、今発注の入札が終わったのでこれから契約を正式に交わしていくという状況になります。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 課長のほうには6月議会でも話しています。令和5年4月18日の地域説明会の際の資料、その中のスケジュール表があります。ということは設計業務のほうを今年度行って、次年度にかけて事業化に向けて行政のほうは進めていくということでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） そのとおりです。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 実は3回の地域説明会等をやって、新聞のほうに村長の談話として、地域説明会はやらないと。個別に対応するということがありましたが、村長のほう、そのようによろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） そのように理解してよろしいです。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） じゃあ村長、この事業を進めていくということですね。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） そのとおりです。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 実は大変心配しておりました。北部振興策の関連予算、実は村長が議員のときから思い入れのありました福祉拠点整備計画、これは6月に私のほうで質問をしております。回答として福祉拠点施設整備事業は、沖縄振興特定事業推進費で採択に向けて、国機関と申請前の事前協議を行っている。つまり養浜工事の件がこれだけマスコミによって、大宜味村では反対なのかと。これを国、県が、実は私が一番心配して、この間の、前回の賛成討論とかチラシ等で表したのも、実は信頼関係、ホテルとの信頼関係もありますが、国、県との信頼関係、つまり大宜味大丈夫なのかと。この事業で手を挙げても本当に事業を進めていく気はあるのかと。それが一番心配しています。特に村長思い入れの福祉拠点計画はかなりの金額が、この計画書の中にありますよね。造るのも金額かかるし、運営していくのも、それがもう20億円とか30億円とかのお金ということになっていますので、ぜひともこの件、国

関係との調整という形の事業であれば、それは信頼関係、きちんと構築するのが村長の仕事だと思っています。よろしくお願いします。この件で現在、ちょっと通告にはないんですが、この件も進んでいるということですのでよろしいでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

はい、進んではおりますが、今はこの年度を明けて、当初6月頃までは調整をしておりました。ただし今年度は、この事業についてはまだ調整をしていかなければいけないという話合いをしておりまして、まだまとまってはいません。ただし、今後も継続して調整をしていきたいと思いますということで確認を取っている状況となっております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） ぜひとも頑張ってくださいと思っています。行政が事業を進めるときに予算問題が一番のネックというのは前から聞いておりました。ぜひともこういう8割補助とかそういう制度の下で、特に北部というのは北部振興策でほかの市町村とのぶんどり合戦なんですよ。ぜひともそれには村長のほうで、また大宜味にそういう補助金を持ってこられるように、北部市町村会でも頑張ってもらいたいと思っています。次に行きます。

2番目の新規農業者育成総合対策、今確認した、あるということですが、その資料は今お持ちなんですか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

資料はございます。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 経営計画チェック、現場確認した項目、これ5年間で、私のほうで5年間のという、最近5年の運営手続等を伺いますということで通告しております。そうしますと、この5年間の対象の人数ですね、あと項目あたり言えるところがあればお願いいたします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

過去5年間につきましては、平成30年から令和4年と捉えております。集計しますと11名、5か年新規就農で受けております。遡ると平成20年度から最初、一番目になっておまして、現在まで30名の農家が新規就農の交付を受けております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） その中は、個人、法人どうなりますか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 法人もいますけれども、農家がほとんど占めております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 現在法人の方でそれを継続中の方はありますか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） はい、いらっしゃいます。

- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） チェック、現場確認をした項目というのを、何項目、つまり契約のほうから、あと土地関係の総数というか、耕作地をどれぐらいの規模というか、何かそういう規定の中でされていると思うんですが、どういう項目がありますか。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 去る6月定例会で貢議員から現場確認シートはございますかという質疑があったんですけども、そのときはないということで回答したんですけども、課内に持ち帰って、それはちょっといけないんじゃないかということで、8月からチェックシートを作成してやっております。このチェックシートは、例えば農地の作物がちゃんと植えられているのか、農家がちゃんと経営に対して意欲があるのかとか、そういったものをチェックして現場を確認しております。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） じゃあ今年7月から、そういうチェックシートは7月からなんですか。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 8月です。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） それは担当職員だけですか。農業委員、農地利用最適化推進委員が農業委員会にはありますが、どなたがチェックしているんですか。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 基本的に農業委員会はそれは関わっておりません。あくまでも行政農政係の担当が現場を確認しております。主に係長のほうが現場を確認しております。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） それは公表というか、公開条例では、それは個別だったら大丈夫ですね。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 情報公開で請求はできると思いますけれども、ほとんど情報公開で請求された場合は、あくまでもこれはもう特定される人物とか分かるものは、全部黒塗りにしないといけないものですから、ほぼ、例えば畑とか場所とかも分かると、誰が農家さんというのとは分かりますので、ほとんど黒塗りになった状態になると思います。以上です。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） 土地を借りるときは契約書等があると思います。それはありますね。
- 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。
- 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） それはちょっと、今はつきりは言えませんが、ないと思います。
- 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。
- 1番（宮城 貢） じゃあ、変えます。

就農状況報告書の提出者は5年間で何名ですか。就農状況報告書、これが8月からということですか。6月議会で村長のほうが就業、そういう関係のことをやっていますということで、先ほど私のほうで質

問をしています。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） それにつきましては、去る6月に貢議員から指摘がされて、現場確認シートがないことから、それはちょっとシートを作成する必要があるよということで8月から開始しております。これは令和2年までは最大5か年だったのかな。令和4年から最大3年間の150万円を交付することになっていきますので、令和5年から継続分も合わせて確認チェックシートを作成してチェックをしているということです。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 質問は、就農状況報告書の提出者です。行政のほうじゃなくて、それは提出されているんですね。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） はい、それは提出されております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） じゃあ、課長のほうでそれは確認されていて、何名かとか法人、個人、分かりますか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） 現在、手持ちに資料はありませんけども、確認すればまた個別に聞き取りして、また貢議員に伝えられればと思っております。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 3番目のバナメイエビ養殖事業の裁判ですね、かなり遅いというか、相手の動きというか、もうのらりくらりやっているんじゃないですか。だから村長にも前の3月議会でも言っています。こちらから訴える、これだけ塩屋の悪い状況をそのまま続けるのであれば、相手が何のアクションも起こさないようだったら、そういうことで考えていく必要はないですか。今、和解は考えていないということなんですが、そのことは相手のほうには伝わっていますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 和解は私たちは考えていないので、そのことは相手側には申し上げていません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） それは村の弁護士の方も相手のほうにはそれは伝えていないということですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 和解は考えていない状況なので、あえて相手側に和解は考えていないということを伝える必要はないと思います。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） 3月議会ぐらいから、村長のほうは和解は考えていないと。今回この裁判が起こった一つの要因の中に、宮城功光前村長が2年前ほどの議会のほうで、議員の方の紹介みたいな感じで裁判をやったら、そうすれば後は和解で持っていくからという話がありました。その方々の要望とか、もう和解はしないということはどういうことだということで、村長に話はないですか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私はそのような情報は全く承知しておりません。聞いておりません。

○ 議長（大城佐一） 1番 宮城 貢議員。

○ 1番（宮城 貢） すみません、もう最後になります。

結の浜関係の整備事業ですね、このことは幅広い大宜味村民にとって、過疎対策雇用創出等という事業で、今まで大きな課題として、大宜味村の中に、ずっと行政の中にあっただと思います。ぜひともこの事業を村長の下で進めて、全体の集まりはもうできない、やらない、個別に説明していくという本気度というのをぜひとも村長、行政のほうには見せていただいて、この事業の進め、スケジュールどおりに行くようにまた予算等、その関係等を頑張ってもらいたいと思っております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で1番 宮城 貢議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時32分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

（午前10時34分）

◇ 平良 嗣 男 議員

○ 議長（大城佐一） 次に9番 平良嗣男議員の一般質問を許可します。9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 一般質問に入る前に、去る台風6号で尊い命を失われた議員の先輩、そして収入役として大変頑張っていたいただいた崎山喜弘氏の御冥福をお祈りしたいと思います。

それでは、これより一般質問を行っていききたいと思います。

給食費の無償化についてでございますが、公立の小学校・中学校に通っているお子さんは、義務教育のため授業料は無料ですが、お昼に食べる給食費用だけは各家庭負担となっているため、家庭によっては家計を圧迫することにつながります。

給食費の無償化は、各自治体が独自に行っているものです。地域によっては、「隣の市町村は給食費無償化を行っているのに、自分たちが住んでいる村は行っていない」という声も多く増えています。

全国の給食費の平均金額をみますと、公立の小学校・中学校の給食は、多くは、各自治体の給食センターで調理されています。管理を自治体が行っているため、そこから子どもたちの給食費用を計算していますが、各自治体によって多少の上限があるものの、毎月5,000円前後の金額が徴収されています。兄弟がいる場合はさらに金額が増加してしまうため、家庭への負担も大きくなっています。

文部科学省のデータでは最新版ではありませんが「令和3年度学校給食実施状況等調査」によると、小学校、中学校、夜間定時制高校の給食費用の金額は、小学校が4,477円、中学校で5,121円、夜間定時制高校で4,977円となっております。

給食費無償化を行っているのは、この調査によると全体の4.4%に当たる76の自治体でございます。

給食費無償化を行っている自治体の73%が、人口が1万人以下の町村であることが分かっています。自治体にいる子どもの人数が少ないため、無償化を実施できていると考えられています。

給食費無償化を行うためには財源が必要であります。比較的財源に余裕のある自治体か、もともと自治体にいる子どもの人数が少ない自治体が、給食費無償化を実施できているものだと思っております。その現状であると思っております。

全額無償化は難しくても、第3子からは無償化の自治体が91カ所、条件付きで無償化を行っている自治体もあります。第3子、第4子からは給食費無償化としている自治体が多いです。また、生活保護受給者は国から補償が出ております。

義務教育である公立の小学校・中学校では授業料はかかりませんが、給食費だけは各家庭負担です。現状では、比較的財源に余裕のある自治体を中心に給食費無償化を行っています。

また、条件付きで無償化を行っている自治体もあります。

そこで、本村におきましても、負担軽減のため、一部材料費に対して負担を行っておりますが、今後における方針として無償化の取組みを考えているのかをお伺いしたいと思います。

①考えがあるのであれば、どのような形か。

②財源充当は何をお考えなのか。

③保護者に対する給食費の教育（給食費の在り方等の説明方針があれば）方針があればお聞かせ願いたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） ①と②については私から答弁させていただき、③については教育長から答弁させていただきます。

①についてお答えします。子育て・教育には多額の費用を要します。家計に占める割合も高く、収入のほとんどが子供のために消えてしまう家庭も多い。子育て・教育のために働いているといっても過言ではありません。親の経済的負担を少しでも軽減すべく無償化に向け取り組んでまいります。

②の財源につきましては、経費の節減とふるさと納税を現段階では検討しております。

○ 議長（大城佐一） 教育長。

（宮城政信教育長 登壇）

○ 教育長（宮城政信） ③の保護者に対する給食費の教育方針があるかという質問でございますが、給食費の教育方針というものはもってはおりませんが、学校給食法第11条では、「学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童又は生徒の保護者が負担する」と規定されています。現在は、その規定に則り、保護者負担を原則とし、その一部を政策支援分として助成しております。このように保護者に説明しております。

○ 議長（大城佐一） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） 今、村長から財源等の充当先の件もございましたが、今、我が大宜味村の給食費の状況を見ますと、現在は小学校で3,600円、そして中学校で4,200円、そして先生方が最近上げて5,000円というふうな状況で今給食費の徴収はされている。これは給食費の件については、やはり給食費条例の第3条で金額に対しては教育委員会が行うというふうになっておりますので、そこら辺はだから行政、村長も無償化ということで今申し上げておりますが、これはやはり双方でいろいろ話をしながら、昨今の日本の経済状況、いわば電気料金の値上げ、特に沖縄県は特別電気料金値上げが大きい、そしてガソリンの料金も高くなった。各物価が高くなったというようなことで、上がらないのは皆さんの給料だけが上がらない。そういうふうなアンバランスの世の中の状況、そういう中でやはりこの無償化というのは大変厳しいところがあると思うのですが、昨今の沖縄県の県知事のメッセージ、県知事が選挙戦で公約した、そういう中での給食費の無料化、それが新聞に最近ございました。県知事の公約に対

して、公約に基づき県財源で給食費無償化を早期に実現するよう要望が相次いでいる中、完全無償化するには財源は小学校で50億円、そして県立高校、定時制を含めると60億円程度の財源が必要である。そういうふうなことで言葉では言ってきたが、なかなか実現できないというようなことで県のほうも各市町村から、首長等から要望等が多くあって、早期にやらないといけないという思いは持っていると思うんですが、なかなか前に進んでいないというようなことがあります。

先ほど村長が財源は何を基にしてするかとお尋ねしたときにふるさと納税とありました。恩納村の村長がこの間の新聞にございましたが、給食費はふるさと納税を活用して幼稚園から中学校まで無償化するとそういうふうは無償化して実践している。そういうようなことがうたわれております。我が大宜味村も村長は、なぜ私はこれ一般質問をしたかということ、村長の選挙戦のときに、給食費の、幼稚園、小学校、中学校、高校の給食費はゼロ円というのがあって、それで私どうなったかなど、どういうふうな考えなのかなということでお伺いをしているところでございます。別に長い話をいろいろやる必要もございません。ただ、確認のために行いたいということで今回、この給食費の無償化について、一般質問をさっきもっていますが、しかしながら、この無償化をするというふうにうたった以上は、これはやはり今の社会情勢の中の状況も含めながら、やはりこの無償化に向けた在り方、これを検討しながら、早期にできるよう村長は頑張ってもらいたい。

教育長もそれなりに、我が大宜味の子供たちの、やはり未来ある子供たちの育成のためにも健康な子供たちをつくるためにもやはり食というのが大事であります。そこをちゃんと踏まえながら、村長、教育長一つになって学校教育も含めた在り方、給食費の在り方も考えながらひとつ今後政策に生かしていただけたらというふうに思いながら、簡単であります、一般質問とさせていただきます。お疲れさまです。

○ 議長（大城佐一） 以上で9番 平良嗣男議員の一般質問を終わります。

◇ 吉 浜 覚 議員

○ 議長（大城佐一） 次に8番 吉浜 覚議員の一般質問を許可します。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） では、一般質問を始めていきたいと思えます。

友寄村長の村長選出馬を決めた理由は「村政を刷新し、内外に誇れる大宜味村を実現したい。宮城前村長は事業推進が強引で不透明だ。疑念を抱く村民が多い。村民の声を聞き、公正公平な村政を行いたい」とインタビューに答えているが、村民の期待を裏切ることない答弁を頂きたい。

1 番目に災害対策について。

（1）台風2号の影響で喜如嘉ヒンバー森麓の崖崩れが起きたが、以前から地滑りもあり円弧滑りの発生する恐れがあると土木技術者の指摘もあり、村には「急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律」の制度を活用し、村民の生命保護するための災害対策を緊急に実施するよう求めているが、対応はどうなっているか。

（2）台風6号の影響で大保川が氾濫して大保集落への濁流の浸水災害が起きているが対策はないか。

（3）台風6号では災害救助法が適用され、家屋修理や税の減免など公的な救済が受けられるが、罹災者への村の災害対応はどのようにしたか。また、制度が周知されてない罹災者への罹災証明書は現在も交付が可能か。

2、特産品の振興等について。

(1) 2003年6月議会で、田港1043番地は、自治法第244条2の規定に基づき、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例があり、天然創出……失礼いたしました。ちょっと休憩します。失礼いたしました。

じゃあ、2、特産品の振興等について。

(1) 2003年6月議会で、田港1043番地は、自治法第244条2の規定に基づき、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例があり、天然繊維産業創出・交流拠点事業の実施は法や条例に違反しているので撤回をすべきとの質問に「違法行為や条例違反には該当しないと認識している」と村長の答弁があったが根拠は何か。

(2) 特産品加工施設敷地内での、シークワサー産業経営基盤安定と高度化施設整備をGFPグローバル産地づくり推進事業との連動した地域活性化戦略はどうなっているのか。

3、大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業について。

(1) 2018年2月8日に「ホテル出店に関する基本協定書」をルートインジャパン株式会社と締結して大型宿泊施設及び結の浜海浜整備事業が推進しているが、村はどのような経緯でルートインジャパン株式会社を選定したのか。また、友寄村長はこども園の前にホテル計画は気になるとの発言は、村民の殆どの人々が村長同様な感じをしていると思う。事業内容を学校現場や住民と、どのように調整をして事業を推進してきたか。

(2) 2023年第6回臨時議会、一般会計補正予算（第3号）結の浜海浜整備事業と称して人工ビーチ予定箇所にモズク養殖施設がある為1,418千円のモズク網移設手数料、876千円のモズク網、鉄筋の原材料費の意味不明の歳出を予算化しているが、明確な積算根拠はどうなっているか。また、人工ビーチ予定箇所のモズク養殖施設は、事業主体は誰で、何時どのような内容の事業なのか。さらに、このモズク養殖施設で、これまでの年度別の水揚高はどうなっているか。

(3) 2019年に海砂による河口閉塞が原因で床上浸水や畑冠水の被害も経験しており深刻な問題であるとして、住民の安心・安全や経済的な観点から早急な改善は必要不可欠である為に「大宜味村内の河口閉塞の抜本的な改善を求める意見書」を大宜味村議会は全会一致で決議をして、県知事や県議会議長に意見書等を提出している。村内で海砂の流出問題がある中で、宮城島集落裏の海浜や長年に形成された喜如嘉の広範囲な砂浜や県指定天然記念物の板敷とリーフ海域には自然の豊かさが誇る県内サーフィンの海域や地域資源を活かす方法の代案の声もある。要望のある海水浴場は、自然環境の攪乱を起こす可能性や生活・経済に負荷が予想される人工ビーチではなく、環境・財政や生活・経済に負担の少ない既存の海浜の選択肢はないか。

○ 議長（大城佐一） 答弁の前に一言。吉浜 覚議員、ちょっと通告書と今言っていることの相違が多々あるので、言葉はちゃんとはっきり言ってください。存在しないものに対しては答弁できないこともあり得るので、ちゃんとした字句を文言をはっきりしてください。じゃあ答弁お願いします。村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 喜如嘉ヒンバー森のがけ崩れの件については、私有地でありましたが、上部の村有地が要因で崩落の可能性があったことから、予防対策としてブルーシートで応急処置をしました。なお、この場所は、土砂災害警戒区域に指定されておりますので、今後については、県の事業で対応するよう要請をしまいたいと思います。

次です。今回の台風6号に関しては、浸水被害はなかったものと認識しております。しかし、平成24

年には床上浸水の被害などが発生しております。対策としては沖縄県が設置した護岸を計画どおり進めてもらうよう要請をしております。

罹災者への対応については、台風6号は災害救助法が適用されております。罹災者への対応については、住民自ら問い合わせが数件ございました。また各区長へ住民の皆さんへの災害があったら報告をするようお願いをしております。またホームページにおいても掲載をしております。罹災証明書の交付は、災害発生から3カ月以内でありますので、現在でも可能でございます。

次、特産品の振興等についての質問でございますが、地方自治法第244条の2の規定に基づき、平成18年12月25日付で大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置及び管理運営に関する条例を制定しております。条例違反していない根拠については、村が整備した特産品加工施設箇所部分のみであることから、特産品加工施設箇所以外の土地は普通財産と認識しており、条例違反には該当しないと考えております。

GFPグローバル産地づくり推進事業とは、輸出先国のニーズに対応した輸出産地の形成を進めるための輸出の生産・加工体制や商流の構築を行う事業であり、高度化施設整備については県に確認したところ、GFP事業の目的の観点から厳しいと考えております。

令和5年度から民間会社と連携し、ケレス沖縄からのシークワサーの商品を香港へ輸出を行い、大宜味村産のシークワサーを海外にPR・販売に取り組んでいます。

次、ルートインジャパン株式会社を選定した経緯につきましては、平成28年度に、民間活力による企業誘致策を模索していたところ、宿泊施設、ホテルの立地について企業から相談が複数あり、平成29年3月にルートインとの話となり、同年4月にルートイン代表が村を視察に訪れ、村の状況説明や立地にあたってのお互いの条件などの話があり、そこから、検討を進め、同年12月議会開催中の予算審査特別委員会の後に、当時の村長から村の企業誘致策についての説明の中で、ルートインジャパン株式会社との基本協定についての説明が行われ、平成30年2月に出店に関する基本協定が交わされております。

選定方法につきましては、第5次総合計画前期基本計画、観光の振興の計画の方針にあるようにホテル建設などの企業誘致に取り組み、複数の事業者からの相談の有る中から、条件や具体性など、村の発展に寄与できる事業者として検討され、平成30年2月3日の庁議において決定しております。

次に学校等現場への直接的詳細な説明については、行われておりません。住民へは、当初は海人会や、観光関係団体、村が主宰するおおぎみツーリズム推進協議会の場においての状況報告を行い、また、当時村長から施策説明会や村民新春の集い時において状況報告があったということを担当課長から聞いております。

その後については、議員ご承知のとおり昨年度からの住民説明会などを行ってきております。

次、モズク綱、鉄筋の原材料費の積算根拠につきましては、移設を目的にし、今年度において整備可能な数量を積算し、見積もりにより調整を行っております。

モズクの水揚げ高についてでございますが、塩屋漁業集落（漁業者）が事業主体として行われた補助事業（漁業再生支援事業）であり、事業期間は平成21年度～平成30年度となっておりますが、モズク養殖施設に関する期間は平成21年度～平成25年度であります。

漁港港勢調査によると、水揚量は平成23年度6.1t、平成24年度0t、平成25年度1.6t、平成26年度0.1t、平成27年度0.1t、平成28年度1.3tとなっております。平成29年以降は、漁港港勢調査では報告はありません。

次に既存の海浜の選択肢はないかの質問についてお答えします。

第5次総合計画、第2期地方創生総合戦略による村の目標達成に向け、総合的に判断をし、村の発展に寄与するものであると捉え、結の浜海浜整備について進めてまいります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 1の（2）大保川の氾濫の問題については、集落側の堤防は共同店の前のほうがされているんですけども、その上流のほうはほとんどされていない状況で、それから北のほうの護岸については工事が進められているけど、やっぱり住宅があるほうが先じゃないかという声もありますので、その辺を検討していただけないでしょうか。また要請なりしていただきたいと思いますが、よろしくお願ひします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 現在、大保集落の前、県が設置している護岸がありますが、まだ東村側については整備されていないので、それが整備されると被害はかなり軽減されるのではないかと思いますので、この件につきましては、県に要請をしてみたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 災害については、村長から答弁あったように積極的に進めていただきたいと思っています。

2番目の特産品振興等について。村長がシークワサー工場については違法性がないということをおっしゃっていますが、2003年3月定例会で議案第29号土地の取得についての写しを今渡したところですが、村長、これは村長が議会に提案したものです。これを読み上げて、内容を読み上げてください。させられない？ じゃあ私が読みます。この議案第29号は、土地取得について、所在地、田港アサガ1031番地の1から、ほか7件です。これは提案理由として、本案について、農産物加工施設用地として土地の取得を行うため、この議案を提出するということをおっしゃっています。それで取得しています。それが何で行政財産じゃないんですか。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

私もこの資料を持っておりますけれども、平成15年3月20日、1万2,000㎡の土地を取得しておりますけれども、農産物加工施設用地としてこの土地の取得のために購入しておりますけれども、今回フードリボンが天然繊維の加工施設を造ることについて、農産物加工施設として位置づけはされると思うんですよ。なぜかという、天然繊維はパイナップルの葉、バナナの茎、これは農産物ですよ。それを加工してやる事業なんです。それとシークワサーの残渣、その果皮をまた加工して商品化することもうたっておりますので、この農産物の加工として認められると私は認識しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 私が言うのは行政財産で取得したものを普通財産と偽って契約しているということです。それを聞いているんです。なぜかということですよ。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前11時10分）

○ 議長（大城佐一） 再開します。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） お答えします。

行政財産はあくまでもケレス沖縄の工場、敷地です。建物と駐車場とか敷地がありますよね。その部分を行政財産と位置づけされておりますので、その大きなたくさんの土地は行政財産としては認識しておらず、普通財産として認識しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） これは公共団体の財産管理、行政財産は公共公用に供する決定した財産をいう。現実にはまだ公用公共に供されていないが、将来特定の公用公共の目的にすることを決定した財産であり、いわゆる予定公共物と称しているのである。それで前日も私話したんですけども、先ほど土地の取得の件で申し上げた関係者から議員もいます。そのときに放棄地を持ってきて、私が言っているのが当たりだと。その関係、このときに行政財産と使ってないから行政財産ということではなくて、同意についてもこれは議会に同意しないとイケないということになっている。しかし、その利用しているケレスの同意書を取っていることが異様だということをおっしゃっています。それについて答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） まず、ケレス沖縄の工場の隣接した場所にフードリボンが天然繊維の工場を造る際に、私はフードリボンの関係者に強くケレスさんのほうに同意をしてくださいと。なぜかという、この余白地部分に令和2年から432.5㎡ですか、普通財産で貸付けを行っているんですよ、7万円で。駐車場とかコンテナとかありますけれども、それに障害が出るおそれがあることから、ケレス沖縄のほうにフードリボンが工場や社員寮を造っていいのかわ、まず信頼関係というか、そういうのは同意を得て、それで認めてやった経緯でございます。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 今、過去に普通財産で契約、貸し付けているからということでやっているけど、それはみんな法や制度に基づかないことであって、そして村の政策をゆがめると私は認識しているので、これは認められるものじゃないです。本当にこのシークワサー振興のことを思うのであれば、これからまたいろいろ事業も展開していきたいということで、シークワサー等の可能性を大きくするために、きちんとやってもらうということを村長は言明して、私はこの繊維工場の事業を撤回させてください。答弁求めます。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） シークワサーの振興については、私は常々申し上げておりますし、生産体制構築、後継者育成と様々な政策を講じて、産地育成に今後も努めてまいります。撤去の件については、これまでいろいろ契約されておりますし、契約の内容に沿ったとおり事業は展開されていくものだと認識しております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長に聞きます。

行政財産ということで、元村長もこの件は強く言っておりました。そのときあなたも村の職員だった

と思います。関わっていると思います。そういうことがあるということで、この行政財産を普通財産と偽って契約書を交わして事業を進めること自体、この透明性、公平性が本当はないかということを私は認識しております。そういう意味でももう一度この改めるという意味では、やっぱりきちんと止めて、当初の目的どおり、このシークワサー産業をやる意味でもきちんとこういう報告書もあります。私もそれを見て涙が出ました。きちんともう一度この行政財産を偽って、普通財産と進めたことについて、この辺まで農家の人が一生懸命シークワサーで村おこしようということをやっているのに、昨日のタイムス、シークワサーの本部では、同じところで本部は700トン、そして最低600トンはシークワサーやっていきたいと。同じ事業でやって大宜味村が主体となったところは、こんなやり方をするのかと。これからのシークワサー産業、本当にやっていこうという姿勢が見えません。もう一度言います。この行政財産を偽って、普通財産で契約してこういうやり方がごちゃごちゃしていると思っています。

もう一度聞きたいと思います。止めて、シークワサー振興に正中していただきたいと思います。答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私も先ほどから申し上げているとおり、シークワサー振興に努めているところでございます。そしてケレスの工場につきましては、シークワサーの振興を図る意味で行政財産として購入したということで、その整備されている部分ですね、工場敷地、そこが行政財産ということで、それ以外は何も利用されていないということで、普通財産の認識でございました。必ずしもシークワサーだけということにはならないと思って、農産加工関係でも利用できるとそういうふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 開いたところはどうかのと、行政財産を普通財産と偽ってやって、この振興の計画に基づいてやっていくというのが当たり前だと私は認識しております。それで将来使うものについても行政財産だと、そういう、友寄村長は前村長の公平性のないとか、透明性のないことを指摘しているのに、あなたはそれを同じようなことをするんですか。私は止めてきちんと、これに基づいてきちんとやっていただきたいと思います。違法行為をそのまま続けてはならないと思います。一応この件はもうイーケーサーなので、一応これで止めますが、次に移ります。

この結の浜の関係で、結の浜の相談、行政で調整してから決めたいというんだけど、あくまでも相談してからということじゃなくて、この業者を決めるときには一業者と進めていくということがいかなものかと。そこにはいろいろ問題が出てきます。その件については、役場で相談しながら決めたとしか説明されていません。それからウミンチュと過去に何回も話したという話ししているけど、現村長になって地域住民との話合いを持って、これに期待していたんですけど、行政は継続だというふうな言い方にすり替わって変な方向に行っていると思うんですけど。実は前回もそうだったけど、この海人会と20回も話ししているのに住民と話もしていない。村長の言葉をもってですね、私は学校現場に行きました。そうしたら学校現場を預かる校長は、一遍もそういう話は聞いたことはない。何であなたが言っているように、このこども園の前に計画しているのは気になるというのは、住民もほとんどですよ。地域の人たちはほとんどなく、ある特定の人たちと進められてですね、業者もそうですが、なぜこういうことになっているかと。

そしてそういう問題と、あとそこに人工ビーチができたかどうかということになりますが、砂が

流れていくということで、あちこちから、養浜事業をしているところから、私のほうにこういうことがあるということ言われているんですけど、実際人工ビーチをやったときの砂が流れていく、今現在、大宜味の海浜がかなり流れて、議会でもその問題を指摘しているのに、その問題、養浜事業をした場合に、流れた場合にはどうするか、その辺のことを教えてください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

確かに明確に流れたらどうするかということ、流れるかどうかということのを明確には答えることはできませんが、今議員が御指摘したところは、この役場の前の大宜味郵便局前の海岸の件だと思います。これは国ですかね、調査をしていてやっています。我々が今整備をしようとしているところは結の浜の南側の第1工区であったところの漁港区域の部分の海浜になっていますが、まずそこと海の流れが違うというところはございます。あと、そういった中で我々がシミュレーションをかけた状況で、今は全く流れないということはもちろんないと思いますが、基本的には落ち着いていくということと、今の現状においても砂が寄りついてくるというところがありますので、それがまた増えていくという状況が見受けられるだろうということの予測は立てられている。

あと根路銘海岸まで話をしているかどうか分かりませんが、しますけれども、根路銘海岸のほうではある程度落ち着いている状況が見られておりますのでという話もいただいていたと思います。なので大宜味海岸のところと、そちらというところではシミュレーションの方法ももちろん違うとは思いますが、我々は今シミュレーションを出した結果は大きな影響は出ないものだと認識しております。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私が認定こども園の前にホテル建設は気になるということの発言についてですが、気になるということでホテル建設そのものを否定していることではありません。御理解願いたいと思います。気になるということイコールホテル建設を否定ということではありません。御理解をお願いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 村長が言っているのは、私は否定しているとかそういうことは言っていません。それで養浜事業、去る——養浜事業じゃない。漁協新設で約4万9,000㎡の新設をして、約2億2,000万円の事業費でした。これを漁港条例で砂を売れば約600万円で売れます。そういうような財政に負担もないようなことでできますので、考えてほしいと思います。

それからもう一つは、何で前回養殖網とか鉄筋とかの原材料、移設料とかという話をしたんですけど、これは海人会と言っているけど、違う組織になっていますよ。何でそういう話になっていくのかと。特にエビ養殖——塩屋小学校のエビ養殖もだったんですけど、海人会とよく話していたと。そしてこの結の浜事業に関しても、海人会と20回以上も話していると。何で地域住民や、学校現場や地域の人たちと話をしないで、特定の企業とこういうふうに進められたかというのが私は一番懸念しているところなんです。また、前回言っているあれは意味不明の予算で、これ今水揚げもしていないのに何で鉄筋の予算なんかをつけたのか、理由が分からない。どこにあの鉄筋なんか、養殖網なんか出すんかと。そして養殖網の移設料とかというのは、種づけする。それから収穫する、移動しているんですよ。何であれだけ手数料が出るんですか。中には変な話があるけど、その話のために意識的にそれ行政が予算をつけたという話は出ているんですよ、住民から。こんなやり方でね、どこに、今モズクもやっていないのに、

鉄筋とか使っていないのに、耐用年数はたっていると思うんですよ。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員、質問時間が残り少なくなりましたので簡潔に質問をよろしくをお願いします。

○ 8番（吉浜 覚） その件、答弁をお願いします。どこに物持っていくんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

どこにといいますのは、やはりこれは今我々がこの海浜整備をする箇所で活動しております大宜味海人会のほうになります。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） この事業が漁業集落と言っているけど、海人会にあげるんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

私は当時の担当者でもないのですが、正しい答えになるか分からないんですが、先ほど村長が答弁していたモズクの実績のところですね、その経緯の中では、この養殖事業のものが平成30年度までとなっているというところで、その時点でその集落の事業に関係するものは終わっているんだろうとは思いますが。なのでその後ではないと思うんですが、大宜味海人会というのが組織されて、今はそれで活動している個人の会員の方もいらっしゃいますので、それが羽地漁協組合の傘下というか、大宜味海人会の皆さんから選任されたメンバーが羽地漁協の理事ともなっておりますので、そういった団体であるということで、私たちはそのモズクの養殖事業を手がけようとして——手がけていると思いますが、確かに収穫は上がっていないという話も聞いております。ただし、そこで振興していくということの観点で入れておりますので、そういうところに出していくということになっております。また、具体的には我々が海浜整備、先ほど言いましたけれども、原因者でありますので、我々がまずその移設というものは見ないといけないという認識をしております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 水揚げもない、耐用年数も来ているようなものを、活動していないものを予算化して、今までだからウミンチュと話して、こういう条件づくりでこの金が使われているのかと。漁業補償でも何もじゃないですよ、意味不明の予算じゃないですか。これで私たちが分かった頃にはこんな事業が進められているのかととても残念に思う。この辺ははっきりもう一度きちんと説明してください。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

活動していないというのは多分語弊だと思います。活動していることは確認をしております。ただし、収穫が上がっていないということの確認もされています。種つけをしているんですが、その種つけ後の生育が悪くて収穫が上げられていないということを知っていて、ただし、漁業者の方もそこを振興していきたいという思いがあるというところで、我々もそこ一緒になって水産業の発展を目指しながら一緒に進めていきたいと思いますというところで、この海浜整備だけではなくて、そこも含めて話はされてきております。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 前回も言ったんですけども、漁港に近い一番利用度の効率がいいところ。そ

これは前のウミンチュからもよく聞いていました。何でそこで種つけもやっているとか活動しているのに撤去させるような進め方、根路銘も安定しているからという話もあるわけでしょう、砂浜。しかし、ある業者と相談して進めてきたというウミンチュと、何で住民とかみんな話し合いせずに一部分でこうやっているのは透明性がないですよ、全然。もうそれを固めてから住民説明会をしているようなことじゃないですか。だからさっきの金がかからないような話を絶対やっていくべきだと思っています。ところが砂がどうなるかこうなるか、はっきりしたものが分からないと。これは住民説明会のときに割と専門の方々が指摘していて、それが分からないと、見えてこないと、どうなるか分からないというのは担当課長も話をしておりですが、そのまま進めていくということが問題です。この辺はどういうふうに検証するか、再度答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この海浜整備の調査のシミュレーションを出したものの。議員が説明会時ですね、専門の方ということでの話をいただいた内容については、その説明会時にも話をしました。私も勉強はさせてもらったんですが、そのブシネスク方程式というものと平衡方程式というものの違いということもございました。我々が今やっているところですね、そこは広い範囲でやっていく調査ですね、シミュレーションを出していくというものがあってブシネスク方程式というところでは、狭い範囲、例えば限られたというか、閉塞的なところというんですかね、そういった狭いところにはとても有効なものというところが資料にも出されています。なので我々が今やろうとしているところのシミュレーションについては、いろんなところもその方式をとってやっているというところは現状であって、それを採用させてもらったシミュレーションですので、我々はそこをもちろん信頼しながら事業を進めていくというのが必要だと、必要というか、そこが我々が努めていく根拠となっていくと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） これまでも同じような過ちをやっているし、また今回も同じようなことをやろうと思っているんですけども、それを住民に知らせて進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 以上で8番 吉浜 覚議員の一般質問を終わります。

◇ 大 山 美佐子 議員

○ 議長（大城佐一） 次に4番 大山美佐子議員の一般質問を許可します。4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 一般質問の前に、9月5日の辺野古新基地建設の設計変更不承認に関わる最高裁の判決について所感を述べたいと思います。

沖縄県の米海兵隊普天間基地に代わる名護市辺野古の新基地建設計画をめぐる、防衛省、沖縄防衛局が申請した設計変更を承認するよう国土交通省が沖縄県知事に出した是正指示に関する訴訟で最高裁が県側の上告を棄却する不当判決を言い渡しました。

県が違法だとして求めていた是正指示の取消しを認めませんでした。玉城デニー知事が地方公共団体の自主性や自立性、ひいては憲法が定める地方自治の本旨もないがしろにしたものだと考えております。判決は県が設計変更申請を不承認にした理由に関して、一切言及せず何ら判断を示しませんでした。

一方で、国交省の裁決を当然の前提として県の不承認を取り消す採決がされれば、知事は採決の趣旨

に従って承認の処分すべき義務を負うとし、採決後も同じ理由で承認しないことが許されれば、紛争の迅速な解決が困難となると述べ、是正指示を適法としました。国と自治体が対立した場合、自治体は国に従うほかないという不当極まる判決です。

しかし、今回の判決によって県が主張してきた設計変更不承認の理由が解消されるわけではありません。辺野古新基地の沖縄の民意が変わったわけでもありません。新基地建設阻止を掲げるデニー知事を支え、励ます世論と運動を一層大きくしていくときです。私は、大宜味村島ぐるみの皆さんと力を合わせてデニー知事を支えて頑張ってください。では一般質問を行います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 6番、退場。

(6番 前田 孝議員 午前11時38分退場)

○ 4番(大山美佐子) コミュニティーバスの導入について。

私は、高齢者や弱者が安心して、自分の家で住み続けることができる地域に、具体的にはコミュニティーバスで買い物、用事等、自立した生活ができる村にしたいことを公約に、トップ当選させていただきました。多くの方々の切ない声です。

行政の皆さんは、村の高齢者が非常に困っているのが見えませんか？ もちろん費用がかかることは承知しています。しかし、名護市、東村、国頭村ではコミュニティーバスが運営されています。

大宜味村は3人に1人が高齢者です。介護保険料、医療費の増は免れません。外出せず閉じこもり、野菜などは栽培して手に入るが、新鮮な魚肉は困難です。栄養価の偏りは、介護・医療費の増をまねき、結果、財政を圧迫することに繋がります。村は、デイサービス等で高齢者対策をしているとの考えかもしれませんが、自由に行動できることこそ、元気になる源だと思います。

以上のことを踏まえて、コミュニティーバスの導入について、前向きな考えであるのか、前向きな考えであれば、大まかな工程を知りたいのです。また、来年度予算の計上や、担当職員の配置等の考えはあるのか、お聞きします。

○ 議長(大城佐一) 村長。

(友寄景善村長 登壇)

○ 村長(友寄景善) コミュニティーバスについては、近隣市町村の動向の調査を行うなど、前向きに進めておりますが、コミュニティーバスのみならず、いくつかの形態があるようです。どのような方策が望ましいのか、予算計上についても、バス対策協議会を開催して各委員の意見等も伺いながら、議論をしてみたいと考えております。担当職員の配置については特に考えておりません。

○ 議長(大城佐一) 4番 大山美佐子議員。

○ 4番(大山美佐子) 私の手元にコミュニティーバスの導入に関するガイドライン、バスを走らせるにはどのような費用が必要か、コミュニティーバスとは何ですかというのと、あとは国頭村中型バスのコミュニティーバスの規定なんですけど、コミュニティーバスの導入に関するガイドラインには、市町村がコミュニティーバスを導入する際の留意すべき点を、地域住民にとって便利で効率的な地域交通ネットワークが必要だと言っています。コミュニティーバスの導入に関するガイドライン、国土交通省から出ているんですけども、空白地域、不便地域の解消を図るため市町村等が主体に計画して運行するものとされていると書かれています。

私は、これまで大宜味村の家族の高齢化が不便を感じている現状を話して、再三質問してきました。

いまだに何ら進展もなく前向きな回答が得られませんでした。つい最近、大宜味村老人連合会長、ほか役員からも高齢者にとって今後深刻なことだとの話をいただきました。長寿の村、癒しの村の高齢者が人として尊厳を維持するためにもコミュニティーバスは必要だと思いますが、今後の方針と具体的な取組を再度伺います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

議員が以前署名活動もされていたということで、必要性に関しては行政としては十分承知をしております。何もしていないということではなく、先ほど村長から答弁があったように、担当は私のほうで今やっております。部下がやっているわけではありません。私も東村に出向いて行って、東村の現状で、国頭村においては国頭村の担当、職員から現状を聞いたり、あとは北部のほうで公共交通機関の自分もワーキンググループの会員ではありますので、いろんな情報を集めてきております。ただ、東村においても川田線が廃止になったことでコミュニティーバスを実際に走らせていると。かなりの便数を走らせております。職員もバスの台数も4台ですか、3台か4台、かなりの経費がかかっていると。実際には空気を乗せて走っているというのがあるというのも聞いております。国頭の場合は有償でありますけれども、本当にアナログ、担当職員がどこ行きますか、いついつ行きますかということで日曜日の対応とかもしていると。それは国頭村、大宜味村もあった場合に、大宜味村では現実的ではないなど。個人的にすぐ思いました。

ですから、必ずコミュニティーバスを定刻に、同じ時間帯をぐるぐる回して空気を乗せるのではなくて、やっぱり必要に応じてその対策をとってできないかなという具合に思っています。先ほど村長から幾つかの形態があるということがありましたけれども、実際、このコミュニティーバスという概念が全てであるので、必ずバスじゃないといけないという感覚を議員もお持ちだと思わなければならないので、それを全部取っ払ってですね、自家用有償旅客運送とかそういったのも国のほうからも提案されてきておりますので、そこのほうもできないか、今後やっていきたいと思えます。

今後の日程については、先ほど村長から答弁があったように、大宜味村にはバス対策協議会というのがあって、これは名前がバス対策協議会であって、その村民の交通の利便性を考えるというのがその協議会の目的にもなっていますので、そこを早めに開催して、委員の意見をもらってその予算づけでもありますし、まず必要性に応じてというところからスタートしてですね、早めに、第1回目は今月中かもしくは来月初旬にはこの協議会を持って議論を進めてまいりたいと思えます。

○ 議長（大城佐一） 4番 大山美佐子議員。

○ 4番（大山美佐子） 運営に当たっては住民に対しての基礎調査、データ収集と村婦人会、区長会との連携も必要と考えています。老人会との話合いで、今からできるんだったら、コミュニティーバスができるならこの地域を回って、もちろん区長たちも合わせて、大宜味村の高齢者、弱者のサービスが充実してこそ大宜味村がうたい文句にしている癒しの里づくりだと思います。サービスの低下は回り回って損失となり、村財政の圧迫にもなります。また人口減にもなりますので、今総務課長がおっしゃったとおりコミュニティーバスをちょっと頭からおいて、自家用車ですか、こういうのでも各区を通して、常時通ることを、私は村老人会と話して、今から話合いして、よい結果を期待して、今の総務課長の話はいい話でしたので、よい結果を期待して私の質問を終わります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 以上で4番 大山美佐子議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前 11 時 47 分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1 時 30 分）

○ 議長（大城佐一） 6 番、入場。

（6 番 前田 孝議員 午後 1 時 30 分入場）

◇ 新 崎 悟 一 議員

○ 議長（大城佐一） 次に 7 番 新崎悟一議員の一般質問を許可します。7 番 新崎悟一議員。

○ 7 番（新崎悟一） では一般質問を始めます。

1. コンプライアンスについて。

①昨年に議員になり一般質問では都度コンプライアンスについて質問していて、その質問に対し執行部は都度コンプライアンスを理解して、遵守しているなど答弁しているが、この一年間でどのように執行部がコンプライアンスを遵守しているのかの確認や、遵守する体制を構築してきたかお伺いします。

②第 5 次総合計画にあった公有水面埋め立て計画図の削除が先の議会で可決された、総合計画の変更は、議会の承認が必要であるため、そのような手続きを行ったのでしょうか、この事は第五次総合計画の公有水面埋め立て計画図がそれまでは計画であったことを執行部が暗に認めている事である。執行部が議会の承認なく、公有水面計画図とは違うルートイン誘致を決定し、出店契約が終結されている一連の手続きは果たしてコンプライアンスを遵守していると言えるのか、お伺いします。

③執行部がなにかを行う際には、コンプライアンスを遵守する事は必須だと再三申し上げているが、前回の臨時議会補正予算の海浜整備事業の歳出について、委員会の中で総務課長は羽地漁協の同意は今後取得したら良いとの事を話しておりましたが、今回の歳出の理由は、あくまで購入費と、移動の手数料です。

漁協の総会同意が必要なのは、特定区画漁業権の削減と、それともなう漁業補償費の歳出の場合であり、歳出の理由が違うため購入費、移動費のこの理由では、羽地漁協の同意は必要ないですし、羽地漁協の総会事項となりえません。

歳出理由に法的根拠、権利なき支払いをするのはコンプライアンスに接触しないのでしょうかお伺いします。

2. AV 撮影について。

①AV 撮影の件はその後、執行部は何かご対応をしたのか、また対応をしていた場合、その進捗状況をお伺いします。

②公有財産を貸し出した場合の貸付け又は使用する場合の取り扱い基準を財務省が通達しているが、その中には、公序良俗に反し、社会通念上不相当である場合は貸付又は使用許可できないとあるが、AV の撮影は公序良俗違反ではないのかお伺いします。

③旧塩屋小学校跡地の家賃が 2 年間も入っていないとの答弁がありましたが、その後のご対応と、今

までの家賃未納分の入金があったのか、お伺いします。

3. 危機管理について。

①この前の台風6号により、村内で尊い犠牲が出てしまっています、また家屋に損害が出たなど物的損害も発生しております。台風中、避難指示が出ていましたが、どういった避難体制を取っていたのか、またそれでどの位の村民が避難所に避難していたかお伺いいたします。

②今回の被害で一番多かったのが、停電による被害だと思いますが、電線の地中化などの対策を今後はかれないのか等、今回の台風で得た教訓をもとに今後どのような対策を行って行くのかお伺いいたします。

③災害は何時やってくるかわからず、村長不在の時にも遠慮なく襲ってくる、村長不在の場合、副村長が村長の代わりをするのが、危機管理対策であるが、現在は副村長が居ないままである、副村長を2名にするなどして今後の危機に備える必要があると考えるが、副村長人事を今後どう行う予定なのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） この一年間のコンプライアンスの遵守についてですが、それぞれの業務においてその都度確認を行い、業務を遂行しております。遵守する体制は構築できているものと認識しております。

総合計画の変更につきましては、大宜味村総合計画策定条例に基づき行うものとなっております。質問の手続きに関しましてはコンプライアンスを遵守したもので手続きを行ったものと認識しております。

モズク漁に関連する手数料の支出予算につきましては、結の浜海浜公園整備に関連しており、村が原因者でありますので、羽地漁業協同組合及び大宜味海人会とモズク漁の継続と今後の振興を併せて調整させていただき同意に基づき、議会の議決を経て予算化されたものです。

次、AV撮影についてですが、7月5日に村長室にて、事業者代表に出席してもらい、再度、経緯の説明を求め、AV撮影及び肌を露出するグラビア撮影についてはしない、申請時にどのような利用なのか、撮影現場の確認を行うことなど、今後の対応策について確認しております。

AV撮影が公序良俗違反かどうかは、具体的な事情のもとで個別に判断されるものと思われまますので、抽象的な質問に対し断定的な回答をすることはできません。

旧塩屋小学校家賃についてですが、未納分につきましては、令和4年度分と今年度分となっております。その部分につきましては、支払期限の猶予について依頼があり毎月分割しながら今年度末での支払いを期限とすることを確認しており、その分割の入金は確認されております。

7月5日に村長室において、事業者代表に出席してもらい、契約条項に基づき、今後の村としての対応についても説明し、今年度内での納付を指示いたしました。

台風6号避難関係ですが、まず、大保地区に浸水の恐れがあることから避難指示を行いました。その後線状降水帯が発生し、气象台から、レベル5を発令するかもしれないとの連絡を受け、村内全域に避難指示を出しました。避難者は役場には11人の方が避難され各公民館では9名の避難者がおりました。

電線の地中化等についてですが、地中化については村として即答はできませんが、沖縄電力には要請は行っていきたくと思います。また、北部市町村会からも県に対して要請を行っております。

副村長の2名制についてですが、大宜味村副村長の定数を定める条例に基づき、定数は今後とも1人

体制にします。副村長不在が約11か月続いており、多くの課題を抱えておりますので、同意案件が早めに提案できる環境づくりに努めてまいります。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） なぜコンプライアンスが必要なのか、まだあまり理解ができていないような気がいたします。コンプライアンスを遵守する重要性をもっと理解していただきたいなという思いがしております。

あと住民福祉課長にお伺いしたいのですが、大宜味村民は現状何人いるのか。また、大宜味村民の定義とは。本籍地なのか住所を有している住民なのか。小学校を卒業した人なのか。生まれたときからずっと本村に住み続けている人なのかを教えてくださいたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

現在の人口につきましては、まだきちんと把握はできておりませんが、3,030人前後というところだと思っております。大宜味村の住民はどういった定義かというところだと思いますが、大宜味村民の定義については、住民基本台帳により管理されている、大宜味村に転入してきた方もいらっしゃれば、ずっと大宜味村に生まれ育ってきた人も中にはいらっしゃると思います。そういった方々が大宜味村の住民という形の捉え方をしております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 民法第22条、各人の生活の本拠地をその者の住所とするとあります。すなわち生活をしている場所が住所です。また、民法第822条は、子は親権を行う者が指定した場所にその居所を定めなければならないとあるので、子供の場合、成人は18歳ですので、18歳以下の子供についての居所は親が決められることになっています。

コンプライアンスの遵守の観点からいったら、県外に就職で出た大宜味村民は、生活の拠点が県外になるため、その他へ住所を移さなければならないということになります。なぜ、生活の拠点を変えた場合移さないといけないのか。それはその人が、その生活の拠点となる地方自治体のサービスを受けられなくなるためです。地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉向上に尽くさなければならないとされている。その義務を公平かつ、公正に果たすことが法律に沿うところと見なされています。法律を守らなければその人が当然受けられる生活の拠点地である自治体からのサービスが受けられない。また、村は本来サービスをする必要のない住民にサービスをしなければならない。すなわち本来サービスを受けられるはずの人へのサービスがおろそかになり、村民が不利益を被る可能性がある。

ここで再度、現状の大宜味村の住民の数、生活の拠点を大宜味に置いている方たちだということの確認はできているのでしょうか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 住民福祉課長。

○ 住民福祉課長（宮城 敦） お答えします。

住所に、そこに居住しているかどうかの確認というのは、全ての住民に関しては確認は取れないと思いますが、住民基本台帳を基本として、そちらのほうに登録されている人口については、大宜味村のサービスが受けられるものと考えております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ここでの私の質問の趣旨は、大宜味村の主体である村民の登録人数が曖昧であ

ると、それを基に立ててくるこれからの各種計画があると思いますけれども、計画にずれが出てくる。そのためにも住民基本台帳に記載する際には定期的に追跡調査をするなり、正しい数字を執行部が把握していくことがとても大切だと思っております。それがすなわちコンプライアンスの遵守だと思えます。

ここでコンプライアンスについて再度説明すると、法律に書いていないからオーケーだということではなく、社会通念上とか公序良俗とか倫理観とかもコンプライアンスに入っております。社会通念上と言われると、大宜味村だけの社会と思うかもしれませんが、基本的には日本国の社会通念上であります。公共の施設での飲食について禁止はされていませんが、公序良俗の観点からふさわしくないとの考え方もありますし、未成年者への飲酒を減らすためにも国の方針は公共の場での飲食はふさわしくないということも出ています。

先ほども言いましたが、地方公共団体は地方自治法で住民の福祉向上などに尽くさなければならないとされています。この義務を公平かつ公正に果たすことが法律の沿うところと見なされている。したがって地方公共団体が所有する建物など、財産も特定の個人、団体に便宜を供与してはならないことは当然であることが明白であります。

このルートインの誘致について、便宜供与を行っているように感じる部分があります。先月末に行われたホテル誘致の説明会にて、ほかのデベロッパーやほかの事業者に声かけしたのかとの問いにですね、ルートインさんに決めるためのプロポーザルはなかった。ただし、企業誘致をしている中で幾つかのホテル事業にも声がかかっていたと企画観光課長は発言していますが、具体的に何社のホテル、事業者へお声かけがあったのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

事業者名等は公表できませんが、3者ほどは覚えております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ルートインの専務取締役の方からは、要約して大宜味村からの働きかけによって、大宜味村の誘致に同意したとの話だったと思いますが、幾つものホテルに声をかけて、プロポーザルができる状況だったにもかかわらず行わないで、ルートインに大宜味村から働きかけてもらったのは、特定の団体に対する便宜供与ではないのですか、お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） そうとも捉えられるかもしれませんが、我々が行動していたのは企業誘致であります。そのときに複数の事業者との話がありました。村の企業誘致に関しては、その条件とか村の持っている目標、目的というものを合わせながらいろいろ話をしている中で、具体性のあるところからすると、最終的にルートインのところで今話がまとまったというところで、また合致したというところから話が進んでいったものとなっております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 疑われるかもしれないから、普通はプロポーザルを行うので、今後は疑われることのないようプロポーザルとかそういう手続をちゃんとやっていただきたいと思えます。この説明会に参加した多くの住民は反対とか賛成でなく、不安、要望をお願いしていたと思えますが、執行部側からの回答の中に、反対とか賛成とかより、ルートインさんが来ているから建設の計画、また運営について心配することとかを投げかけてほしい。でなければ来た意味がなくなってしまうし、余計に意味が分

からなくなってしまう。混乱させようとしているのであればここではできなくなる。説明会は必要ないものと感じるとの発言がありました。

地域説明会として執行部は開催していて、意見交換会で住民は自由に発言できると思うのですが、反対とか賛成とかいう発言をして、なぜいけないのか。それは執行部がそもそも住民に声を聞く必要がないと言っているようにしか聞こえなくなってしまう。今回の説明会ではルートインの誘致いかんの前に、執行部側が何のためにこの説明会を開いたのか。もともと執行部が村民の意見を聞く意思がないのではとの声も上がっていました。何のためにこの説明会を開いたのか。村が説明会を開く際、執行部側の意図する発言しかできないのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

説明会につきましては、この趣旨としては、やはりルートインさんが来て、直接この事業概要を説明するということで、それに対しての意見が求められるものと思います。ただし、当時の意見の中ではその参加する内容に目的に沿っていないような質問等、意見があったと思います。私は個人的にそういうふうな感じも受けましたので、そのときも私の個人的なものですという話はさせてもらったものだと思います。ですが、やはり意見としては自由に発言しても構わないとは思いますが、実際人間的なところでいえば、いがみ合的なようなものになってしまっていたのではないかとということで、そういう発言をさせてもらったものです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） あそこは執行部としてやっていると思うので、そこで課長の個人的な発言、意思というものを表明する場所ではないと正直思います。やっぱり住民が、多分趣旨とずれている発言をしていたのかもしれませんが、その本人からしたら趣旨とはずれていないかもしれないので、その辺はちょっと考慮していただいたほうがいいのかと思います。

私が以前に、議会にホテルの件は議会で議案として出したのかと聞いた際に、出していないとの答弁がありましたが、今回説明会に配られた資料に大型宿泊施設誘致に関する事業過程の日時が記載されていて、平成29年12月14日、村議会へホテル進出に関する状況説明とある。この日の議会日程は予算審査特別委員会のみ日程であるが、状況説明をしたのは委員会での話なのか、また委員会での状況説明が議会へ説明し、議員の承諾を得たことになり得るのかお伺いいたします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この平成29年12月14日の12月定例会の予算審査特別委員会がございました。その後に村長自らがこういう今、大宜味村が行っている企業誘致の状況を説明したというところになっております。そこで意見を、意見という多くの意見はなかったと思いますが、特に反対するということもなかったんだろうと思っています。私もそれで村長が話した中で、お配りしている資料がありますけれども、12月、協定自体は2月に最終的に交わされているんですが、年度を明けて1月に協定を交わしたいということの説明はございました。ただし、それが合意を得られたかというところではないと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 合意が、簡単に言うとなし得なかったということですね。じゃあなぜわざわざ議員には説明して、合意があったような誤解をされるようなことを事業計画に書く必要があるのかお

伺います。

- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） 誤解を招いているのではなくて、経過としての説明の資料となっております。
- 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。
- 7番（新崎悟一） 平成30年2月1日、村漁協組合へのホテル進出に関する状況説明及び協力依頼とあるが、村漁協組合からの出席者は誰だったのかお伺いします。
- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今、私たちが出した資料の中に、村漁協組合というふうに書かれてあることから、まず訂正はしないといけないかなと思っています。村の漁協組合はございませんので、そこは訂正ということをお願いしたいと思います。大宜味海人会のほうになります、そちらの代表者との話し合いをさせていただいているものです。

- 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。
- 7番（新崎悟一） その大宜味海人会からの出席者は誰だったかお伺いします。
- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

ここで正しいかどうか分かりませんが、個人を特定すると思われまので、答弁を控えたいと思います。

- 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。
- 7番（新崎悟一） 出席者は羽地漁協組合の当時の理事ですね、その理事2名が出席しています。その理事の中には、その当時私理事ですので私が出席しております。なぜこのようなことを聞いたかという、その当時、私は羽地漁業協同組合の理事として出席しています。大宜味海人会の代表として行っているわけです。その当時は代表ですので、私。代表としても行っているわけではない。間違いでしたと、村漁協組合は存在しないと。これ済まされる話なのかなと思うんです。私はそのときに羽地漁業協同組合の事務局に大宜味村から連絡があり、この地域のことで説明会に行ってくれ、理事として行っています。

それが説明会の場ではあたかも大宜味海人会というような、大宜味海人会じゃなくて村漁協組合ということに記載した、執行部からの正式な説明会の文書にそういうことを書かれてしまうと、これを基に村民がいろいろ考えると思うんですね。執行部はここにちゃんと説明したんだと、ちゃんとやっているんだなど。そういう簡単にいうと、私から見るとごまかしがあるようにしか見えません。ほかにこういうごまかしがあるんじゃないかと疑ってしまいます。ほかにこういうようなごまかしがありますか。教えてください。

- 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。
- 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） ごまかしはありません。ただし、間違いはあるかもしれないと思います。なのでこのような場でも訂正は必要になることもあると思います。
- 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。
- 7番（新崎悟一） 説明会の際に配付されたほかの報告書などを見るとですね、令和3年2月に大

宜味海人会の同意は得たと書かれていましたけれども、しかしですね、近隣住民とか結の浜の住民とか塩屋の住民への説明、あとこども園の保護者への説明とか塩屋中学校の保護者への説明はなぜないのでしょうか。先ほど観光協会とか、そこには説明したとの答弁もありましたけれども、なぜですね、その一部の人たちの同意だけでホテル建設を進めてきたか、理由をお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

これまでの説明会のときにも話はさせていただいておりますが、やはりもっともっとするべきだったという反省を踏まえてですね、誤りの話もさせていただきました。ただ、その状況、ルートインさんとの話があって、そのときは具体的にどう動いていくかというところがあったときに、28年から29年、協定のときにやはりもっと前からやればよかったということの反省にもなるかもしれませんが、その後、コロナの状況になって本格的に動けるのかどうかという懸念もあってですね、心配もあってルートインさんの状況等も話が今後難しい、厳しい状況になるのではというところで、交渉が中断していたということで、今後継続できるかという心配の中では進めてこれなかったというのが現状でございました。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 中断していたのを再開するときに、別に住民説明も再開すればよかったんじゃないですか。

大宜味海人会だけでいいますと、大宜味海人会は権利なき団体です。現状何人いるかも正確に分かりませんが、30人もいないと思います。先ほどの答弁にもあったように3,030人前後、簡単にいうと1%の村民の同意と説明だけで推進してよいものなののでしょうか。それこそノイジーマイノリティ、ボーカルマイノリティ、ラウンドマイノリティの声だけを聞き推進しているように見えます。お伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） そういったところだけの声を聞いているわけではなくて、海人会だけの推進ではなく、今回のものはホテルの誘致をきっかけとしながら、海浜整備、これまでの課題であったもの、宿泊施設という大きな課題が以前からあったものを、この大宜味村が、これはいつ頃でしたか、第2次、最初の観光計画であったりとか農林地区水産業の振興で総合的産業で地域振興していきましようというところの、全体的な発展を目指すというところがありましたので、そういったものに向かって進めていく。それで水産業の振興も含めて図っていくというところで取り組ませてもらったものです。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 説明会にて、ルートインさんは大宜味村から頼まれて出店する気になったということをおっしゃっていました。なぜ、事業経過の1が来村、現場施設からなのか。本来であればルートインさんへの要請活動が1の過程になるのではないのでしょうか。大宜味村から要請したことをごまかしているようにしか見えません。こういうことをしているから村民から不透明、何か隠していると勘ぐられる。何も悪いことをしていないんだったら正々堂々と大宜味村がルートインに要請して、要請を受け入れてもらったと言えば誰も疑う、隠していることがあるなんて思わないと思います。再度ですが、今後は疑われるようなことは謹んでいってほしいと思います。

説明会の中でホテル誘致と結の浜海浜整備事業が関連していて、6回臨時議会にて採決の結果は8対2だったとの報告がされてですね、またそのほかにも村民より、私が一般質問とかで執行部を陥れるた

めに発言しているとの声があるよということも聞き及んでいますが、皆様に理解していただきたいことは、私は個々の案件につき反対とか賛成とかの論点で発言とか議決を行使したことはありません。私の基準は、地方自治法第89条の2に準じて考えており、その議案が大宜味村を本当によくするのか。コンプライアンスを遵守しているのかしていないのかです。海浜整備事業でお金を出すことについては私は賛成です。しかし、私が反対した理由は歳出する法的根拠があるように見えません。再度聞きますが、どのような法的根拠による歳出で、どこに支払われるのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

法的根拠というのが、まず海浜整備を行う際に海浜整備する箇所が存在するモズクの養殖場があります。そこに整備しますので、その原因者となるところがまずそこを考えていくというところがありますので、そこでまず持っております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） さっきの賛成討論の中で海人の声を聞かなかったという話がありましたので、私も漁業権者である羽地漁協の組合員などに話を聞きました。特定区画漁業権は羽地漁協に免許が下りており、行使者は羽地漁協の組合員である。大宜味の一部の組合員だけに支払われるのはおかしいとの声がありました。私もウミンチュであり、羽地漁協の組合員ですが、組合員の目からすれば大宜味村の一部のウミンチュで組織された特定の団体の便宜供与であり、公平公正が保たれていないように見えます。このような声も執行部は聞いて予算計上したのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

そこまでの声は聞いてはおりません。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員、質問時間が残り少なくなりましたので、簡潔に質問をお願いいたします。7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 執行部には大多数、少数、様々なところからの意見をよく聞いて、拾い上げてもらって、一部の声をだけを聞き行政執行しないように切にお願いします。

AV撮影の件に移らせていただきます。

AVの件については、一般質問後、村長の答弁が新聞にも載っておりましたが、大宜味村の中ではいまだにあまり問題視されていないように感じます。村出身者で今は村外に住んでいる方々から私のところへ、何でもっと問題にしない。出て行ってほしいなどの要望がありました。前回の一般質問の際にアダルトビデオのタイトルを読み上げたところ、議会の品位を落とすような発言は控えるようにとの注意を受けました。品位を落としてしまい誠に申し訳ございませんでした。タイトルだけで品位が落ちるのに、実際にその行為を撮影していることはもっと品位を落とすことです。塩屋小学校卒業生としての誇りを踏みにじられています。AV撮影だと知らなかったとおっしゃっていますが、その後、ユーティリティセンターは、相手方に販売の差し止めとか違約金、風評被害の回復の処置など、損害賠償はされているのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） そこまでは確認はできておりませんが、そういう意思があるということの確認はしております。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今回のAV撮影は、沖縄県迷惑条行為防止条例第3条、卑猥な行為の禁止に該当すると思います。警察に告発状を出さないかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

今のこの条例について、再度勉強させていただきたいと思います。それでそれが可能であれば、そういう方向性を持って対応はしていきたいと考えます。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） そういうふうにして村の財産を、村民に損害を出さないようにお願いして、次に移ります。

台風の際、役場に避難したくてもできなかったという住民がいました。今後そういう住民をどうやって避難させるのか、どう考えかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

今、議員がおっしゃるような情報は、私、暴風期間中はずっと待機しておりましたが、各区長と密に連携をして、その困っている状況というのは一部始終掌握していたつもりなんです、今みたいな事案があるというのは今初めてお伺いしましたので、今後もしこういうケースが出た場合に迅速に対応できるように、今後検討してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） 今、言うように迅速に対応していただけたらと思います。お願いします。

もう時間もないので、家屋に被害を受けた世帯もあると聞き及んでいますが、村としての支援体制をどう行うのか、罹災証明書などの発行はスムーズに行っているのか、何件ぐらい申込みが来ていて、今後そういった罹災した方へのどう対処するのかお伺いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

罹災証明書に関してですけれども、議員も御存じだと思うんですが、台風6号に関しては災害救助法の適用をされております。今現在どれだけの件数が来ているかとありましたが、今1件ほどその調査依頼であるとか、罹災証明とか家屋の破損に関しては相談を受けているところであります。先ほどほかの議員から質問があったと思うんですが、災害があったときから3か月間ということですので、まだ罹災証明の発行は可能ではありますので、この調査は申入れがあればやっていきたいなというように思います。

ただしですね、全てじゃあ、この災害救助法が適用されているので、ガラス1枚割れたから直してくれというのは基本該当しませんので、相談を受けて、それが当たるか当たらないかという判断をやって罹災証明書というのを発行してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 7番 新崎悟一議員。

○ 7番（新崎悟一） ありがとうございます。終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で7番 新崎悟一議員の一般質問を終わります。

◇ 宮 城 美和子 議員

- 議長（大城佐一） 次に5番 宮城美和子議員の一般質問を許可します。5番 宮城美和子議員。
- 5番（宮城美和子） 一般質問をさせていただきます。

台風6号の被害について。

台風6号による悲しい出来事があり、車両破損、倒木、冠水等多くの被害を聞き、とても胸が痛みました。

私なりに台風後被害状況を見回りました。大保ダム、大工又周辺農道、大保から塩屋間の道路、江洲、押川、饒波、喜如嘉の山などです。土砂崩れ、建物の損壊、倒木、道に土砂流れなど被害を確認しました。ショックでした。

私の畑も、シークワサーの落下、倒木、倉庫の損壊などがありました。

農畜産業についても、ビニールハウスの破損や果樹の落下、倒木、農産物の被害が多かったと聞いております。そこでお伺いします。

①シークワサー果樹など、農畜産物の被害件数と予想被害額について。

②ビニールハウスの施設の被害件数と予想被害額について。

③その他被害について、赤土流出や断水などはなかったでしょうか。その他についてもお伺いしたいです。

集落については、今回は、地域によっては停電の影響が大きかったと聞いていますが、停電した地域及びその主な要因を伺います。

次に台風や大雨のたびに被災する場所があるかと思いますが、どこがありますか。

今回村として、そのような場所に対して行った対策を伺います。

次に地域の台風対策、片づけなど、個人の方や区長さんで対応されていますが、台風6号の対応に協力した組織や団体等がありますでしょうか。

なお、集落、畑、農道も含め、近所や、私の畑の隣の木の倒木や斜面の崩れがあります。

斜面の崩落や、倒木、建物の破損などで、下層地や隣接地、道路、建物に損害を及ぼしそうな場合には、誰がその損害賠償責任や、撤去作業等を負うのでしょうか。

私は、土地の所有者だと思いますが、土地の所有者さえも村内に住んでいない、高齢者で対応できないとか、不明な事でご苦勞あるかと思いますがどのように、ご対応しているか伺います。

現在、今後の対応策について、被害状況によって事情があると思いますが、対処方法などマニュアルといたら大げさなのですが、誰が対応しても不公平などが生じないように可視化、見える化できれば傾向や対策を講じることで、住民や職員も満足できるかと思ひ伺います。

2. 国民保護（避難実施要領の策定について）。

8月16日に正副議長、正副委員議員研修がありました。

国民保護（避難実施要領の策定）についてでした。

内容は、万一、武力抗争や大規模テロがあった際（又は、明白な危険が切迫している場合）国、地方公共団体、関係機関などが協力して、住民を守るための仕組みについて住民の避難、救援、武力攻撃災害への対処、措置と役割分担、避難実施要領作成の必要性があるということでした。

令和4年度に行われている国民保護図上訓練の概要の説明では、先島諸島（石垣市、宮古島市、多良間村、竹富町、与那国町）でした。

身近さに、改めて衝撃を受けました。

そのような矢先に、北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）が軍事偵察衛星を打ち上げた8月24日午前4時前頃、全国瞬時警報システム（通称Jアラート）が鳴り響き、村内でも避難を呼びかける防災無線が放送されました。

研修の中では、避難実施要領のパターン作成状況は全国の自治体で95%に対して沖縄県では51%ということを知りました。

地域防災計画と同様、今後武力抗争、テロなどに備え大宜味村でも国民保護（避難実施要領の策定）が必要だと感じますが村としての策定について計画を伺います。どのようにお考えでしょうか。以上です。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

村内のシークワサーの被害は、予測収穫量から約1割程度あり、被害額は約3千万円となっています。マンゴーの被害件数は2農家で約200万円。また養鶏場の被害件数は1養鶏場で約9万羽が被害を受けております。

ビニールハウスの被害は、2農家で20棟の被害があり、被害額は約60万円であります。

その他の被害としては、江洲農道3路線の災害が発生しています。

停電に関しては各地域で異なりますが、今回の台風は村の約77パーセントが停電をしたと確認しております。被災する場所の特定はできませんが本村では急傾斜地区が多く台風や大雨の際には崩落する危険性はあると認識しております。

協力した組織や団体については、各区長さんをはじめ組織団体を問わず各集落において、自助・共助の精神で対応していただいたと認識しております。この場をお借りし感謝の意を表したいと思います。

次に斜面の崩落や倒木で建物の損害などの場合、誰が損害賠償や撤去作業を行うのか。高齢者、所在不明の場合はどう対応しているか。対応方法のマニュアルはあるかということにお答えします。

基本的には私人間のトラブルであって一般論としては、民事訴訟や保険適用等で解決されるべき問題だと思われるので、行政がどちらに責任があると断定することは差し控えたいと思います。土地の所有者が村内に住んでいない場合や高齢者である場合も、基本的には同様であり、訴訟その他の方法で私人間解決してもらいたい問題だと思料します。またマニュアルについてはございません。

国民保護計画については策定済みですが、避難実施要領パターンの策定については今年度中で完了をするようにしております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 先ほど吉浜議員、新崎議員からもありましたけど、公的支援など罹災証明とかいろいろあると思いますが、もっと詳しくお聞かせ願えたらと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

先ほど来、罹災証明の話をしておりますけれども、適用としては台風6号は、災害救助法の適用を受けて、その建物、基本住家なんですけれども、住んでいる場所を応急修理をするというのが基本的な考えであります。その中で全壊であったり、大規模半壊、あと半壊、また半壊に至らない一部損壊という

のもございます。またこれでパーセンテージがいろいろあるんですけれども、その半壊に至らない一部損壊において10%未満に関しては応急処理の対象外ということになっています。

基本的な考え方は、この住家において住めるように応急手当をしてあげるとというのが災害救助法の基本的な考えであります。先ほど来、罹災証明と言っておりますけれども、ガラスが1枚割れたとか壁が剥がれたとか、人間が住んでいる状態である場合は基本これは罹災証明書を発行できないとなっていますけれども、今回罹災証明、罹災証明と言っていきますけれども、災害救助法が適用されているから、今こういうことで、保険みたいな形で適用しますよということ。本来でありますと、適用されていなければ各個人で住宅の保険に入っていますので、その保険会社が査定をして、そこで適用してもらうという形になっています。

今現在なんですけれども、台風が来たのが8月1日、適用を受けているのが8月2日からなので、3か月間は罹災証明発行の期限となっております。今、区長さん方にも呼びかけて、またホームページもアップさせていただいているんですけれども、件数としては今1件程度の住宅の破損等があつて、相談を受けているのが現状でございます。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番（宮城美和子） 御説明ありがとうございます。

農作物について大変被害を受けているという状況を改めて、本当にびっくりしました。そこで生活も農家さんは大変になるかなと思うんですけれども、生活再建支援金の申請とかの適用についても、さっきの災害の助成みたいな形で受けることができないかなと思っています。そのような生活再建支援金は税金の減免であったり、各種融資を受けるときに有利であったり、あと公共料金とかいろいろ特別措置が取れるのかなと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えします。

今議員がおっしゃっている農作物とかいろんな被害があつて災害救助法が適用されていないのかという解釈だと思うんですけれども、基本、これは住んでいる家のほうを災害救助法を適用して行うという措置でありますので、農作物被害に関してはそれは適用されません。これは、ハウスとか農作物のものはほかで保険はあると思うので、ここは産業振興課長のほうに答弁させたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長（大嶺 実） まず、答弁をする前に、去る8月の台風6号に被害に遭われたシークワサー農家をはじめ、マンゴー農家ですね。あと養鶏場の畜産農家の方に関しては本当に心からお見舞いを申し上げます。大変な被害でした。

ただいま、ハウスは恐らくみんな大体保険に入っていると思うんですよ、ハウス保険というのがね。それに加入して破損したらそれで対応して、保険が下りると思うんですけれども、今回の大きな被害は養鶏場ですよ、23万羽のうちの9万羽が台風で被害を受けたんですけど、この状況は屋根がトタンで、強風で剥がれて、壁とかが剥がれて、雨や風がその鶏舎の中に入って、鶏が暴れて網にもぶつかったりして死んだということで確認しております。この建物がこの災害救助法に適用するのかちょっと分かりませんが、一応は今のところは仮設的にブルーシートで応急処置して、本格的には今月の末ぐらいから鶏舎を直すということ聞いております。

○ 議長（大城佐一） 5番 宮城美和子議員。

○ 5番(宮城美和子) ありがとうございます。

農業共済は分かる方は多いかと思いますが、最近では収入保険というものがあります。ベテランの農家さんになると分からない、情報が行き渡っていないかなと思われるので、いかがでしょうか。収入保険について告知というか、御案内というか、できていますでしょうか。

○ 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) お答えします。

今の美和子さんの質問については、即答できませんので、持ち帰って検討して、また話をさせていただきます。すみません。

○ 議長(大城佐一) 5番 宮城美和子議員。

○ 5番(宮城美和子) 農業とか中小企業に再建に必要な貸付けの案内であったり、特別相談窓口はどこにでもあるんですけども、村が緊急に支援する救済制度とかが今後ないかなと思っています。農業に対してですね。その件でお伺いします。

○ 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) お答えします。

現在のところ、そういった制度は今ありません。すみません。

○ 議長(大城佐一) 5番 宮城美和子議員。

○ 5番(宮城美和子) この救済制度について福岡県がしており、もし村から、市町村とか単体でできるか分かりませんが、そういった対応ができないかと、沖縄県に向けて。検討していただけたらと思っています。私の質問は以上です。

○ 議長(大城佐一) 以上で5番 宮城美和子議員の一般質問を終わります。

○ 議長(大城佐一) 休憩します。

(午後 2時32分)

○ 議長(大城佐一) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時45分)

◇ 宮 城 良 治 議 員

○ 議長(大城佐一) 次に2番 宮城良治議員の一般質問を許可します。2番 宮城良治議員。

○ 2番(宮城良治) それでは一般質問を始めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

過疎対策について。

大宜味村の総人口は平成27年の国勢調査で3,060人、令和2年の国勢調査で3,092人、今年6月末現在3,029人となっている。これまで村は人口減少・過疎化対策のため、民間アパート……すみません、ちょっとこっち言葉を替えていいですかね。民間アパートなどの誘致を行い、住環境の整備などによって人口3,000人台を維持してこれたと思っております。しかし現在徐々に人口減少傾向にあり、令和7年度の将来人口目標が3,200人に設定されているが、この目標に向かってどのような計画があるのか伺う。

次に塩屋湾内、高潮対策について。

先月8月5日、台風6号と高潮が重なり大保集落内の浸水、屋古集落前、田港集落前の国道331号線が冠水し、台風が去った後も流木やごみなどが道路に散乱し交通の妨げになっておりました。また9月7日現在、田港・大保間の歩道には流木やごみが残っており、歩行者にとっては危険な状態となっております。

①道路管理者である沖縄県に、早急な除去を要請しているのか伺う。

②大保集落内の浸水の対策について伺う。

③国道331号線の冠水箇所の対策について伺う。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） 過疎対策についてお答えします。

第5次総合計画後期基本計画及び第2期総合戦略に掲げている各施策を遂行し、目標達成に向け職員及び村民の皆さまの協力のもと、取り組んでおります。

大きく寄与する施策としてあげられるのは、雇用機会の創出と村内の産業経済循環、定住に繋がる取組が連動する施策です。

現在大きく進行し取り組んでいるのが大型宿泊施設の誘致で、これまでの様々な施策と連動させ、農林畜水産業の振興を図り、雇用機会の創出と経済の循環が図られるものと考えております。

雇用機会の創出の次には、住環境の整備で、空き家空き地の対策に取り組んでいるところです。

また、子育てしやすい環境の整備を図るため、子育て支援担当を1人増員し、これまでの事業を進めながら施策を模索しているところでございます。

過疎地域におきましても都市部との格差を感じさせないICT教育推進などにも努めてまいります。

次に①道路管理者である沖縄県に早急な除去を要請しているかについてですが、台風6号通過後パトロールで確認し、沖縄県の北部土木事務所に要請しております。

次に②大保集落内の浸水の対策についてですが、大保集落に接している大保川は、2級河川になりますので沖縄県の管理となっております。

大保区としては、共同売店前の河川敷に沖縄県が設置した護岸を計画どおり進めてくれれば、浸水対策になると考えているので、早期に、区長と相談しながら沖縄県に要請していきたいと考えております。

③国道331号線の冠水箇所の対策についてですが、国道331号線は、沖縄県の管理道路となりますので、県に冠水対策の要請を行ってまいります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） 人口目標3,200名であります。例えばこの3,200名が達成できたときに、現在よりも約170名増えることになると思います。例えばですが、人口が100名増えた場合、年間でどれだけの税収があるのか教えていただきたいとします。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

すみません、今手元に資料がないため1人当たりの平均額というものを資料として持っていませんので、また後日お答えしたいとします。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） じゃあ、また後日よろしくお願ひします。

税収入が増えることが予想されますが、税収入が増えるということは今行っている行政サービスを充実させたり、また新たな行政サービスを行うことができます。例えば、先ほど午前中に一般質問があった給食費の無償化、コミュニティーバスの運行ですね、6月に一般質問をしたマイナンバーカードのコンビニ交付など、新たな行政サービスを受けることができることになると思います。

逆に人口減少が進むと村財政にも大きな影響を及ぼします。税収入が減収する一方で、大宜味村は今後高齢化が進んでいくと思われるため社会保障費の増加が見込まれ、財政はますます厳しくなると思います。こうした状況が続いた場合、これまで受けられていた行政サービスが低下したり、廃止されることも考えられます。結果として生活の利便性が低下し、悪循環が生まれる。

そこで令和2年9月から10月に、大宜味村第5次総合計画後期計画及び第2期総合戦略の施策検討の参考にするために、村民が日頃から感じている大宜味村での生活に対する満足度や村づくりへの意向、要望についてアンケート調査を行っています。そのアンケート調査については、解決に向けて取組を行い、村民の生活に対する満足度を向上させていかなければいけないと思っております。そこでそのアンケートの中で、大宜味村の住みにくいところという内容がありますが、それで最も多いのが「日常の買物が不便」というのが58.5%、これは早急に取り組んでいただきたいと思っております。

またですね、6月議会において大城邦彦議員から買物弱者の現状を打破するために、スーパーマーケットの誘致を提案していました。そこで村長は地域住民、議会の皆さんと協議しながら調整していきたいという答弁がありました。地域住民の意見というのは、アンケートの中で58.5%が日常の買物が不便と感じているようです。次は議会との調整を必要だと思っておりますが、今年度中に議会とスーパーマーケットの誘致について調整する機会を設けるのか伺います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） スーパーマーケットの誘致については、いろいろ課題もあると思います。前の議会に答弁しましたが、地域の商店街の振興とかいろいろ兼ね合いがありますので、すぐスーパーマーケットの誘致が必ずいいというふうにはならないと思います。地域には共同店とか小規模事業者等もあり、地域独特の店舗等もありますので、そこら辺との兼ね合いも含めて、やっぱり地域の方々といういろいろ意見交換しながら、スーパーマーケット誘致については検討すべきだと思いますが、いずれにしても村民が不便な買物、生活を強いられている現状に鑑み、スーパーマーケットの誘致についてもできるだけ早めに説明会というんですか、意見交換会をして対応してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） 先ほどの住民税の話ですね、資料がありましたので、すみません、遅くなりましたがこの場で御報告させていただきたいと思っております。大宜味村の人口1人当たりの個人住民税が平均2万5,000円という形で指標として出されておりますので、その数値を用いると単純に180人の人口が増加した場合、450万円の収入増となる見込みであります。ただし、交付税のほうでその75%は減額されますので、実質450万円の25%で、こちらが実質的に収入が増える額という形になります。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

次に大宜味村の住みにくいところの2番目に多い意見というのが「働く場所が少ない」というのが39.8%あります。それと村内の働く環境をよくするために効果的な取組はということで、「大宜味村への企業誘致に力を入れる」これが42%、「創業支援・起業家育成など新たな事業を育てる」これが

29.3%あります。村民の皆さん、やっぱり働くところが少ないので企業誘致は望んでいる意見だと思います。企業誘致することで、その関連で、例えばですけれども、今ホテルの誘致が進んでいます。それでホテルが誘致されれば、その周りで、関連で観光業者、あとは飲食業、そういう業種が創業したいという方々が出てくるのが予想されます。そのときに創業支援などしっかり取り組んでいただけたらと思っています。

そこで結の浜土地利用計画の見直しなど、今後必要になってくると思いますが、どのタイミングで行うのか伺いたいです。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

結の浜の土地利用計画につきましては、今あるこの6月の議会で、計画変更で説明資料の中で、今の状況を提示してもらいましたが、今計画図の中で計画として残っている、空き地というか、まだ計画が動いていない部分は基本的には1か所、ホテルを誘致していて、あと総合運動公園の計画地があるというところは、もう計画が定まっていますので、あともう1か所は幼保の隣の敷地のみとなっておりますので、基本的な見直しというのはあまりないものと捉えておりますが、その中で細かい、例えば先ほどの幼保の隣についてはどういうふうにしよう、住環境の整備に向けてやるのかということは議論をちょっと進めているところですね、商業的なものがやっぱり入ったほうがいいのかということはやっておりますので、大きな見直しはもうないものと考えております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） この土地利用計画なんですけれども、例えば今の現状で飲食業、レストラン、食堂、そのあたりは可能なんですか。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） はい、まず今のような要望等も踏まえて計画を、そこも一部先ほどの土地が使える、今後利用できるであろうという土地をピックアップして、先ほどの土地になると思いますが。あとまた、総合運動公園の一部とかそういったところの利用方法について検討するということでは可能かと思えます。もともとそういう商業施設がないものだったものですから、そういったものをやっぱり取り入れたほうがいいんじゃないかという意見もありますので、そういったところを検討してやることは可能だとは思えます。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ちょっとちなみになんですけれども、今賃貸工場があるじゃないですか。駐車場が大分空いている感じがするんですが、そこの新たな計画とか、工場以外に何か使える可能性があるのかとか、その辺があればよろしくお願いします。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

この工場につきましては、基本的にはまず国庫を使った予算で全部整備されていますので、今後ほかの目的では使用できないというところ、整備はできないと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

それではアンケートの続きに行きたいと思えますけれども、よりよい子育て環境を確保するために、

効果的な取組についてはというのがあります。その中で「教育費の軽減や奨学金制度の充実」これが34%、「子育て世代、多子世帯への経済的な支援の充実」が27.9%、「子供の学習教育環境の充実」というのが27.2%あります。やはりですね、今人口目標達成戦略の基本目標③ですね、この中で子育て世代がいきいき輝く村づくりを掲げておりますので、子育て環境、教育環境は名護市と同様ぐらいに持って行けたらと思っています。

これはなぜかという、今現在、名護市に転出する割合というのが多くあると思いますけれども、例えば中学校を卒業するときに、家族も全体で名護市に引っ越すとかそういうのが結構これまで見られたので、やはりこの子育て環境、教育環境というのを整えていくべきなのかなと思っています。

それはですね、やっぱり若い世代、20代、30代、この人たちをとどめる必要があるというのもあって、大宜味村、これは平成28年に大宜味村まち・ひと・しごと総合戦略というのがつくられておりますが、その中に人口の将来展望、この中で大宜味村の人口現状分布を踏まえ、人口減少問題に取り組む基本的な視点を3つ挙げています。

その中で②若い世代の就労、結婚、子育てを支援する生活環境の整備、人口の安定化のためには出生率の向上はもとより、次の世代を担う20代から30代の人口増の回復が不可欠です。そのためにはまず、これらの若い世代の希望がかなうような雇用、就労環境の創出や子育て環境の充実など、若い世代が安心して働き、子育てできる環境づくりに取り組む必要がありますとあります。

今ですね、この20代から30代の人口の方々の回復が不可欠というのがあるんですけども、この20代、30代の方々の意見とか考え、思いとかというのはなかなか表に出てきていないように見えています。しかし、先日ホテル誘致の住民説明会の中で若い世代からの意見というのがありまして、大宜味村の発展と未来のことをとても前向きに考え発信しているように思いました。このような若い世代、青年団体等が大宜味村にもあると思うんですが、そういう方々の意見をどう酌み取るか、吸い上げるか、それが今後の村づくりの課題になってくると思います。そこについて村長どう思いますか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 先ほど宮城議員がおっしゃった子育て環境、これは日本全国的な、国レベルの問題で少子化対策を今行っていて、国としても異次元の子育て世代の対策をやっております。村としても村独自で子育て支援というのは非常に厳しいところがありますけれども、村でできるところは可能な限り対応していきたいと思えます。20代、30代の方々は子育て世代の方がいらして、また経済的に厳しい状況にあり、そしてまた子育てのために村外に転出していくということは憂慮すべきことで、村の人口も減ってくることに對して大変心配してございまして、若い世代、これから大宜味村を担っていく20代、30代ですね、この方々の意見は大変重要だと思います。今後の大宜味村の発展、活力ある大宜味村のためにはぜひ若い世代の意見を取り入れた村づくりも大変重要になるだろうと思えました。もちろん高齢者の意見も取り入れますが、今後若者の意見、これは非常に大事だと思いますので、可能な限りこの声を吸い上げて政策に反映できるような取組をしっかりと進めてまいりたいというふうに思っております。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。次に移ります。

塩屋湾の高潮対策についてですが、①、昨日また確認したんですが、やっぱりまだ、人が通れるぐらいのスペースはちょっと片づけられてはいるんですが、まだまだごみが残っておりますので、引き続き要請のほどをお願いします。

それで次②に移りたいと思います。大保集落の浸水状況ですけれども、これは護岸のほうの整備を進めていくということでしたが、大保集落の東側、先ほど写真のほうを渡しておりますが、マングローブのほう、そこら辺も含めて今後区のほうと調整しながら要請していけたら、お願いしたいと思っております。

次に③です。国道331号田港集落前と屋古集落前の台風時の冠水と、実は高潮でも田港集落の前は冠水します。田港集落の前の冠水、先ほど写真を渡していますが、これは台風時ではなくて9月1日大潮の満潮をちょっと過ぎたぐらいですかね。この写真を見て分かると思いますが、冠水している塩水に車が何台か突っ込んでいます。これはあまりここを通らない県民、そういった方が分からず海水の中に突っ込んでいく姿が何度か見られています。この日も1台赤い車が突っ込んでいました。この現状というのが、私が知る限り、25年以上前からこの状態が続いているんですよ。写真で見て分かるかどうか分かりませんが、今30センチほどかさ上げはされているんですが、その両サイドから塩水が入ってきます。あと側溝から。その間3か所から入ってくるので、このかさ上げしても、大潮、高潮が重なったときにはこのような状況になります。これをですね、本当に二十何年そのまま放置されている状態ですので、ここはちょっと強く県のほうにも要請、国道ですけれども県の管理道路なので、強く要請して、議会も一緒に要請していきたいと思っています。これは屋古、田港、大保の区長にもお話しして、一緒にやっ払いこうということで話はさせてもらっています。

ついでにですが、この331号は大雨になると友善入り口、今はスカイテラスの入り口あたりになるんですが、あそこも街路樹の葉っぱのほうが側溝を塞いでしまっって道を半分冠水というか、一車線通れないような状況になるので、前回塩屋湾関係の住民説明会の中で街路樹の話も出たと思います。そこは本当に、私はなくてもいいのかなと思っています、街路樹は。ウォーキングをする人にとって木陰が必要ということであれば、ちょっとしたあずまやを造るとかそういうので、今の街路樹の維持よりまだ維持費はかからないのかなと思いますので、その辺、ぜひ県のほうに要請を一緒にしていただけたらなと思っています。以上です。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 国道331号の田港集落周辺の冠水については私も承知しております。天候がよくても高潮の発生は8月末頃かなりの高潮が発生して、田港集落内とか屋古の道路沿いにもやっていますので、車で通行するときも大変危険だなという思いはしておりますので、そこは地域の方々の意見を、話をまとめて、村としても一緒に土木事務所に要請してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 2番 宮城良治議員。

○ 2番（宮城良治） ありがとうございます。

ぜひですね、今玉城デニー県知事、誰一人取り残さない社会をつくるという県知事ですので、ぜひこの辺を強く訴えていきたいと、一緒にですね、大宜味村として一緒にこの辺を訴えていけたらなと思いますので、ぜひよろしく願います。以上です。ありがとうございました。

○ 議長（大城佐一） 以上で2番 宮城良治議員の一般質問を終わります。

◇ 大 城 邦 彦 議 員

○ 議長（大城佐一） 次に3番 大城邦彦議員の一般質問を許可します。3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） それでは、地域防災機能を有する新庁舎の役割について質問していきたいと思

います。

その前に、今年発生した台風第6号は、8月2日から3日にかけて、大型で非常に強い勢力で沖縄地方にかなり接近し、その後、西へ進み、進路を東へ変えて再び沖縄に接近した。台風の影響を長く受けた沖縄では多い所で700ミリを超える大雨となり、平年の8月の月降水量の4倍を超えた地点があった。最大瞬間風速が50メートルを超え、潮位が過去最高の値を更新した地点があった。また、再接近時も最大瞬間風速が30メートルを超える風が吹くなど、影響が長く続いたが、幸いにして大宜味村では大きな災害はなかったものの、長期間暴風雨に見舞われ、2日間にわたり停電し、1名の方が台風の被害者になりました。

また、東日本大震災から12年が経ちましたが、今後30年以内に同じレベルの南海トラフ巨大地震の発生が見込まれており、東日本大震災の教訓を踏まえ、南海トラフ沿いで想定すべき最大クラスの地震・津波に対する被害想定として九州沖縄地方への影響は避けられないものと考えております。以上のことから次のことについて伺います。

大宜味村新庁舎は、防災機能・災害時には、対策本部として迅速かつ的確な対応が行えるよう必要機能を整備し、住民へ充分な支援が行える設備や備蓄を備え、防災拠点としての機能を果たすため、地震や風水害に強い建物とする他、非常時の電力確保等、ライフラインのバックアップ体制の整備を図っている。

①新庁舎計画における防災計画について（・地域防災機能を有する新庁舎とは・自立した庁舎運用が可能な防災設備計画とは・村民の一時避難場所や備蓄倉庫を配置備蓄食料の保管数量及びその他の必要な機材等について・救援活動に備え屋上へ緊急救助用ホバリングスペースを計画実際のヘリと連携訓練の計画はあるのか・災害情報伝達手段に連携した通信設備の構築とは）詳しく説明をいただきたいと思っております。

2に、自主防災組織について伺いたいと思っております。

“自分たちの地域は自分たちで守る”という自覚・連帯感に基づき、自主的に結成し、災害による被害を予防、軽減するための活動を行う組織である。

①現在大宜味村の自主防災組織結成数は何件ありますか。

②村内17字及び結の浜地区などに、自主防災組織を結成すべきと考えるが、その辺推進はどのように考えているのかお尋ねしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

地域防災機能を有する庁舎として、あらゆる災害に対応するため、自家用発電装置や食料の備蓄等を備えており、また災害対策本部が設置された場合の指令等の拠点となるところです。

自立した庁舎運用が可能な防災設備に関しましては、災害時には自立して機能を継続できるよう、自家用発電機及び緊急排水貯蔵槽を設置し、自然換気や自然採光を各所に取り入れ災害時にも活動しやすい施設としております。

役場庁舎には123人分の3日分の食料を確保しております。また、観光防災備蓄としては、大保ダム地域防災センター、農村活性化センター、道の駅おおぎみやんばるの森ビジターセンターの3箇所に備蓄倉庫を設置しております。機材については、組み立て式簡易トイレ、発電機携帯充電器などを常備し

ております。

屋上のヘリのホバリングスペースにおける訓練については、ヘリの出動も関連することから今後、検討を行っていきます。

最後に災害情報伝達手段に連携した通信設備の構築であります。防災行政無線室を災害対策本部の拠点となる庁議室近くに設置し、サーバー室は被災後も機能継続されるよう床免震構造としております。また、県防災システムの他、LINEやQABデータ情報発信等の手段を確保しております。

次に自主防災組織の育成についてですが、現在大宜味村の自主防災組織結成数は、饒波区と根路銘区の2地区でございます。村内17字及び結の浜地区などに、自主防災組織を結成すべきとの議員の提案ですが、村としても是非結成すべきと思います。まず未結成の区に説明会をするなど積極的に取り組んで参りたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 私、資料を読み上げる前に、今回11名の方が避難されたということでお聞きしましたが、避難場所は役場内のどの場所でされて、この方々はどの周辺から来た人なのか、村住なのか、すぐ手前の大兼久なのか、大宜味なのか、その辺まで分かればお願いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） お答えいたします。

11名の内訳ですが、1名は高齢の方、この方は3泊しました。あと観光客が家族連れで5名、それと2名の御夫婦と、3名の外国人の観光客が孤立して、宿泊はしませんでしたけれども、2時間程度滞在させていただきたいということで避難をしました。どこにつくったかという、会議室を利用しました。しかし、1名の高齢者に関しては、簡易ベッドというかそこに寝かせると非常に、何というんですか、起きたりすると非常に危なかった現状があって、急遽うちの休憩室があるんですが、畳間があるんですが、そこのほうに移動してもらって、そこのほうに3泊避難をした状況であります。以上です。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 自主防災のところでまた聞きたいと思います。

今村長から防災機能について、これから何を聞けばいいのかあれなんです、一番私が期待しているのは、この中では発電機が72時間は継続できると。これは非常に大きな力になるんじゃないかなと思っております。それと私はホバリングじゃなく、実際はヘリが降りたらもっとよかったんじゃないかなと本当は考えていますが、2025年度には防災ヘリが運行されますので、そのときにはぜひ実際に飛ばして、合図するいろんなやり方がありますので、その辺は実際に取扱いの訓練とかいろいろやられていただきたいなと思っております。

それと組み立て式の簡易トイレ、小さい携帯発電機というものは、大型は役場内ですが、小さいものに関してはどういう形で利用しようと考えておりますか。携行式は。貸出しですか。その辺は今後どのように使用したいのか聞いておきたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 企画観光課長兼プロジェクト推進室長。

○ 企画観光課長兼プロジェクト推進室長（福地 亮） お答えします。

こちらのほうは大保ダムであったり、活性化センター、ビジターセンターに備蓄倉庫を設けていて、その中に入っています。災害があって避難をしたときにそこで対応する。第一の対応はそこにいる、例えばビジターセンターであれば指定管理者のほうに第一で対応してもらおうんですが、そこで本当に大き

な災害のときに沖縄県とか、そういったところが来て対応してくれるということは聞いて確認をしているんですが、我々も第一初動としてはやはりそこへ行って、貸出しというよりもそこで必要に応じて対応していくということになると思います。その場を出して提供していくという状況になると思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） すみません、役場内にあるものと勘違いしておりました。

備蓄の中身について、総務課長、123人分の3日の食料とありますが、内容的にちょっと聞きたいなと思うんですが、資料があればお願いします。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） この間も実際に避難された方に食事を提供いたしました。種類としては水を入れるだけでおにぎりができるものがあるんですよ、これは時間がかかりますけれども、お湯を入れると、何分でしたかね、私も実際やって食べましたけど、そういうおにぎりとか、乾パン、レトルト食品とかですね、今防災拠点のところにも備蓄しているんですけども、子供用のミルクであったりとか多種多様に備えております。また、食べ物だけでなく防災拠点のところはおむつであったりそういったところも備えております。実際、食事を提供するの、今回新庁舎に引っ越して私も初めての経験だったものですからどうかと思ったんですけども、避難者も不自由なく避難されておりましたので、問題なくそういうことができたのかなと、今回に関しては感じております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） 新庁舎がそういう防災計画に非常にたけている建物だということで、まだ物足りないところはあるかもしれませんが、今後とも村民にアピールして、基本的には各地域の集落の公民館に一時、そしてその後被害が拡大した場合は最終的には役場、大保ダムとかそういう大きな訓練の中での避難になると思いますが、やはり役場というものは最終的な段階で、17字の地域の自主防災というのが非常に大事になりますので、その辺は今後とも意識してやっていきたいと思っております。

その自主防災に行く前に、この建物が新しくなって私気になったのがありまして、総務課長にお尋ねしたいんですが、職員入居数が78名で、不特定、我々議員も入れれば100名近くになると思いますけれども、面積は2,753㎡、防火管理専任及び消防計画の届けについて500㎡以上で使用人員が50人以上であるので、防火管理専任が必要になると思います。大宜味村役場新庁舎は火災警報器及び消火器、こちらは入り口にもありますが、2号消火栓、誘導灯、非常発電機、危険物もいろいろありまして、それはいざこんなすばらしいコンクリートであっても、人のミスで火災等が起こらないとは限りませんので、職員に対する指導、これが非番の日になれば地域で自主防災と一緒に活躍できる職員づくりも含めて、防火管理というものが非常に重要になってくるんじゃないかなと私は願っております。その中で職員を充てて自衛消防組織を活用してそういう訓練計画もやりながら、これが維持管理やそういうものも含めて、取扱いも含めて、職員含めて一丸となって防火管理業務をぜひとも進んでやっていただきたいんですが、どうですか。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） ありがとうございます。

確かに避難所である前に、自分たちがそういう火災に見舞われなくても限りませんので、そういう訓練とか今おっしゃってました自衛消防等ですね、今後迅速に執り行うことができるよう検討して、早めに取り組んでまいりたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） じゃあ、この新庁舎については大変すばらしい内容になっておりますので、次に行きたいと思います。

自主防災組織の育成について、今まだ2か所しかないということではありますが、内容を読み上げていきたいと思います。国、県及び市町村など行政が行う公助については、災害発生時にはおのずと限界があり、自らの安全は自ら守るという自助、これは自分の命を守る住民のことですよね。それと同じように自分の地域は自分たちで守る、これは共助、地域住民のコミュニティーにいる方々の話です。阪神・淡路大震災が起きて瓦礫の下から救出された人のうち、自力または家族や近所の住民によって救出された割合が90%を超えるという調査があることから、地域の連携による活動の重要性は非常に大きいものと言えます。ということは、我々3村は消防本部が2か所にあってかなり広い状況があって、公的消防本部がほぼ来ないと思っておかないとできないぐらいの広さがありますので、それは非常に重要じゃないかなと思います。

そして我が国はその位置や島国特有の急峻な地形、地質、気象、自然条件から地震、台風、梅雨前線による集中豪雨、土砂災害などによる自然災害が発生しやすい環境にあり、これまでも数多くの災害に見舞われてきました。平成23年3月11日に発生した東日本大震災では地震や津波により多くの方々の尊い命が失われ、また人々の生活基盤全てに甚大な被害もたらされました。この大災害の中被災地においては多くの自主防災組織により避難誘導や安否確認、避難所運営の支援や炊き出しなどの活動が行われ、このような大規模災害では地域の方々の備えとお互いの助け合いが大きな役割を果たすことが改めて認識されました。南海トラフ大地震や首都直下地震など、大規模災害の発生が懸念される状況において、地域の防災力の強化が不可欠であり、自主防災組織に対する期待はますます高まっております。

この自主防災組織は大宜味村が少ないわけじゃなくて、日本全国で最下位です。3.3%ぐらい。本当に一番少ないのが沖縄県ですね。ということは裏を返すと、米軍の統治下の中にあった時代から米軍基地がたくさんあって、どここの地形があって島嶼で、災害や地震が実際は八重山でも明和の大津波もありましたけれども、実際に生きている我々も忘れております。そういう状況の中で認識が、意識が少ないということが一番言えるんじゃないかなと思います。

そこで自主防災組織数が増えないのはどうすればいいのかということで、実は私、本部にいるときに3村どこもなくて、3村のどこにまず自主防災組織をつくれればいいのかといたら、やっぱり自分の住んでいるところにつくらなければ見本ができないだろうということで、宮城健隆区長のときに根路銘ができて、その後饒波ができました。それから全く増えていないということはどうすれば増やすことができるのか、その辺をお尋ねしたいなと、本音で聞きたいんですが、どうでしょうか。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 議員おっしゃるように、村内では2か所の自主防災組織しかありません。この自主防災組織に向けて大城議員の御尽力は非常に大きかったと思います。この場で感謝申し上げたいと思います。今後自主防災組織、新たな組織結成に向けて、また力を貸していただきたいと思います。

あとは、総務課長から答弁させます。

○ 議長（大城佐一） 総務課長。

○ 総務課長（宮城 豊） 補足というんですか、饒波区と根路銘区が今2か所とやっているんですけども、実際に得た情報では、塩屋区のほうでも実際はもうされていると。されているんですが、規約

がないということでカウントにはしていないんですが、実際にされているところもありますので、やはり行政というのが、区長にも御連絡差し上げたんですけれども、やはりそういう細かな部分というのは、もし行政が手助けできるのであれば、そういう手助けをしてやっていきたいなど。

また、塩屋区みたいなのが、果たして他地区でもないのか非常に情報というか、私自身もちょっと不安なものですから、次の区長会で再度自主防災組織の確認というんですか、その辺もやって今議員がおっしゃるように、やはり必要性というか、その辺も村長もやったほうが良いということでもありますので、その辺の確認も今後は必要ではないのかなと思います。

塩屋区に関しての情報だけを得ているものですから今申し上げます。今後については結成できるように努力してまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 3番 大城邦彦議員。

○ 3番（大城邦彦） この自主防災組織というものは、本当に携わっていかないと、住民への説明とかデータとか、そういうの非常にちょっとあれかもしれませんが、うちは現役の、今本部にいる方も携わったことがない職員もたくさんいますので、私でよければボランティアで、前回は協力すると言っているのにこのあれもないので、役立つことは村民の力になりたいと思いますのでぜひ利用してください。

今、災害対策基本法にも法的根拠の中で、市町村長は自主防災組織を十分に機能を発揮するように、法的根拠の中で災害基本法の中にも自主防災組織をつくりなさいということで、やはり公助は期待できない。自分たちの地域は自分たちで守るということで、実際村が強制的にいなさいというわけではなくて、なぜこれが必要だよ、これが素晴らしいものだよということで、そうしたら災害用の、今根路銘も饒波もあります、宝くじからいただいた機材があって、平日頃は周辺の環境美化とか災害があったときにはそういうのが役立つよということで、そういうのも含めてぜひとも、これは先ほど言った役場が避難場所と決めていても、高齢者はここまで歩いてくることはできませんので、自主防災組織というものが出来上がって、そういう方々の組織によって役場までじゃあ避難すれば、電気があるから携帯にも充電できるとか、そういうものにもいろんな面で相当いい力になるんじゃないかなと思っております。

ですから進める中において、地域の方々の饒波や根路銘区、活用できる人材がいれば、ぜひとも活用されて進めていってほしいなと思っております。以上で私はこれで終わりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 以上で3番 大城邦彦議員の一般質問を終わります。

○ 議長（大城佐一） 私も一般質問を行いたいと思いますので、副議長と交代します。

しばらく休憩します。

（午後 3時39分）

○ 副議長（平良嗣男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時40分）

○ 副議長（平良嗣男） 議長に代わり、議長大城佐一議員の一般質問終了まで、議長の職務を行います。

一般質問に入る前に、私のほうからこの間の議長の職務を行うためお願いを一言申し添えたいと思います。議員という公務に身を置く我々議員の心得の基本が憲法第19条で、思想および良心の自由が規定

されておりますが、一方で地方自治法第132条では、議員は本会議において、発言や態度に十分注意をし、議会の品位を保持しなければならないと規定されています。また、不穏当と認められる発言があった場合は、法第129条の規定による議長の秩序保持権において発言を取り消すことができ、場合によっては後日議事録を調査の上善処することができるかとされております。

以上を申し添えておきたいと思っております。

◇ 大 城 佐 一 議 員

○ 副議長（平良嗣男） それでは一般質問を行います。

次に10番 大城佐一議員の一般質問を許可します。10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 村長の政治姿勢についてお伺いしたいと思います。

去る6月定例会において村長の政治姿勢について質問したところでありますが、腑に落ちない答弁ばかりであり再度質問致します。村長のこれまでの要職時代（教育長・区長・議員・村長）の言動や行動は自家撞着と思うが、村長の良識ある行政運営について伺う。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

（友寄景善村長 登壇）

○ 村長（友寄景善） お答えします。

私は村民の信託を頂き、昨年10月7日の村長就任以来今日まで、村民と共に誇り高い輝く村を目指して誠心誠意村営運営に取り組んでいるところでございます。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） まず、誠心誠意村政運営に取り組んでいるところでありますので、これまでのことについてお伺いしていきたいと思っております。

まず、これは何回も言っておりますが、人材育成基金ですね、これは本当に要綱にのっとりってということで、何度も村長は答弁をこれまでやってきております。要綱にのっとりって、条例にのっとりってということでありますが、それは間違いはないですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 人材育成基金について、もう11年前のことで記憶は正確ではありませんが、私は要綱にのっとりってこれは助成を受けたとそういうふうに認識しております。記憶しております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 要綱にのっとりってという認識を持っているということですが、これは何度も言っていますが、この第11条にですね、一月前まで申請をするということがあります。御存じとは思いますが、しかし、村長が申請したのが、これは4日前ですよ、4月2日ですか、9日にアメリカに研修に行っているわけですけども、これがこの要綱にのっとりった申請なのか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 要綱では1か月前に申請するような規定があるということでしたが、私は4日前ということでありましたが、その当時いろいろ様々理由等があつて、間近になって申請せざるを得ない状況だったと思って、失念して遅れて申請したというというものではないというふうに記憶しております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番(大城佐一) 何か急なあれだということがあるんですが、これは正式にですね、一月前か、この一月前の時間ぎりぎり、5時前に来た方が全国大会に行くということで、申請に来た方は断ったという話があるんですが、これは間違いはないですか。

○ 副議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(友寄景善) 記憶ありません。

○ 副議長(平良嗣男) 10番 大城佐一議員。

○ 10番(大城佐一) これまでは何度も悪いものはみんな「記憶にございません」という答弁があまりにも多い。村長、この問題解決させてくださいよ。私はもう何度も言いたくありません。これは明らかに間違ったお金です。まずはこの人材育成基金から出したのが最初の間違い。これ私何度も言っているでしょう。子供たちのためには、これ研修行って、現地がどういうことであるか調べるのは大変よろしいと、これは前から言っております。これはいい。しかし、研修に行く旅費の出所を間違っていないかと言っているんですよ。もう一度答弁をお願いします。

○ 副議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(友寄景善) 人材育成基金は子供たちだけのものではありません。村の文化スポーツとか産業等、必ずしも子供たちに限定するものではありませんので、広く、児童生徒以外も利用できるものでありまして、これは別に違反でもありません。

私が人材育成基金を使用したことについて非常に異議があるようでありますが、私も子供たちを米国に留学させるために、事前に米国の大学の状況、プログラムをしっかりと調査して安全性確認、そして効果のあるプログラムということを確認しなければならない状況であります。さきのほうを調べずに子供たちを米国に留学させることには、こういうことには大変教育長として大きな責任を負いますので、安全に留学させるためにはしっかりと調査をする。そのために私は同じような事業ですので、人材育成基金を使わせてもらって私は10日間行きました。費用につきましても子供たちが短期留学する場合は限度額が30万円、私も子供たちと同じような内容の事業ですので、私も30万円を使わせてもらっております。もちろん30万円で米国の調査ができるわけがありません。概要で80万円はかかります。そのうちの50万円は自腹で私は行っております。短期留学の生徒たちにも30万円は助成、あと15万円から20万円は自己負担ということで、子供は自己負担、私は仮に一般財源から全部使うということになれば、保護者に対しても説明がつきづらい。ですから子供たちと同じように私も30万円の助成を使わせていただいて、残りは自腹で行かせてもらっておりますので御理解を願いたいと思います。

○ 副議長(平良嗣男) 10番 大城佐一議員。

○ 10番(大城佐一) もう何度も同じことを言わせないでくださいよ。これまでもこの答弁の中で9条の第6項、そこを利用して行ったと言うんですけども、6月にこれをお話したんですけども、この6項というのは別表が私たちのものにはない。教育委員会のものでしか例規集がない。告示もしない。全くないものを自分で作り替えて出した。これは違法と言えないの？

○ 副議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(友寄景善) ただいまの問いですが、これは私が教育長になる前に別表というのはできておりまして、これが告示されていなかったと、これは私が教育長になる前ですよ。人材育成基金の仕事をするうちに、これは決定はしたけれども告示がされていないなということで、私はまたこれは後で告示をしたという状況で、これは決定してそれがそのまま動いていて、何年か後でしたかね、これは気づい

てあとで告示したという状況でございました。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 作ったものは作った、しかし告示しなければこれは執行できないんじゃないの。これ告示したのが村長が研修へ行って帰ってきて、2か年後なんですよ、2か年後。これは適正な執行ですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 厳密にいうと適正ではなかったかと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） もうあまりこのことは時間費やしたくないんですが、申請書は出したんですか。3日前でも4日前でもいいですけど。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 申請書を出して助成を受けたと記憶しております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） この申請書には、出した方の名前、相手方の名前はというふうにかかれてるんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 相手は教育長で、申請人は私だったと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 今確かに村長のほうからの答弁で、出した方も教育長友寄景善、相手方はこの教育長友寄景善、ということは同一人物なんですね。この双方代理禁止法というのは御存じですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） よく存じ上げておりません。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 民法第108条でこれは禁止されているんですよ。名前を出したらちょっとまずいはずだけど、友寄景善から友寄景善に請求したりするというのは双方代理禁止ということでちゃんと禁止されております。民法108条において。そこは御存じなかったの？

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 正直申し上げて知りませんでした。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） これはもう明らかな違法支出でありますので、これを返納してですね、速やかに子供たちのために使うことを願っております。明らかな違法です、これは。最初から、出所が最初から間違っはいるんですけどもね。これに対しても今言ったことは明らかにこの双方代理の禁止の問題で違法です。それとこの年、教育長になってまだ半年ぐらいですか。4月9日にアメリカに発ったわけですが、4月15日に大きな教育委員会のイベントがあります。塩屋湾一周トリムマラソンがありますが、これは御存じなかったのですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 多分知っていたと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 知っていながらも行ったということですね。一番大きなイベントだと思うんですけどもね、教育委員会の中で。そこは大変、そこが大事だったと私は思っておりますので。それからこの双方代理禁止規定に沿ってですね、私は今後また話していくので、あまりこれに時間も費やしたくないので次に行きます。

まず、6月のワクチン接種の問題をしたんですが、議員時代に全員協議会をもって福祉課からですか、説明に来ました、最初のワクチン。前回の答弁では自分から打ちなさいと言ったことはないと言っています。これははっきりうそですけども、言ったことないですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） ちょっと質問の趣旨がよく分からないんですが、自分から打ちなさいということは、村長に対してですか。私はですね、当時はですね、国民の方々は一刻も早くワクチン接種をしたいという思いが大方の国民だったろうと思います。村民の生命を守る立場の村長は、率先してでなく、後回しでもいいんじゃないかということで、村長が率先してワクチンを打つことに対して疑問を持っておりました。ちなみに県知事もずっと県民の方が接種して、後ほど接種をされております。皇室もそうです、6月に入ってからの接種でありまして、私の口から村長が率先してワクチンを打つべきだというふうなことを言ったことはないと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） どこまでうそつけばいいのかね。さっきは誠心誠意村政運営に取り組んでいきますという、誇り高い輝く村を目指していくという、この最初の言葉は何ですか。これ証人もちゃんといるんですよ。初めてのワクチンでどういう効果があるかも分からない。そこは村民のために村長から打ちなさいと、あなたはこの場で言っているんですよ。何名か聞いていますよ、議会も。あとほかにも証人もいます、ちゃんと。そこまで言いながらうそついてこんな答弁するのか、もう一度伺います。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 先ほどから申し上げているようにですね、コロナ禍でワクチンを打ちたいという村民の思いがあって、やはり村民の命を守るために村長は後回しでもいいんじゃないかという思いが強くなりましたので、私の口から率先して村長が打つべきであるというふうなことは言った記憶は全くありません。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） これはですね、ちょっと言葉は悪いんですけども、そのときに言った、議員として言った言葉が、村長はモルモットみたいなことをやりなさいという言い方なんですよ。このワクチンがどういうものか分からないから、まず村長から打たせてどういうものがあるのか、こういう言い方に私は聞こえたんですよ。今の答弁では絶対自分の過ちを謝ろうとしない。それでどうして輝く村を目指して誠心誠意村政運営ができるの？

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） ワクチン接種については、当時詳しいことは覚えていませんが、集団接種がありまして、村民が最初にしたのは5月の上旬だったと思います、集団接種。その前に村長は個人的に医療機関で接種されたと聞いております。なぜ集団で村民と一緒に接種しないのかということは言った記憶はありますが、村長が率先して打つべきじゃない。やっぱり村長は特別の事情がありませんので、村民と一緒に集団接種をすべきだというふうなことは言ったことはあります。村長から率先してワクチン

接種を打つべきだと言ったことはありません。これははっきり断言できます。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 村長から率先して打ちなさいじゃなくて、村長から打たせたらどうかと言ったんですよ。言っています。これ今度調べてですね、これ99条かな。証人喚問出しても調べたいと思いますので、改めてこれはまたやりますので、過ちがないことではなく、過ちを正すことも思い違いということもありますので、その辺は肝によく命じてください。これはまた次回にやります。

今度は、今日はいい答弁ができれば、今年度はこれで終わろうかと思ったんですが、もう本当にこれは終わることができないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に村の三役はどなたとどなたなんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村の三役は、村長である私と教育長です。副村長はまだ不在ですので、副村長含めて、教育長、村長含めて三役ですね。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 村の三役は、村長、副村長、教育長と今おっしゃいましたよね。じゃあ、このアカシタイの水の問題なんですけれどもね、これは村の三役ですから。村長は、教育長時代三役の中でこれは決定したわけね。決定したわけ。三役で決めるんだから決定しているわけなんですよ。そこを教育長を辞めて区長になりました。これ違法だと言ってまた村から請求している、賠償問題。これどう思いますか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 水問題、何か年前でしたか、ちょっとはっきりよく分かりませんが、これは私が区長になって、水源地、区が見ておりますので、契約書あるのかと前の区長に確認したところ、契約書は交わされていないということがあって、これは違法行為だと、無断で上原区の水源地を使用しているという状況でございました。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 三役時代に決定したわけよね、三役でね。場所はこっちにしましょうと決定したわけ。このときにどういう内容か調べていなかったのか。区長になったらこれは違法だとかいろいろ問題出して、これは村から二百幾らでしたか、204万円の賠償金、それからこの移設、元に戻すために一千何百万円とか無駄なお金をいっぱい使っているわけですよ。自分で決めたあの場所を、職務が変われば違法だ違法だということで村に請求を出す。これでいいのかどうか見解をお願いします。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 私は確かに教育長という三役でありましたが、この問題に関して私は関わったという記憶はありません。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） もう話になりませんね。三役は認めたわけですよ、教育長も。大体三役で決めるわけですね。そこを担当課と調整しながらやっていくわけなんですよ。そこはどうか分らないというあべこべな答弁。もう少しまともに答弁してくださいよ、もう。私もやりたいですよ、まともな質問をやっていきたいですよ、大宜味村のために。これはもう明らかに会社でいえば背任行為という言葉があるんですが、これに当たるかと思うんですけど、そこは確実にですね、もう三役で決めたもの

をこうやるということも、明らかに村に嫌がらせにしか見えないわけですね。そこを村長になってから、この過去を振り返ってどう思うのか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） この問題に、村が進める行政について、三役といえども全て教育長も含めて事を決定しているわけではありません。当時私はこの水問題に対して関わったような記憶はありません。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 関わっていないって、恥ずかしい答弁をするなよ。三役だよ三役。三役で決めているわけだから、しっかりやってくださいよ。

○ 副議長（平良嗣男） 大城佐一議員、言葉に気をつけてください。

○ 10番（大城佐一） それでは、これも卵が先か、鶏が先か分からん応答になっていますので次に移りますけれどもね。

確かに今、三役とおっしゃいました。しかし村長は教育長時代、前村長が勝利して、あなたは反対を応援して、まだ任期は残っていました。そこでこの一蓮托生じゃないかということで私が質問したら、あなたはどう答えましたか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 当時の教育委員会制度は、教育委員の中から教育長を選任するというので、直接村長が任命するわけではないので、一蓮托生ではないというふうな答え方をしていたと思います。その後の新しい教育制度になってからは、村長が直接教育長を任命しますので、その場合は一蓮托生であるというふうな趣旨の答弁をした記憶はございます。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） これからいろいろ時間がたって、次は同意案件についてお伺いします。

もう村長になって1年近くなります。ほかの議員からも副村長の件で質問があったんですが、2回ほど否決されて、この1年間どういう村政運営だったのか、ちょっと感想をお願いしたいと思います。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 村長就任して11か月、1年近くなるわけですが、非常にいろいろな課題がありました。特に村役場の委員会審議会等では、副村長が委員長になっているものを、副村長不在のために担当課長が代理で委員長になっていたり、対外的にも副村長が出席すべきところを担当課長、そういったいろいろな会合等があり、村長が出席できないところは副村長が出席すべきところをこれも出席できないというふうなところで、村の行政遂行に当たっては非常に戦力ダウンだと。片肺飛行の状態です。今やっていて、村民の、村制の発展のためにはぜひ副村長が必要だということを痛感しております。今後とも一日も早い副村長を選任していただき、村政発展、村民の福祉の向上に努めてまいりたいと。早めに副村長を選任しなければならないという思いを強くいたしております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 今の気持ちはいつから思ったんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） いつからというか、今村政を進める中において、そのような気持ちが徐々に強くなってきております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

- 10番（大城佐一） 今の思いがあるのに、前副村長の同意案件のとき、村長は反対していますよね。村長は副村長、教育長、人権擁護委員、全て反対しています。何で副村長は反対したんですか。
- 副議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（友寄景善） その方がその職には適していないという私なりの判断からです。
- 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。
- 10番（大城佐一） 周囲から、あるいは役場内からも相当信頼ある人で、周囲からもいろいろ相談も受けてその方を副村長ということでやったんですが、全く適しないという今の答弁、村長はこれは教育委員会の教育長の同意案件について反対討論をしているんですが、この反対討論の終わり頃に、副村長長期不在の要因は村長自らの責任による大きいことも指摘しておきますと、村長が反対討論でこれを言っているわけですね。今同じ言葉を私が言っているんですか。
- 副議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（友寄景善） 副村長不在が長くあったということは、たしか前村長が副村長の人事案件を5か月後でしたか、長い間提案を議会にせずに空白期間があって、前村長は副村長を議案として提案していない期間があったから、そのことの影響もあって長期の副村長不在があったものと思います。
- 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。
- 10番（大城佐一） それからですね、教育長の同意案件、今教育長いらっしゃるんですが、前の教育長の同意案件、2回とも反対している。反対討論まで述べています、2回とも。今回の、ちょっと新しい教育長は耳、あれやってくださいね。今回の教育長人事で私は身を切って村長室に行きました。どういう気持ちで行ったか分かりますか、村長には。6月の提案に、今回の出し方はちょっとまずいんじゃないの。これは撤回してくれと。撤回した次には6月いっぱい臨時議会を開いてくれと。それはそのときは同意しますということ村長と約束したわけですね。それで村長から私に確認したことが本当に臨時議会では同意するんでしょうという確認の言葉がありました。はい、私はやりますということその場を帰って、翌日どうなんですか。全く裏返しの話じゃないですか。私たちも今回もこれを否決しますかということ話まで来たんですよ。しかし、学校現場に携わるいろんな方がいます。学校現場を混乱させることはできない。その思いでこの同意案件には賛成しました。これを裏切ったことに対してどう思うか。これ2回目なんですね、裏切られたのは。あと2月にあった四者協も、これは人事異動の件に関しても、この異動に関しても、まず本人に通知する前に確認して、本人に通知してくださいと。4名、教育長、議長、村長、農業委員会の会長4名、こちに署名したじゃないですか。四者協の。たしかに総務課長のほうから電話がありました。今度は課長級に対しては異動がありませんと。しかし、こういった協定書を結んだのは村長なんですよ。道義上こうやって今回はありませんけれど、一言ぐらい言うべきじゃないの。どう思いますか。この2点ですね。
- 副議長（平良嗣男） 村長。
- 村長（友寄景善） 教育長の人事案件についてですが、確かに議長が村長の部屋まで来てやってきましたけれども、私は取下げを確約したわけではありません。その方向性をですね、こういうことがあればこういくことがあるんですねということで、はっきり取り下げるといふような明確に発言したものではありません。そして人事に関して協定書を交わしておりますが、人事異動が該当者がいなかったのもそれは議長のほうには連絡をしておりませんでした。
- 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番(大城佐一) 今月の議会だよりを見ましたか村長、私最後に行政の件、よく議会の場でうそつきますねということを行っています。またもうそをついている。また次の議会だよりにもこれ書かないといけませんよ。もう少し、そのために素直にやってくださいよ。本当は今日はいい話もやりたかったんですけども、ちょっともう1点やりたいと思います。

世界自然遺産登録が令和3年7月26日に、奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島が登録されたわけですね。どういうことでこれ登録されたか、思いをお願いしたいと思います。

○ 副議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(友寄景善) やんばる地域の多様な生物、この狭い地域に固有種がたくさんいると。非常に貴重な豊かな自然が残っているという理由が主で登録されているというふうに聞いております。

○ 副議長(平良嗣男) 10番 大城佐一議員。

○ 10番(大城佐一) まさしくそのとおりです。たまにはまともな答弁をやりますね。これはまさしくそうです。このやんばる地域というのは、ヤンバルクイナをはじめ自然遺産に登録された中には、沖縄本島北部が世界自然遺産に登録されたことは、多様で固有性の高い生態系を有し、絶滅危惧種の生息地として世界的に重要な場所ということで指定されているわけですね。しかし、令和4年11月23日、この世界自然遺産登録の1周年記念式典が、基調講演が国頭村民ふれあいセンターでありましたよね。そこで村長は開式の辞をお話したわけですね。その中であっと驚くためごろうじゃないですけど、ヤンバルクイナを食べた話をしています。お味はどうでしたか。

○ 副議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(友寄景善) そんな話は一切しておりません。

○ 副議長(平良嗣男) 10番 大城佐一議員。

○ 10番(大城佐一) これをその場で村長が言っていない、ヤンバルクイナを食べた話、みんな聞いているんですよ、議員。国頭、東の議員も。私、今意見を言っています。こういう場で、もうこれはね、このヤンバルクイナが発見されたのは1982年でありますし、新種として発見されたのがね。それ以前に、食べたかも分からないけど、しかしこの場合は世界自然遺産登録の1周年記念の式典、やんばるに絶滅危惧種の生息地として世界的に重要な場所であるから登録された、このお祝いの場所なんですよ。そこでヤンバルクイナを食べた話をする人がどこにいますか。もう一度、このお味はどうだったかと聞いている。

○ 副議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(友寄景善) 食べておりませんので、味は全く分かりません。

○ 副議長(平良嗣男) 10番 大城佐一議員。

○ 10番(大城佐一) もう今回の議会だよりはうそばかりの議会だよりを出しますので、そこまでうそついたらどうするんですか。どんな夢を持っているの。

○ 副議長(平良嗣男) 村長。

○ 村長(友寄景善) ヤンバルクイナを食べたという話は聞き間違いだと思います。天然記念物に指定される前に、私はそこの道路を通過して、側溝に親鳥と雛が4羽ぐらい、側溝を上がれなくて土手に上がれなくて道沿いに逃げていったわけです。そこの土手に上がれないものですから、僕は2羽ぐらい捕まえて自分の車に乗せて、家まで帰りました。そのときは天然記念物でも何でもありませんよ。1泊は家にして、翌日また現場に行き行って戻した。これが真相でございまして、ヤンバルクイナを「泊めた」と

「食べた」を多分聞き間違えたんじゃないかな。そういうふうに思います。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） これは間違いなく「泊めた」じゃない、「食べた」話をやっております。これは国頭3村の議員、もう1回確認して、きれいにやりますので。その辺よろしくお願ひしたいと思ひます。

○ 副議長（平良嗣男） 大城佐一議員、残り時間が少なくなりました。簡潔にお願いします。

○ 10番（大城佐一） あと、シークワサーの問題ですね。公約に150円とあったんですが、これも何名かの議員が質問しているんですが、今年度から150円ということで話しているんですが、この前、JAでも価格の話があったんですが、147円でした、9月は149円。これはインボイス登録されていない方ね、登録者はもっとあったんですが。この150円はいつからやるんですか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 実際、今単価、取引はもうばらばらで、今年180円で取引しているところもあるそうですので、必ずしも150円ということには今の状況ではないと思ひますが、シークワサー奨励金をあげて生産者の意欲向上につなげてまいりたいと思っております。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 前からほかの議員の質問にこの生産奨励金というんですが、これは前からあるわけなんですよ。前から。しかしこれは全体には行かない。確定申告をしている方のみにはしか行かないわけですね。じゃあほかの方はこの150円どうするんですか、約束。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） 150円というのは、農家の手取りが150円になるように政策的に仕組んでいこうと、そういう思いでの150円でございます。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） これ見たことありますか。シークワサーの価格は150円にという、ちゃんと政策を打っているわけなんですね。詐欺師なの？ 私が見たら、これは給食費とかね、給食費もゼロ円にする。シークワサーは150円にする。これみんな全然実行に至らないじゃないですか。オレオレ詐欺政策じゃないですか、これ。どう思ひますか。

○ 副議長（平良嗣男） 村長。

○ 村長（友寄景善） これは選挙公約として掲げて、このために、任期中にこの実現のために頑張っているというのでございまして、すぐこの公約どおりにやるということにはならない。これはやっぱり時間がかかるものもありますので、すぐということではありませんので、私の任期期間中にそのような政策を実現したいという思いでございます。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員。

○ 10番（大城佐一） 今言ったことは絶対忘れないで、うそつかないでくださいよ。また記憶にございませんとか言わないでくださいよね。絶対約束するということを言っていますので。以上です。

○ 副議長（平良嗣男） 10番 大城佐一議員の一般質問はこれで終わりますが、法第132条、無礼の言葉の使用、言論に今後十分注意してください。

以上で10番 大城佐一議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

○ 副議長（平良嗣男） ここで議長と交代します。しばらく休憩します。

（午後 4時25分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 4時26分）

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

（午後 4時26分）

令和5年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第3号) 令和5年9月14日

1. 開議、散会の日時

開 議 (令和5年9月14日 午前10時00分)

散 会 (令和5年9月14日 午前10時54分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 友 寄 景 善 教 育 長 宮 城 政 信

総 務 課 長 宮 城 豊 教 育 課 長 真喜志 亮

財 務 課 長 佐久川 紀 亮 農 業 委 員 会 事 務 局 長 大 嶺 実

住 民 福 祉 課 長 宮 城 敦 監 査 事 務 局 長 新 城 寛

企 画 観 光 課 長 兼
プ ロ ジ ェ ク ト 推 進 室 長 福 地 亮 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 城 豊

産 業 振 興 課 長 大 嶺 実

建 設 環 境 課 長 花 田 義 徳

会 計 課 長 知 念 和 史

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第3号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算(第2号))	質疑 付託省略
2	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第4号))	質疑 付託省略
3	同意第4号	教育委員会委員の任命について	質疑 付託省略
4	同意第5号	農業委員会委員の任命について【山内典貴】	質疑 付託省略
5	同意第6号	農業委員会委員の任命について【松本政隆】	質疑 付託省略
6	同意第7号	農業委員会委員の任命について【眞喜志条治】	質疑 付託省略
7	同意第8号	農業委員会委員の任命について【稲福杏子】	質疑 付託省略
8	同意第9号	農業委員会委員の任命について【宮城丈也】	質疑 付託省略
9	議案第38号	令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	質疑 委員会付託
10	議案第39号	大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の変更について	質疑 委員会付託
11	議案第40号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	質疑 委員会付託
12	議案第41号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)	質疑 委員会付託
13	議案第42号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	質疑 委員会付託
14	議案第43号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	質疑 委員会付託
15	議案第44号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)	質疑 委員会付託
16	議案第45号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	質疑 委員会付託
17	認定第1号	令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
18	認定第2号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
19	認定第3号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託

日程番号	事件番号	件名	摘要
20	認定 第4号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
21	認定 第5号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	質疑 委員会付託
22	認定 第6号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	質疑 委員会付託

◎開議の宣告

- 議長（大城佐一） おはようございます。
これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎承認第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第1 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大宜味村工業用水道事業会計補正予算（第2号））を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって承認第4号については、承認することに決定しました。

◎承認第5号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第2 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

承認第5号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって承認第5号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第4号))を採決します。

本件は、承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって承認第5号については、承認することに決定しました。

◎同意第4号の質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第3 同意第4号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第4号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第4号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第4号 教育委員会委員の任命についての討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号 教育委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第4号 教育委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎同意第5号～同意第9号の一括上程、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第4 同意第5号 農業委員会委員の任命について、日程第5 同意第6号 農業委員会委員の任命について、日程第6 同意第7号 農業委員会委員の任命について、日程第

7 同意第8号 農業委員会委員の任命について及び日程第8 同意第9号 農業委員会委員の任命について、5件を一括して議題とします。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって一括して質疑を行います。内容が類似するため、質疑の際は同意番号を述べた後、質疑を許可します。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

同意第5号から同意第9号 農業委員会委員の任命については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本件は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第5号から同意第9号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから同意第5号から同意第9号 農業委員会委員の任命について、一括して討論を行います。内容が類似するため、討論の際は同意番号を述べた後、討論を許可します。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意5件を採決します。採決におきましては1件ごとに行います。

同意第5号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから同意第5号 農業委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第5号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第6号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから同意第6号 農業委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第6号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

同意第7号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。

これから同意第7号 農業委員会委員の任命について採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第7号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
同意第8号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。
これから同意第8号 農業委員会委員の任命について採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第8号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。
同意第9号 農業委員会委員の任命についてを議題とします。
これから同意第9号 農業委員会委員の任命について採決します。
本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって同意第9号 農業委員会委員の任命については、同意することに決定しました。

◎議案第38号の質疑、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第9 議案第38号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第38号は、経済建設常任委員会に付託します。

◎議案第39号の質疑、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第10 議案第39号 大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第39号は、総務常任委員会に付託します。

◎議案第40号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第11 議案第40号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第40号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第41号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第12 議案第41号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) それでは予算書18ページ、4款1項6目環境衛生費の中の24万円の還付金が計上されているわけですが、説明書によりますと、令和4年度沖縄振興特別推進市町村交付金実績報告修正に伴う返還金だと。その対象事業と返還になった理由についてお伺いをいたします。

次に予算書19ページ、6款1項3目農業振興費の中の農林水産物流通条件不利性解消事業の中の2,489万2,000円が事業計画変更による減という説明になっているんですが、その内容についてお示し願いたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 建設環境課長。

○ 建設環境課長(花田義徳) 議員の質疑にお答えします。

今回の24万円の返還に関しまして、環境保全美化推進事業、一括交付金を活用したものであります。対象外だったということで24万円を返還する予定であります。

○ 議長(大城佐一) 産業振興課長兼農業委員会事務局長。

○ 産業振興課長兼農業委員会事務局長(大嶺 実) お答えします。

農林水産物流通条件不利性解消事業の2,489万2,000円の減額でございますけれども、リュウキュウスギですね、今までは琉宮水産のほうで申請をして流通していたんですけれども、今回からですね、太新沖縄、関連会社なんですけど、糸満市と東京に事務所を構えていますけど、太新沖縄さんのほうがそのリュウキュウスギを県外に流通することによって、そこが県の不利性解消事業を活用することによって減額になっております。以上です。

○ 議長(大城佐一) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) この24万円の返還金については、対象外だからということの答弁なんですけど、対象外だから返還と、これは分かるんですよ。だからどの事業で、どういう理由だったかということは今言っていないんですが、どういう事業のものに対しての返還金だったかと私はお伺いしているんですよ。対象事業はどのような事業でしたか。

○ 議長(大城佐一) 建設環境課長。

○ 建設環境課長(花田義徳) 今回の部分は委託業務ということになっておりまして、適正飼育普及及び譲渡強化業務委託料、その部分になります。猫の適正飼育とかそういった部分の委託業務ですね。猫の適正飼育とか、あと猫の譲渡とか、そういった野良猫とかを保護して、それを適正譲渡したり、あとは猫をちゃんと適正飼育してくださいよというのを周知しているような形の委託業務をやっています。その一部分が補助金対象外という形になりましたので24万円を返還する予定となっております。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 10ページ、歳入18款繰入金、1項基金繰入金、12目喜如嘉の芭蕉布事業基金繰入金、1節喜如嘉の芭蕉布事業基金繰入金228万6,000円の基金取り崩し金。歳出は26ページになります。10款教育費、5項社会教育費、3目文化財保護費、18節負担金、補助金及び交付金228万7,000円の喜如嘉の芭蕉布事業補助金となっている。喜如嘉の芭蕉布事業基金条例は国指定重要無形文化財伝統工芸品に指定されている喜如嘉の芭蕉布事業が務めている、喜如嘉の芭蕉布事業協同組合、または喜如嘉の芭蕉布保存会が行う芭蕉布事業の技の保存継承振興に資することを目的とし、喜如嘉の芭蕉布事業基金を設置しているが、補助金交付申請等もなく事業内容が分からない。なぜ、年度途中の予算計上なのか。そして、補助金予算は補助金等交付規定や交付金審査委員会要綱などをどのように対応したのか、補助金内容が分かる説明と資料を求めます。

もう1件は、25ページ、歳出10款教育費、4項認定こども園費、3目認定こども園費、1節報償マイナスの172万9,000円の会計任用報酬となっているが、何が原因でそうになっているのか説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 議員の御質疑にお答えします。

まず、喜如嘉の芭蕉布事業に関しては、保存会のほうから補助金予算計上願いがあって、それに基づいてある程度審査を行った後、この予算計上という形で行っております。

認定こども園の報酬に関しては、今、当初会計年度任用職員、資格保有者の分を人数分予算計上していたんですけれども、その人数を確保できていないということで、4月から8月分までの実績分、確保できていない実績分として今回で補正減をしております。以上です。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 芭蕉布の件は、補助金を得て審査したと言うんですけど、説明資料にはほとんど載っていないので、それを委員会が始まる前に内容について出していただけませんか。

それとこども園の報酬については、採用できなかったということで減にしているんですけど、私は去年度も委員会の中で話したんですけど、やっぱり条件整備が、ほかの地域もなかなか集まらないということもあるんですけど、採用の条件とか住宅の問題もいろいろあるんじゃないかなということでも話されますけど、その辺はどういうふうに対応しているか説明を求めます。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） 補助金に関する資料は後ほど提供したいと思います。

あと、保育教諭の条件の面に関しては、すぐに条件を上げるということはかなり厳しいということもあって、また住宅に関しては、村内にアパートがあるんですけども、そこも満杯。あと村内の空き家などもなかなか貸してくれない状況。大宜味村のある意味特殊的な要因だと思うんですけども、その辺もありますのですぐには解決できない部分だと思います。その辺でやはり、そこをどうクリアしていくかというのは今後の課題なのかなと思いますので、そこは御理解いただければと思います。

○ 議長（大城佐一） 8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） 住宅事情についてはですね、私も今のこども園長にほかの件があって、ちょっと話を聞いてくれということで住宅事情の件を話しました。その件は現場と相談しながら、いい方向で進めていただきたいと思います。

それから任用についてはですね、採用について。私は正規職員だったら割と来るんじゃないかと、前か

らもそういうお話があったんですけど、正規職員と会計年度任用職員では待遇が違います。そして単年度単年度となっていくものですから、採用の年齢を、今、県教育委員会は59歳までとっばらっています。だからそういうふうな形で年齢制限にあって採用できなかった方もチャンスを与えれば、踏ん張ってどうにかできる体制もできると思いますので、再度その辺も検討をお願いします。答弁をお願いします。

○ 議長（大城佐一） 教育課長。

○ 教育課長（真喜志 亮） お答えします。

まず、議員に御理解いただきたいのは、今、保育教諭本務については定員に達しております。なので、今後、欠員が出た場合に関して年齢制限をどうするかというのは検討の余地はあるのかなと思いますので、今現在、保育教諭が不足しているのはあくまでも会計年度任用職員というのを御理解いただければと思います。

○ 議長（大城佐一） 吉浜 覚議員の質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条のただし書きの規定によって特に発言を許しますが、簡単明瞭をお願いします。8番 吉浜 覚議員。

○ 8番（吉浜 覚） どうもありがとうございます。

今、正規職員については定数の制限があると。それは私はとっばらったほうがいいと思うんですけど、財政上、運営上の問題をクリアしなければならないと思うんですけど。会計年度任用職員であつてもしばらく勤めていけば、次にはチャンスはあるんじゃないかと。そして今年齢制限を設けているんですが、そのチャンスがあればまだ踏ん張れると。またよそから来た人が会計年度任用職員でも、年齢もオーバーしても、このチャンスがあるんじゃないかという。将来に向けての展望が抱けるようにしてほしいと思います。過去にそれで転職した人もいます。またよそに行った人もいます。いろいろありますので、やっぱり1人も残らず最後までチャレンジできるチャンスを作っていただきたいと思いますので、要望して終わります。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって議案第41号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎議案第42号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第13 議案第42号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第42号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第43号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第14 議案第43号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算
(第2号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第43号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第44号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第15 議案第44号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算
(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査すること
にしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第44号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査
することに決定しました。

◎議案第45号の質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第16 議案第45号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算

(第1号)を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって議案第45号は、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第1号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長(大城佐一) 日程第17 認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 個々の項目についてというよりですね、収入未済額、不用額、これは特別会計、国保と水道等にも出てきているわけですが、そこでこの収入の確保について村長として今後どういうふうに取り組みを強化していくのか。その姿勢をまずはお聞きしておきたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 村長。

○ 村長(友寄景善) 収入なくして最終的に村の事業を展開できませんので、収入につきましてはいろいろ税収、国庫補助金等様々な項目があると思いますので、これは各課全庁体制ですね、税金も含めて取り組んで、しっかり確保して村の事業を展開してまいりたいと思います。

○ 議長(大城佐一) 6番 前田 孝議員。

○ 6番(前田 孝) 監査委員からの決算審査意見書を見てもですね、やっぱり不納欠損などについては地方税法の第15条の7と地方税法第18条、それに基づくものが多いということになっているんですが、地方税法の15条の7は滞納処分の停止の要件ということになって、その場合には滞納処分することができる財産がないときと、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときと。こういうときが地方税法の15条の7であって不納欠損として処分できるという既定なんですね。18条は地方税の消滅時効がうたわれているわけです。これは5年であるわけです。5年の消滅時効に至らないようにするためにはどういう方法があるかということは、それは民法第147条による誓約書と分割納付等そういう手続をきちんとやっていけば時効は中断されるというのが本筋なんですよ。ですから、どうも税法15条の7と税法18条によってパッパッとやられているようなことも危惧するわけです。そうすると収入未済の場合などによって、民法147条による誓約書とそういうようなものが発行されているのかですね。その辺きちんと教えて手続されているのかどうか。その辺を確認しておきたいと思いますのでよろしくお願ひします。

○ 議長(大城佐一) 財務課長。

○ 財務課長（佐久川紀亮） お答えいたします。

分納誓約等については、滞納者に対してはなるべく実際、調整して誓約書を書いてもらって分納してもらっている方もたくさんいらっしゃいますが、中には固定資産税とかそういった部分で相続が決まっていなかったとかその辺もありまして分納誓約できていない方々もいらっしゃいます。住民税、軽自動車税の多くは、先ほど議員がおっしゃっていた15条の7等での不納欠損が多いんですが、固定資産税については18条の時効消滅ということでの処分も多くなっていますので、なるべく相続人の調査とかをしっかりと、18条での不納欠損がないように今後とも取り組んでいきたいと思っております。

○ 議長（大城佐一） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 皆さん努力されているのは分かりますよ。ですが、やっぱり善良な納税者との均衡を保つためにはやっぱりそういう努力もしてもらいたいというのが本音なんです。それで民法147条による時効中断の措置等も十分考えられてやらないと。税を完納している方々からすると不公平感が出ないかという意識を持たれてくるのは誰でも一緒です、これは。その辺の不公平感をなくすためにはひとつ努力もしていただきたいと思うんですよ。

それでもう1点、住宅使用料、まずは特別会計なんですが水道使用料、そういうものについては、やっぱり行政からサービスを受けた対価ですから、住宅使用料も納付してもらわないと困ると思うんですよ。その場合は、現在は保証人制度をまた取っておられると思うんですがね。住宅関係。一般の流れとしても公営住宅の場合は保証人制度はもう廃止しようという流れもあるから、大宜味村は保証人制度を取っておられるならば、保証に対する手続とかどうなっているのかですね。その辺のこともやっぱり明確にやっていかなきゃならんと思うんですよ。サービスを受けた者に対しては、税とはちょっと異なってますよ、その辺の説明もきちんとやってもらったほうが理解が深まるんじゃないかと思うんですよ。使用料は税とは性格違うでしょう。そういうようなことも納税義務者には話しながら、説得もしながら進めていってもらいたいと思うんですが、今後の取り組みについて期待するわけですが、最後にひとつ、村長、収納対策委員会とか何とかも村にはあるわけですから。そういったもので協議してきちんとやって、何回持たれたか、それもういいですよ。そういう対策委員会とかもやってきちんとやるように、方向づけをやっていただきたいと思うんですが、最後にお考えをお伺いしたいと思います。

○ 議長（大城佐一） 村長。

○ 村長（友寄景善） 議員指摘にありました善良な納税者。不公平感がないようにしっかりと義務を果たしてもらいたく全庁体制で取り組んでまいりたいと思います。

○ 議長（大城佐一） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって認定第1号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第2号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第18 認定第2号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって認定第2号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第3号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第19 認定第3号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって認定第3号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第4号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（大城佐一） 日程第20 認定第4号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって認定第4号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第5号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第21 認定第5号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって認定第5号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

◎認定第6号の質疑、決算審査特別委員会の設置、委員会付託

- 議長(大城佐一) 日程第22 認定第6号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって認定第6号については、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

-
- 議長(大城佐一) お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

○ 議長（大城佐一） 休憩します。

（午前10時43分）

○ 議長（大城佐一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時53分）

◎諸般の報告

○ 議長（大城佐一） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会及び決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に7番 新崎悟一議員、副委員長に8番 吉浜 覚議員、決算審査特別委員会委員長に8番 吉浜 覚議員、副委員長に9番 平良嗣男議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎散会の宣告

○ 議長（大城佐一） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日は、これで散会します。

大変お疲れさまでした。

（午前10時54分）

令和5年第7回大宜味村議会定例会会議録

(第4号) 令和5年9月22日

1. 開議、閉会の日時

開 議 (令和5年9月22日 午前10時00分)

閉 会 (令和5年9月22日 午前10時57分)

2. 出席議員 (10名)

1 番議員 宮 城 貢

6 番議員 前 田 孝

2 番議員 宮 城 良 治

7 番議員 新 崎 悟 一

3 番議員 大 城 邦 彦

8 番議員 吉 浜 覚

4 番議員 大 山 美佐子

9 番議員 平 良 嗣 男

5 番議員 宮 城 美和子

10番議員 大 城 佐 一

3. 欠席議員 (0名)

な し

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

な し

5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 新 城 寛 主 任 宮 城 宏 幸

6. 議事日程（第4号）

日程番号	事件番号	件名	摘要
1	議案第38号	令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	委員長報告 質疑～表決
2	議案第39号	大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について	委員長報告 質疑～表決
3	議案第41号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	委員長報告 質疑～表決
4	議案第42号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
5	議案第43号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
6	議案第44号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
7	議案第45号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	委員長報告 質疑～表決
8	議案第40号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	委員長報告 質疑～表決
9	認定第1号	令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
10	認定第2号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
11	認定第3号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
12	認定第4号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
13	認定第5号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	委員長報告 質疑～表決
14	認定第6号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	委員長報告 質疑～表決
15	陳情第14号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（陳情）	委員長報告 質疑～表決
16	陳情第15号	健康保険証の存続を求める陳情	委員長報告 質疑～表決
17	意見案第2号	森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書	提案説明 付託省略
18	意見案第3号	健康保険証の存続を求める意見書	提案説明 付託省略

◎開議の宣告

○ 議長（大城佐一） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第1 議案第38号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。経済建設常任委員会委員長。

大議第113号

令和5年9月22日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

経済建設常任委員会

委員長 宮城良治

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第38号	令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約について	可決 全会一致

（宮城良治経済建設常任委員会委員長 登壇）

○ 経済建設常任委員会委員長（宮城良治） 経済建設常任委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第38号について、経済建設常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長、建設環境課長の出席を求め、9月14日午後1時30分から審査予定を2時間25分繰り上げて午前11時05分から審査をいたしました。

議案第38号 令和5年度村道根路銘上原線改良工事の請負契約について報告いたします。

工事名、令和5年度村道根路銘上原線工事道路改良工事、工事場所、大宜味村字根路銘地内、工事概要、道路改良工事L=68m。土工・擁壁工、補強盛土工となっており、請負金額、9,570万円。契約相手は有限会社山城建設で、履行期限は令和6年3月15日までとなっております。

議案第38号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第38号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 令和5年度村道根路銘上原線道路改良工事の請負契約についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第38号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第39号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長(大城佐一) 日程第2 議案第39号 大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の変更についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大議第114号

令和5年9月22日

大宜味村議会議長 大城佐一 殿

総務常任委員会

委員長 大城邦彦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第39号	大宜味村過疎地域持続的発展計画(令和3年度～令和7年度)の変更について	原案可決 全会一致

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

- 総務常任委員会委員長(大城邦彦) ただいま議題となりました議案第39号について、総務常任委員会における審査の経過及び結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長、企画観光課長兼プロジェクト推進室長の出席を求め、9月14日午後2時から審査予定を2時間30分繰り上げて午前11時30分から審査をいたしました。

議案第39号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について説明いたします。

今回の変更箇所については、6 生活環境整備、7) その他（河川の整備）の「（河川の整備）」の削除。（1）現状の課題点の本文中の「また、河川の流域を確保するための定期的な浚渫を行う必要がある。」の次に、「③塩屋漁港海岸は、大宜味村字塩屋の塩屋漁港区域内に位置し、海岸保全施設とした海岸が約780m設置されており、背後には住宅地域や旧学校施設がある。護岸の一部で塩害の影響を受け、ひび割れ等の老朽化が顕著に発生している。地域住民の生命の安全、財産の確保の観点から、護岸の機能を維持するため、早急な対応を行う必要がある。」を追加し、（その対策）「河口閉塞の改善に向けて、導流堤等の抜本的対策方法の検討を行う（②）の次に「・海岸保全施設の計画的な老朽対策を講ずることで、施設機能の維持・向上を図り、資産や人命を防護すると共に長寿化も踏まえたライフサイクルコスト縮減を図る（③）」を追加する。

その他、事業計画表（令和3年度～令和7年度）の表中における変更箇所の説明を受けました。

大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更について、変更手続きの対象となる事業の追加及び計画本文の修正を行うにあたり、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、この議案は提出されております。

議案第39号について、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしくご審議のほどをお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第39号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第39号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第39号 大宜味村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の変更についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第39号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第41号～議案第45号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第3 議案第41号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）、日程第4 議案第42号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、日程第5 議案第43号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第6 議案第44号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）及び日程第7 議案第45号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の5件について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大議第116号

令和5年9月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

予算審査特別委員会

委員長 新崎 悟一

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	審査の結果
議案第41号	令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）	原案可決 全会一致
議案第42号	令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第43号	令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決 全会一致
議案第44号	令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致
議案第45号	令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	原案可決 全会一致

（新崎悟一予算審査特別委員会委員長 登壇）

○ 予算審査特別委員会委員長（新崎悟一） 予算審査特別委員会委員長報告。ただいま議題となりました議案第41号から議案第45号までの5件について、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果について一括して報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として総務課長及び関係課長等の出席を求め、9月15日午前10時から審査を行いました。

議案第41号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）の主な内容は、歳入で普通交付税、73,148千円の増・北部連携促進特別振興対策特定開発事業推進費51,462千円の減・前年度繰越金268,736千円の増。

歳出で農林水産業費、農林水産物流通条件不利性解消事業等による29,821千円の減・土木費、北部連携促進特別振興対策特定開発事業による43,203千円の減・諸支出金、基金費234,369千円の増などによる補正で、274,391千円の増額補正であります。

議案第41号では、質疑において、令和5年度喜如嘉の芭蕉布事業補助金について、観光コンテンツ造

成事業自己負担が約208万円となっているが、全重協の大会の旅費は、村としても、当初予算から予算がなかったのか。

この事業は、今年度からか。

寄附がなければ、喜如嘉の芭蕉布の補助団体の自己資金だったのかななどの質疑に対し。

観光コンテンツ事業については、当初には無かった。

6月には申請があった。

全重協の旅費については、村が予算計上するものではない。

現在、保存会の会長は、この全重協の理事になっているため参加する旅費である。また、令和8年度に、全重協大会が大宜味村で開催されることから、参加すべきである。その中で計上願いとされた、などの回答がありました。

最後に質疑者より、国・県・村・保存会を含め芭蕉布の振興計画を実効性、持続性のある芭蕉布振興をつくっていただきたいとのご意見もありました。

次に、議案第42号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、歳入の、前年度繰越金、歳出の、予備費などによる補正で、78,952千円の増額補正であります。

次に、議案第43号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の主な内容は、歳入の、繰越金、歳出の、簡易水道一般管理修繕費及び予備費による補正で、5,427千円の増額補正であります。

次に、議案第44号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、歳入の一般会計繰入金、歳出の修繕費による補正で、7,760千円の増額補正であります。

次に、議案第45号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の主な内容は、歳入の、前年度繰越金、歳出の、予備費等による補正で、330千円の増額補正であります。

議案第41号は、質疑はあったものの、討論はなく、また、議案第42号から議案第45号の4件について、いずれも、質疑、討論はなく、5件ともに全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告といたします。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第41号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第41号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和5年度大宜味村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第41号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第42号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第42号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和5年度大宜味村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第42号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第43号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第43号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第43号 令和5年度大宜味村簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第43号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第44号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第44号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和5年度大宜味村公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって議案第44号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから議案第45号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第45号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和5年度大宜味村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。
本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第45号は、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議案第40号、認定第1号～認定第6号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第8 議案第40号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について、日程第9 認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、日程第10 認定第2号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11 認定第3号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12 認定第4号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13 認定第5号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について及び日程第14 認定第6号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についての7件について、一括して議題とします。
一括して委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長。

大 議 第 1 1 7 号

令和5年9月22日

大宜味村議会議長 大 城 佐 一 殿

決算審査特別委員会

委員長 吉 浜 覚

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第40号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	可 決 全会一致
認定第1号	令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について	認 定 全会一致

事件の番号	件名	審査の結果
認定第2号	令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第3号	令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第4号	令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第5号	令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定 全会一致
認定第6号	令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定について	認定 全会一致

(吉浜 覚決算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 決算審査特別委員会委員長（吉浜 覚） ただいま議題となりました議案第40号及び認定第1号から認定第6号までの7件について、決算審査特別委員会における審査の経過と結果を一括して報告いたします。

本委員会におきましては、9月20日、21日の2日間にわたり説明員として総務課長及び関係課長等の出席を求め、予算執行が議決の趣旨に沿って適正に合理的かつ効率的に運営され、所期の目的を十分に達成しているか、剰余金の処分が適正であるかを審査いたしました。

また、質疑においては村長・教育長出席のもと審査を行いました。

議案第40号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、平成25年度から開始された公営企業会計によるもので認定第6号に関連することから本委員会に付託されたものであります。質疑、討論はなく全会一致をもって可決すべきものと決定しました。

認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定については、林業総務費、水産業振興費において、予備費充用額と予算現額の差額について、決算上数字が妥当か、2点について質疑があり、執行部より、予備費の充用した予算について、歳出、予備費に戻すような補正というのは適當ではないが、違法とまでは言えない。

単純な誤りで、減額補正してしまったという経緯があり、今後こういうことがないように注意したいと答弁がありました。

討論はなく、全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

認定第2号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

及び、

認定第6号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定については、いずれも質疑、討論はありませんでした。

認定第2号～認定第6号の5件について全会一致をもって認定すべきものと決定しました。

以上、委員会における審査の結果を申し上げます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げまして報告を終わります。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第40号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第40号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第40号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は可決です。本件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって議案第40号は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから認定第1号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第1号について討論を行います。討論ありませんか。8番 吉浜 覚議員。

（8番 吉浜 覚議員 登壇）

○ 8番（吉浜 覚） 認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、反対の立場で討論を行います。

本認定は、歳入合計の歳入済額5,707,047,743円、歳出合計の支出済額5,092,005,320円となっており、歳入の16款 財産収入 1項財産運用収入 1目 財産貸付収入 1節 財産貸付収入13,132,616円の内、㈱フードリボンによる収入済額432,300円を含めて決算している。

大宜味村宇田港1043番地他7筆は、2003年3月28日に島袋義久元村長が農産物加工施設用地としてユーシーシー上島珈琲株式会社から土地の取得を行うために、大宜味村議会で決議した財産であり、自治法第244条の2の規定に基づき、大宜味村特産品（シークワサー）加工施設の設置管理運営に関する条例で定めた行政財産である。大宜味村における雇用機会の創出及び農業の振興を図るため、大宜味村で生産されるシークワサーを主とする特産品の加工施設を設置している。

しかし、村は行政財産を普通財産と偽り、パイナップル葉やバナナ茎など未利用農産資源の付加価値化による農家所得の向上、農業の振興と連動した新たな天然繊維等の産業創出により、住環境及び企業誘致や新産業創出による雇用環境等の整備が重要であるとして、2022年9月30日に㈱フードリボンと敷地の3,656.14㎡普通財産貸付契約として締結している。

一方では、村シークワサー産地協議会は、2023年度からGFPグローバル産地づくり推進事業を海外の市場のニーズ、需要に応じたロットの確保輸出先国も求める農薬規制、衛生管理等に対応した生産・加工体制を構築するための輸出事業計画の策定及び計画の実施体制の構築、事業効果の検証・改善、

その他本事業の趣旨に資する取組について支援をする事業を展開している。特産加工施設内敷地での、シークワサー産業経営基盤安定と高度化施設整備をGFPグローバル産地づくり推進事業との連動した地域活性化戦略の展望が見通せない、矛盾した行政行為である。

よって、自治法や自ら定めた条例を無視して、村特産品（シークワサー）加工施設敷地内での本村の特産品では無いバナナやパイナップルを活用した繊維工場等設置事業は農民や村民を背く行為であり、シークワサー経営基盤安定と後継者育成を阻む事業の財産貸付収入は認められるものではない、反対せざるを得ません。また、大宜味村議会は、シークワサーの里宣言をしている。どうか、本認定に対する各議員の賛同を求め、反対討論とします。

○ 議長（大城佐一） 次に原案に賛成者の発言を許します。2番 宮城良治議員。

（2番 宮城良治議員 登壇）

○ 2番（宮城良治） 認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど反対者からの意見の中で、フードリボンの財産の貸付けの件がありましたけれども、その件については執行部より丁寧な説明を受けております。

それで毎回ですが、村民を……何というか、誤解させるような発言等はやめていただきたいので、議員各位の御理解と賛同をお願い申し上げまして、賛成の立場での討論といたします。以上です。

○ 議長（大城佐一） ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） これで討論を終わります。

これから認定第1号 令和4年度大宜味村一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○ 議長（大城佐一） 起立多数です。

したがって認定第1号は、認定することに決定しました。

これから認定第2号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第2号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号 令和4年度大宜味村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって認定第2号は、認定することに決定しました。

これから認定第3号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第3号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号 令和4年度大宜味村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって認定第3号は、認定することに決定しました。

これから認定第4号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第4号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号 令和4年度大宜味村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって認定第4号は、認定することに決定しました。

これから認定第5号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第5号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号 令和4年度大宜味村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって認定第5号は、認定することに決定しました。

これから認定第6号について委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから認定第6号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号 令和4年度大宜味村工業用水道事業会計決算認定についてを採決します。

本決算に対する委員長の報告は認定です。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

- 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって認定第6号は、認定することに決定しました。

◎陳情第14号及び陳情第15号の一括上程、委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（大城佐一） 日程第15 陳情第14号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（陳情）及び日程第16 陳情第15号 健康保険証の存続を求める陳情について、一括して議題とします。

一括して委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大 議 第 1 1 5 号

令和5年9月22日

大宜味村議会議長 大 城 佐 一 殿

総務常任委員会

委員長 大 城 邦 彦

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

受理 番号	件 名	審査の結果	委員会の意見	措 置
14	森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（陳情）	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法 第99条の措置
15	健康保険証の存続を求める陳情	採 択	意見書の送付が妥当	地方自治法 第99条の措置

(大城邦彦総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長（大城邦彦） 陳情第14号、15号、総務常任委員長報告。ただいま議題となりました陳情第14号・15号について、一括して報告いたします。

9月14日午後2時から審査予定を2時間30分繰り上げて午前11時30分から行った結果をお手元に配布しております。

陳情第14号、森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（陳情）は、質疑・討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

次に陳情第15号、健康保険証の存続を求める陳情、質疑・討論はなく、全会一致をもって採択すべきものと決定し、関係機関へ要請するため地方自治法第99条の規定により意見書の提出が妥当との意見の一致を見ております。

ご審議のほどお願い申し上げます。

○ 議長（大城佐一） 以上で委員長の報告を終わります。

これから陳情第14号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（陳情）の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第14号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第14号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しについて（陳情）を採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって陳情第14号は、採択することに決定しました。

陳情第15号 健康保険証の存続を求める陳情についてを議題とします。

これから陳情第15号 健康保険証の存続を求める陳情についての委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから陳情第15号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第15号 健康保険証の存続を求める陳情について採決します。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情は、採択することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって陳情第15号は、採択することに決定しました。

◎意見案第2号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（大城佐一） 日程第17 全員発議により提出されました意見案第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。3番 大城邦彦議員。

（3番 大城邦彦議員 登壇）

○ 3番（大城邦彦） 意見案第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 宮城良治 大山美佐子 宮城美和子 前田 孝 新崎悟一 吉浜 覚
賛成者 平良嗣男

提案理由 森林は地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の多くの機能を有しており、住民に多くの恩恵をもたらしています。一方、近年、各地において森林の管理不足から、豪雨などによる災害が発生し、様々な課題に対応した取り組みが急務となっています。沖縄県では歴史的な背景から森林の所有形態が全国と違い公有林の占める割合が高く、森林整備は主に市町村有林において実施していますが、森林環境譲与税の譲与基準に市町村有林は含まれておりません。森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、森林の多い市町村への配分を高めるよう譲与基準の見直しを行うことと、森林整備を主として市町村有林で実施していることから、譲与基準に市町村有林を追加することを各関係機関に対し意見書の提出を行う。

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

沖縄県は、地理的に台風・干ばつ等自然被害を受けやすく、森林の持つ県土保全や水源涵養等の公益的機能の強化が重要であります。

そのため、森林経営管理制度に基づき森林整備を進めているが、担い手不足等から適切な管理が困難な状況となっています。

沖縄県の森林整備は、歴史的な背景から市町村有林を主体に実施しているが、財源不足から森林の持つ公益的機能の確保が喫緊の課題になっております。

以上のことから、下記事項の実現のため森林環境譲与税の譲与基準の見直しを強く要請する。

記

（1）森林整備等を着実に進め、山村地域等の再生に一層取り組むことができるよう、森林の多い市町村への配分を高めるよう譲与基準の見直しを行うこと。

（2）沖縄県の森林整備は、主として市町村有林で実施していることから、譲与基準に市町村有林を追加すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

宛先 農林水産大臣、総務大臣。

以上です。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第2号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○ 議長(大城佐一) 起立全員です。

したがって意見案第2号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第2号について討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(大城佐一) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第2号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(大城佐一) 異議なしと認めます。

したがって意見案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎意見案第3号の上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(大城佐一) 日程第18 全員発議により提出されました意見案第3号 健康保険証の存続を求める意見書を議題とします。

提案者からの提案理由の説明を求めます。3番 大城邦彦議員。

(3番 大城邦彦議員 登壇)

○ 3番(大城邦彦) 意見案第3号 健康保険証の存続を求める意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和5年9月22日

大宜味村議会議長 大城 佐一 殿

提出者 大城邦彦 宮城 貢 宮城良治 大山美佐子 宮城美和子 前田 孝 新崎悟一 吉浜 覚

賛成者 平良嗣男

提案理由 政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させたが、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えているところです。沖縄保険医協会が実施したアンケート調査(回答数107件)では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関81件のうち、38件(46.9%)が何らかのトラブルを経験しており、保険証を持っていないため正しい保険者情報を確認することができず窓口で10割負担となったケースが3ヵ所の医療機関で発生しているとの報告があり、経済的理由により受診が困難になることが懸念されます。いつでもどこでもだれでもが安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証の存続を求めるため、各関係機関に対し

意見書の提出を行う。

意見案第3号

健康保険証の存続を求める意見書

政府は、2024年秋に現行の健康保険証を廃止し、マイナンバーカードに一本化する法案を可決・成立させました。

しかし、誤登録や情報漏えい、「資格無効」と表示される等、マイナ保険証に関するトラブルが続出し、多くの患者・国民が不安を抱えています。

沖縄保険医協会が実施したアンケート調査（回答数107件）では、オンライン資格確認システムを運用する医療機関81件のうち、38件（46.9%）が何らかのトラブルを経験しています。主なトラブル内容として、カードリーダーやマイナ保険証の不具合により保険者情報が読み取れなかったケース、読み取った保険者情報が正しく反映されていなかったケース等を合わせて53件のトラブルが発生しています。そのうち保険証を持っていないため正しい保険者情報を確認することができず窓口で10割負担となったケースが3カ所の医療機関で発生し、経済的理由により受診が困難になることが懸念されます。

いつでもどこでもだれでもが安心して医療を受けられるように健康保険証の廃止は行わず、現在の健康保険証の存続を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月22日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣、法務大臣、デジタル大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上です。

○ 議長（大城佐一） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第3号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○ 議長（大城佐一） 起立全員です。

したがって意見案第3号は、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから意見案第3号について討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（大城佐一） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見案第3号 健康保険証の存続を求める意見書を採決します。

原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって意見案第3号は、原案のとおり可決されました。

○ 議長（大城佐一） お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（大城佐一） 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○ 議長（大城佐一） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和5年第7回大宜味村議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

（午前10時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

議会副議長

署名議員

署名議員